

平成22年度 私立短大教務担当者研修会

「短期大学教育に関連する文教施策の現状について」

平成22年10月12日（火）

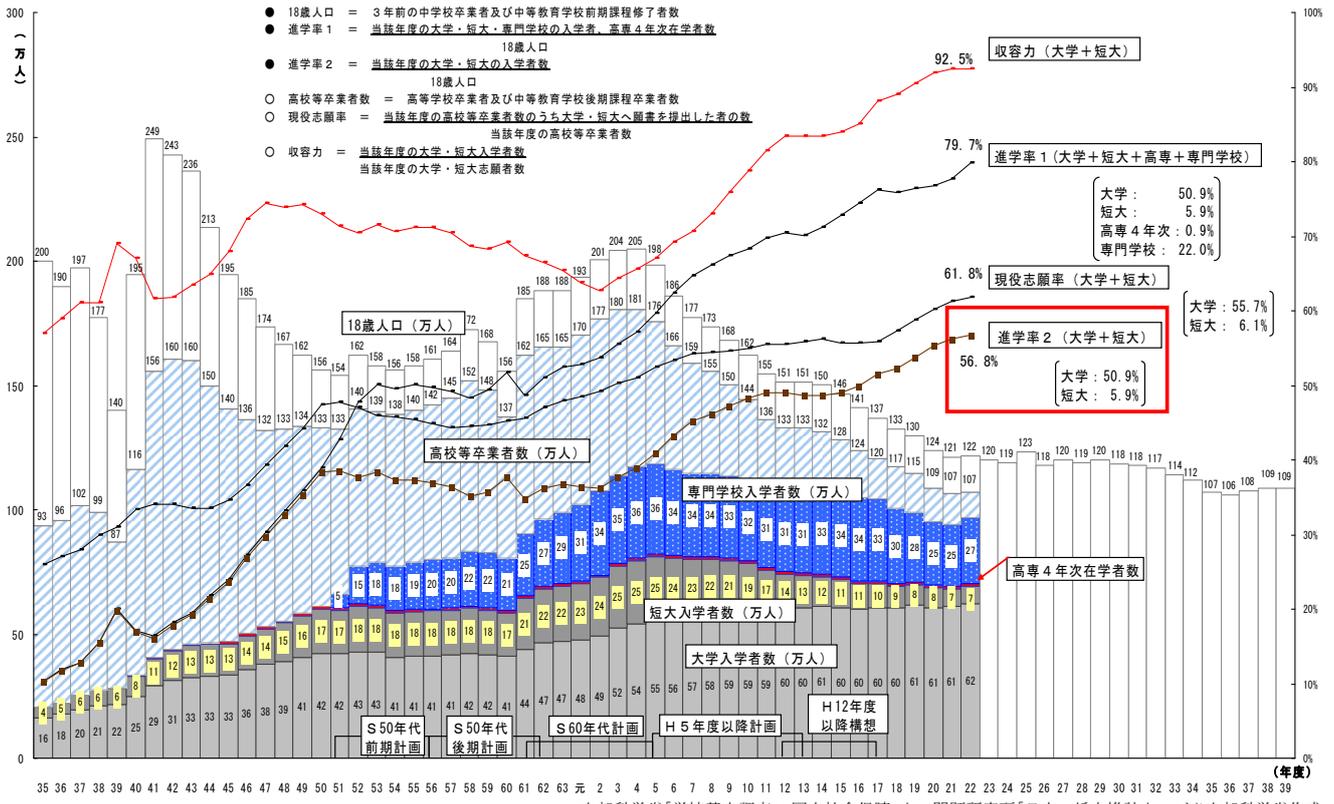
文部科学省高等教育局

大学振興課短期大学係

資料一覧・目次

・ 高等教育機関への入学者数・進学率等の推移等	1
・ 短期大学の現状	2
・ 私立大学・短期大学の入学定員充足状況	8
・ 「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況	9
・ 大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」の概要	10
・ 大学分科会における審議の経緯	12
・ 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月16日文部科学省大臣政務官通知）	13
・ 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（平成22年3月12日文部科学省大臣政務官通知）	18
・ 「新卒者雇用に関する緊急対策」及び「大学の就業力向上プラン」の実施等について（平成22年9月6日文部科学大臣省政務官通知）	22
・ 大学の就業力向上プラン（概要）	33
・ 平成22年度 大学教育・学生支援推進事業 大学教育推進プログラム 申請・選定状況	34
・ 平成22年度 大学生の就業力育成支援事業 申請・選定状況等	35
・ 平成23年度文部科学省概算要求・要望のポイント	38
・ 高等教育局主要事項－平成23年度概算要求－	44
・ 教育関係共同利用拠点制度について	52
・ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（第二次審議経過報告のポイント）等	55
・ 中央教育審議会諮問「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成22年6月3日 文部科学大臣）	57
・ 中央教育審議会 教員の資質能力向上 特別部会 委員名簿	61
・ 教員免許更新制について（平成22年9月16日 文部科学省）	62
・ 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月29日 少子化社会対策会議決定）（概要）	63
・ 短期大学の地域との連携・貢献等	65
・ 大学を活用した人材育成・コミュニティ形成の例	67
・ 短期大学教育の改善等の状況（速報版）	68

高等教育機関への入学者数・進学率等の推移



20年前との大学規模の比較

- ① 20年前と比較して、大学は250校以上増加(国立は10校減(ピーク時より13校減))。学生数は78万人増加。
- ② 短大は、学校数・学生数とも減少したが、大学・短大を合わせると進学率は36%から55%に上昇。進学希望者に対する入学者の割合(収容力)は、6割台から上昇し、現在9割以上。

【大学】

	学校数				学生数			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成元年度	96校	39校	364校	499校	47.8万人	5.7万人	147.9万人	201.4万人
平成21年度	86校	77校	595校	758校	60.6万人	13.4万人	205.1万人	279.1万人
増加数	▲10校	38校	231校	259校	12.8万人	7.7万人	57.2万人	77.7万人

【短期大学】

	学校数				学生数			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成元年度	42校	53校	490校	585校	1.9万人	2.2万人	41.5万人	45.6万人
平成21年度	-	21校	353校	374校	-	1.0万人	14.6万人	15.5万人
増加数	▲42校	▲32校	▲137校	▲211校	▲1.9万人	▲1.2万人	▲26.9万人	▲30.1万人

【計(大学と短期大学)】

	学校数				学生数			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成元年度	138校	92校	854校	1,084校	49.7万人	7.9万人	189.4万人	247.0万人
平成21年度	86校	98校	948校	1,132校	60.6万人	14.4万人	219.7万人	294.6万人
増加数	▲52校	6校	94校	48校	10.9万人	6.5万人	30.3万人	47.6万人

	元年度	21年度
現役志願率	49%	61%
大学・短大収容力	64%	92%
大学・短大進学率	36%	56%
現浪比率	5:2	6:1

大学数:平成21年度大学一覧(学生の募集を停止している大学を除く)
 学生数:平成21年度学校基本調査(「専攻科」「別科」「その他」の学生を含まない。)

短期大学の現状

1 短期大学数、学生数の推移

(1) 短期大学数の推移

年度	昭25	35	45	55	平2	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	比率(%)
国立	0	27	22	35	41	29	25	23	20	19	16	13	12	10	8	2	2	2	0	0.0
公立	17	39	43	50	54	62	60	59	55	51	50	49	45	42	40	34	29	26	26	6.6
私立	132	214	414	432	498	504	503	503	497	489	475	463	451	436	421	399	387	379	370	93.4
計	149	280	479	517	593	595 (2)	588 (△7)	585 (△3)	572 (△13)	559 (△13)	541 (△18)	525 (△16)	508 (△17)	488 (△20)	469 (△19)	435 (△34)	418 (△17)	407 (△11)	396 (△11)	100.0

- (注) 1 短期大学一覧による。
2 学生募集停止中の短期大学を含む。

(参考 1) 高等教育における短期大学の規模等(18歳段階)

	短期大学				大学				高等専門学校				合計
	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	
学校数	395 (32.0)	0 (0.0)	26 (2.1)	369 (29.9)	778 (63.1)	86 (7.0)	95 (7.7)	597 (48.4)	60 (4.9)	51 (4.1)	6 (0.5)	3 (0.2)	1,233 (100.0)
1年次 学生数	72,622 (10.2)	0 (0.0)	3,883 (0.5)	68,739 (9.7)	627,783 (88.2)	102,334 (14.4)	29,335 (4.1)	496,114 (69.7)	11,208 (1.6)	10,050 (1.4)	771 (0.1)	387 (0.1)	711,613 (100.0)

- (注) 1 学校数は、通信教育のみを行う学校(私立短期大学1校、私立大学5校)を除く。
2 学生数は、平成22年度学校基本調査(速報)による。(以下学生数については通信制を除く。)
3 割合は、合計に占める割合。(単位:%)
4 高等専門学校は、4年次学生数。

(参考 2) 4年制大学へ転換を図った短期大学数

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
短期大学数	3	4 (1)	5	7	8	6 (1)	15	15	23 (1)	13 (4)	17 (4)	19 (8)	19 (7)	15 (10)	12 (6)	4 (5)	2 (4)	5 (6)	6 (8)

- (注) 1 文部科学省調べ。
2 「短期大学数」は、4年制大学・学部を設置等に伴い、短期大学の全学科の学生募集を停止した学校数である。
3 ()内は、4年制大学・学部を設置等に関わらず、全学科の学生募集を停止した学校数であり、外数である。
4 このほか、平成5年度に短期大学の設置に伴う募集停止が1件、8年度及び19年度に短期大学の統合に伴う募集停止が2件ある。

(2) 男女別本科学生数の推移

(単位:人)

区分	平成元年			12年度			22年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国立	8,880	9,705	18,585	1,294	6,116	7,410	0	0	0
公立	3,418	18,591	22,009	1,874	18,301	20,175	956	7,784	8,740
私立	27,876	387,226	415,102	29,395	261,278	290,673	15,467	125,427	140,894
合計	40,174	415,522	455,696	32,563	285,695	318,258	16,423	133,211	149,634
(%)	(8.8)	(91.2)	(100.0)	(10.2)	(89.8)	(100.0)	(11.0)	(89.0)	(100.0)

(参考)

大学計	1,410,854	518,283	1,929,137	1,558,533	913,222	2,471,755	1,481,395	1,077,786	2,559,181
(%)	(73.1)	(26.9)	(100.0)	(63.1)	(36.9)	(100.0)	(57.9)	(42.1)	(100.0)

- (注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。大学は、学部学生のみ。
2 学校基本調査による。

(3) 分野別学生数の推移

(単位:人)

分野	昭45	50	55	60	平2	7	18	19	20	21	22
計	259,747 (100.0%)	348,922 (100.0%)	366,248 (100.0%)	366,180 (100.0%)	473,194 (100.0%)	489,322 (100.0%)	195,233 (100.0%)	179,958 (100.0%)	166,448 (100.0%)	155,127 (100.0%)	149,634 (100.0%)
人文	51,475 (19.8%)	73,645 (21.1%)	79,008 (21.6%)	85,056 (23.2%)	122,188 (25.8%)	129,176 (26.4%)	24,318 (12.5%)	22,678 (12.6%)	20,721 (12.4%)	19,248 (12.4%)	16,951 (11.3%)
社会	30,187 (11.6%)	37,915 (10.9%)	33,499 (9.1%)	35,990 (9.8%)	59,996 (12.7%)	65,363 (13.4%)	23,851 (12.2%)	21,400 (11.9%)	19,897 (12.0%)	18,518 (11.9%)	17,750 (11.9%)
教養	4,646 (1.8%)	6,421 (1.8%)	7,044 (1.9%)	8,315 (2.3%)	14,065 (3.0%)	17,224 (3.5%)	2,442 (1.3%)	2,367 (1.3%)	2,326 (1.4%)	2,241 (1.4%)	2,161 (1.4%)
工業	21,799 (8.4%)	23,335 (6.7%)	20,093 (5.5%)	19,787 (5.4%)	23,729 (5.0%)	22,360 (4.6%)	8,195 (4.2%)	6,934 (3.9%)	5,749 (3.5%)	4,768 (3.1%)	4,419 (3.0%)
農業	3,503 (1.3%)	4,173 (1.2%)	4,160 (1.1%)	4,106 (1.1%)	3,765 (0.8%)	3,692 (0.8%)	1,529 (0.8%)	1,304 (0.7%)	1,358 (0.8%)	1,370 (0.9%)	1,419 (0.9%)
保健	5,827 (2.2%)	10,023 (2.9%)	15,829 (4.3%)	20,544 (5.6%)	26,751 (5.7%)	30,651 (6.3%)	14,823 (7.6%)	13,494 (7.5%)	12,701 (7.6%)	12,385 (8.0%)	12,462 (8.3%)
家政	85,017 (32.7%)	97,369 (27.9%)	97,894 (26.7%)	95,617 (26.1%)	116,651 (24.7%)	115,477 (23.6%)	41,382 (21.2%)	37,977 (21.1%)	34,608 (20.8%)	31,730 (20.5%)	30,759 (20.6%)
教育	44,413 (17.1%)	78,007 (22.4%)	89,370 (24.4%)	76,179 (20.8%)	78,620 (16.6%)	74,381 (15.2%)	60,005 (30.7%)	54,688 (30.4%)	49,670 (29.8%)	45,946 (29.6%)	45,475 (30.4%)
芸術	12,686 (4.9%)	17,867 (5.1%)	19,195 (5.2%)	18,007 (4.9%)	21,494 (4.5%)	22,759 (4.7%)	8,335 (4.3%)	7,945 (4.4%)	7,521 (4.5%)	6,834 (4.4%)	6,121 (4.1%)
その他	194 (0.1%)	167 (0.0%)	156 (0.0%)	2,579 (0.7%)	5,935 (1.3%)	8,239 (1.7%)	10,353 (5.3%)	11,171 (6.2%)	11,897 (7.1%)	12,087 (7.8%)	12,117 (8.1%)

(注) 学校基本調査による。

2 入学者の状況等

(1) 短期大学・大学学部全体の入学者数、定員充足状況

区分		年度								
		平2	7	8	9	10	11	12	13	14
短期大学	入学定員	182,630	197,370	194,080	191,325	184,580	176,280	152,071	140,908	126,590
	入学者数	235,195	232,741	220,875	207,546	191,430	168,973	141,491	130,246	121,441
	充足率%	(128.8)	(117.9)	(113.8)	(108.5)	(103.7)	(95.9)	(93.0)	(92.4)	(96.0)
大学学部	入学定員	414,680	493,135	498,913	505,961	515,735	524,807	535,445	539,370	543,319
	入学者数	492,340	568,576	579,148	586,688	590,743	589,559	599,655	603,953	609,337
	充足率%	(118.7)	(115.3)	(116.1)	(116.0)	(114.5)	(112.3)	(112.0)	(112.0)	(112.2)

区分		年度								
		15	16	17	18	19	20	21	22	
短期大学	入学定員	116,433	105,746	99,761	95,866	92,342	87,577	83,052	78,751	
	入学者数	113,029	106,204	99,431	90,740	84,596	77,339	73,163	72,047	
	充足率%	(97.1)	(100.4)	(99.7)	(94.7)	(91.6)	(88.3)	(88.1)	(91.5)	
大学学部	入学定員	543,818	545,261	551,775	561,959	567,123	570,250	571,921	575,325	
	入学者数	604,785	598,331	603,760	603,054	613,613	607,159	608,730	619,073	
	充足率%	(111.2)	(109.7)	(109.4)	(107.3)	(108.2)	(106.5)	(106.4)	(107.6)	

- (注) 1 1部、2部、3部の本科(学部)学生定員及び入学者数の合計。
2 学校基本調査、短期大学一覧、大学一覧による。

(2) 短期大学・大学の女子の進学率

(単位: %)

年度	平3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
短期大学	23.1	23.5	24.4	24.9	24.6	23.7	22.9	21.9	20.2	17.2	15.8	14.7	13.9	13.5	13.0	12.4	11.9	11.5	11.1	10.8
大学	16.1	17.3	19.0	21.0	22.9	24.6	26.0	27.5	29.4	31.5	32.7	33.8	34.4	35.2	36.8	38.5	40.6	42.6	44.2	45.2

- (注) 1 進学率=女子入学者数/3年前の中学校の卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者のうち女子の数
2 学校基本調査による。

(3) 短期大学・大学の自県内入学率

(入学者のうち、当該短期大学・大学の存在する県内高等学校卒業生の割合)

(単位: %)

年度	50	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
短期大学	57.5	60.1	59.2	57.8	58.1	57.8	58.0	58.0	59.3	59.5	59.9	60.4	61.1	61.9	63.1	63.3	63.7	64.0	65.1
大学	36.1	38.7	35.5	36.0	36.2	36.3	37.1	37.8	38.8	39.1	39.5	39.5	39.7	40.1	40.8	41.0	41.2	41.5	42.0

- (注) 学校基本調査による。

3 卒業者の進路状況

(1) 卒業者の進路・就職状況

年	卒業者数	進路別内訳								(参考) 大学編入 学者数
		大学等へ の入学者	就職者			専修学校・外国 学校等入学者	一時的な 就労者	左記以外	死亡・不詳	
			計	男	女					
50	140,938 (100.0)	5,022 (3.6)	103,314 (73.3)	11,993 (8.5)	91,321 (64.8)	—	—	25,047 (17.8)	7,555 (5.4)	—
60	174,624 (100.0)	5,085 (2.9)	140,870 (80.7)	9,122 (5.2)	131,748 (75.4)	—	—	23,184 (13.3)	5,485 (3.1)	3,344
2	208,358 (100.0)	6,900 (3.3)	181,229 (87.0)	10,923 (5.2)	170,306 (81.7)	—	2,167 (1.0)	14,543 (7.0)	3,519 (1.7)	4,528
7	246,474 (100.0)	14,213 (5.8)	161,090 (65.4)	10,164 (4.1)	150,926 (61.2)	—	10,896 (4.4)	51,351 (20.8)	8,924 (3.6)	10,297
14	130,597 (100.0)	13,312 (10.2)	78,779 (60.3)	5,655 (4.3)	73,124 (56.0)	—	11,138 (8.5)	25,422 (19.5)	1,946 (1.5)	10,850
15	119,151 (100.0)	13,222 (11.1)	71,146 (59.7)	5,195 (4.4)	65,951 (55.4)	—	9,968 (8.4)	23,085 (19.4)	1,730 (1.5)	10,255
16	112,006 (100.0)	12,495 (11.2)	69,029 (61.6)	5,474 (4.9)	63,555 (56.7)	2,886 (2.6)	8,521 (7.6)	17,709 (15.8)	1,366 (1.2)	10,073
17	104,621 (100.0)	12,031 (11.5)	68,035 (65.0)	5,796 (5.5)	62,239 (59.5)	2,990 (2.9)	6,655 (6.4)	13,829 (13.2)	1,081 (1.0)	9,873
18	99,611 (100.0)	11,674 (11.7)	67,480 (67.7)	6,089 (6.1)	61,391 (61.6)	2,579 (2.6)	5,177 (5.2)	11,899 (11.9)	802 (0.8)	9,462
19	92,100 (100.0)	11,026 (12.0)	64,623 (70.2)	5,832 (6.3)	58,791 (63.8)	2,120 (2.3)	4,285 (4.7)	9,452 (10.3)	594 (0.6)	8,943
20	83,900 (100.0)	9,524 (11.4)	60,412 (72.0)	5,134 (6.1)	55,278 (65.9)	1,853 (2.2)	3,215 (3.8)	8,400 (10.0)	494 (0.6)	7,701
21	78,056 (100.0)	9,003 (11.5)	54,587 (69.9)	4,263 (5.5)	50,324 (64.5)	1,553 (2.0)	3,450 (4.4)	9,037 (11.6)	426 (0.5)	7,062
22	70,644 (100.0)	8,350 (11.8)	46,075 (65.2)	3,264 (4.6)	42,811 (60.6)	1,718 (2.4)	3,875 (5.5)	9,935 (14.1)	691 (1.0)	6,714

- (注) 1 学校基本調査による。
 2 卒業者は当該年3月の卒業者数、編入学者数は当該年4月の入学者数。
 3 就職者には、大学等への入学者のうち就職している者も含む。
 4 大学等への入学者とは、大学、短期大学の本科、別科、専攻科へ入学した者。
 5 ()内の数字は割合。(単位:%)

(2) 4年制大学への編入学者数

年度 区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
編入学受入数	17,877	15,091	14,607	14,905	15,169	15,009	14,650	13,249	12,549	11,837
短期大学卒業 者	13,611 (8.7%)	10,850 (8.3%)	10,255 (8.6%)	10,073 (9.0%)	9,873 (9.4%)	9,462 (9.5%)	8,943 (9.7%)	7,701 (9.2%)	7,062 (9.0%)	6,714 (9.5%)
高等専門学 校卒業 者	2,535	2,512	2,545	2,871	2,977	2,990	2,998	2,911	2,977	2,898
専修学校(専門 課程)卒業 者	1,731	1,729	1,807	1,961	2,319	2,557	2,709	2,637	2,510	2,225
(参考) 短期大学卒業 者数	156,837	130,597	119,151	112,006	104,621	99,611	92,100	83,900	78,056	70,644
大学入学 者数 (学部)	603,953	609,337	604,785	598,331	603,760	603,054	613,613	607,159	608,730	619,073

- (注) 1 「編入学受入数」とは、当該年度に大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 2 「短期大学卒業者数(参考)」とは、当該年度の前年度3月の卒業者数。
 3 「短期大学卒業者」欄の下段は、「(参考)短期大学卒業者数」に対する割合。
 4 学校基本調査による。

(3) 出身学科別・産業別就職者数（平成22年3月卒業者）

学科 区分	計	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他
農業、林業	115 0.2%	9 0.2%	7 0.1%	0 0.0%	4 0.4%	50 23.5%	1 0.0%	14 0.1%	2 0.0%	2 0.2%	26 0.8%
漁業	3 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
鉱業、採石業、 砂利採取業	3 0.0%	1 0.0%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
建設業	428 0.9%	65 1.6%	66 1.2%	14 2.0%	13 1.2%	39 18.3%	1 0.0%	130 1.4%	15 0.1%	21 1.9%	64 2.0%
製造業	2,415 5.2%	416 10.5%	331 6.1%	58 8.4%	158 14.0%	41 19.2%	13 0.4%	988 10.3%	74 0.4%	97 8.6%	239 7.4%
電気・ガス・ 熱供給・水道業	129 0.3%	35 0.9%	22 0.4%	5 0.7%	2 0.2%	0 0.0%	2 0.1%	41 0.4%	10 0.1%	3 0.3%	9 0.3%
情報通信業	533 1.2%	120 3.0%	147 2.7%	17 2.5%	46 4.1%	0 0.0%	4 0.1%	73 0.8%	22 0.1%	32 2.8%	72 2.2%
運輸業、郵便業	542 1.2%	181 4.6%	124 2.3%	25 3.6%	31 2.8%	1 0.5%	6 0.2%	71 0.7%	20 0.1%	15 1.3%	68 2.1%
卸売業、小売業	5,515 12.0%	980 24.6%	754 13.9%	153 22.2%	485 43.1%	27 12.7%	47 1.6%	1,822 18.9%	261 1.5%	236 20.8%	750 23.3%
金融業、保険業	1,542 3.3%	454 11.4%	263 4.9%	123 17.9%	17 1.5%	0 0.0%	2 0.1%	336 3.5%	67 0.4%	44 3.9%	236 7.3%
不動産業、 物品賃貸業	332 0.7%	76 1.9%	68 1.3%	20 2.9%	12 1.1%	0 0.0%	1 0.0%	81 0.8%	16 0.1%	9 0.8%	49 1.5%
学術研究、専門・ 技術サービス業	482 1.0%	54 1.4%	80 1.5%	6 0.9%	8 0.7%	0 0.0%	6 0.2%	140 1.5%	10 0.1%	57 5.0%	121 3.8%
宿泊業、 飲食サービス業	1,881 4.1%	305 7.7%	171 3.2%	35 5.1%	14 1.2%	3 1.4%	28 0.9%	1,043 10.8%	78 0.4%	49 4.3%	155 4.8%
生活関連サー ビス業、娯楽業	1,491 3.2%	265 6.7%	133 2.5%	25 3.6%	15 1.3%	1 0.5%	154 5.1%	415 4.3%	132 0.7%	137 12.1%	214 6.6%
教育、学習支援業	6,285 13.6%	176 4.4%	361 6.7%	27 3.9%	10 0.9%	4 1.9%	55 1.8%	307 3.2%	5,066 28.7%	134 11.8%	145 4.5%
医療、福祉	20,917 45.4%	345 8.7%	2,320 42.8%	86 12.5%	44 3.9%	13 6.1%	2,669 88.3%	3,001 31.2%	11,441 64.8%	209 18.4%	789 24.5%
複合サービス事業	468 1.0%	110 2.8%	98 1.8%	34 4.9%	7 0.6%	7 3.3%	3 0.1%	130 1.4%	17 0.1%	10 0.9%	52 1.6%
サービス業 (他に分類されないもの)	1,957 4.2%	210 5.3%	258 4.8%	38 5.5%	251 22.3%	3 1.4%	4 0.1%	804 8.4%	207 1.2%	45 4.0%	137 4.3%
公務 (他に分類されるものを除く)	690 1.5%	130 3.3%	89 1.6%	21 3.1%	7 0.6%	5 2.3%	21 0.7%	151 1.6%	181 1.0%	22 1.9%	63 2.0%
上記以外のもの	347 0.8%	45 1.1%	125 2.3%	1 0.1%	1 0.1%	17 8.0%	7 0.2%	76 0.8%	31 0.2%	11 1.0%	33 1.0%
計	46,075 100.0%	3,977 100.0%	5,420 100.0%	688 100.0%	1,125 100.0%	213 100.0%	3,024 100.0%	9,623 100.0%	17,650 100.0%	1,133 100.0%	3,222 100.0%

(注) 1 学校基本調査による。

2 就職進学者数を含む。

(4) 就職内定状況

② 就職(内定)率の推移(平成18年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	68.1% (66.4%)	79.6% (78.2%)	87.7% (86.8%)	96.3% (96.0%)
短期大学	33.0%	54.2%	70.6%	94.3%
高等専門学校	95.7%	97.3%	98.4%	98.8%
専修学校 (うち女子)	46.9% (43.8%)	68.7% (69.2%)	83.3% (86.3%)	93.8% (95.0%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

③ 就職(内定)率の推移(平成19年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	69.2% (68.2%)	81.6% (81.4%)	88.7% (88.2%)	96.9% (97.3%)
短期大学	38.5%	60.7%	76.7%	94.6%
高等専門学校	96.4%	98.7%	99.6%	99.6%
専修学校 (うち女子)	49.0% (46.3%)	68.8% (68.8%)	81.6% (82.9%)	93.7% (93.3%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

④ 就職(内定)率の推移(平成20年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	69.9% (70.1%)	80.5% (80.5%)	86.3% (86.2%)	95.7% (95.4%)
短期大学	39.4%	56.9%	75.8%	94.5%
高等専門学校	94.8%	95.8%	99.0%	100.0%
専修学校 (うち女子)	46.2% (44.0%)	63.1% (62.5%)	78.8% (78.6%)	91.8% (91.4%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

① 就職(内定)率の推移(平成21年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学 (うち女子)	62.5% (61.6%)	73.1% (73.2%)	80.0% (79.9%)	91.8% (91.5%)
短期大学	29.0%	47.4%	67.3%	88.4%
高等専門学校	94.7%	96.9%	97.3%	99.5%
専修学校 (うち女子)	43.4% (41.2%)	56.7% (56.1%)	72.4% (70.9%)	87.4% (87.0%)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

⑤ 就職(内定)率の経年比較

	平15.4.1	平16.4.1	平17.4.1	平18.4.1	平19.4.1	平20.4.1	平21.4.1	平22.4.1
大学 (うち女子)	92.8% (92.2%)	93.1% (93.2%)	93.5% (93.8%)	95.3% (95.0%)	96.3% (96.0%)	96.9% (97.3%)	95.7% (95.4%)	91.8% (91.5%)
短期大学	89.6%	89.5%	89.0%	90.8%	94.3%	94.6%	94.5%	88.4%
高等専門学校	95.7%	100.0%	98.5%	96.7%	98.8%	99.6%	100.0%	99.5%
専修学校 (うち女子)	85.0% (83.9%)	90.3% (91.7%)	92.5% (93.3%)	91.8% (91.2%)	93.8% (95.0%)	93.7% (93.3%)	91.8% (91.4%)	87.4% (87.0%)

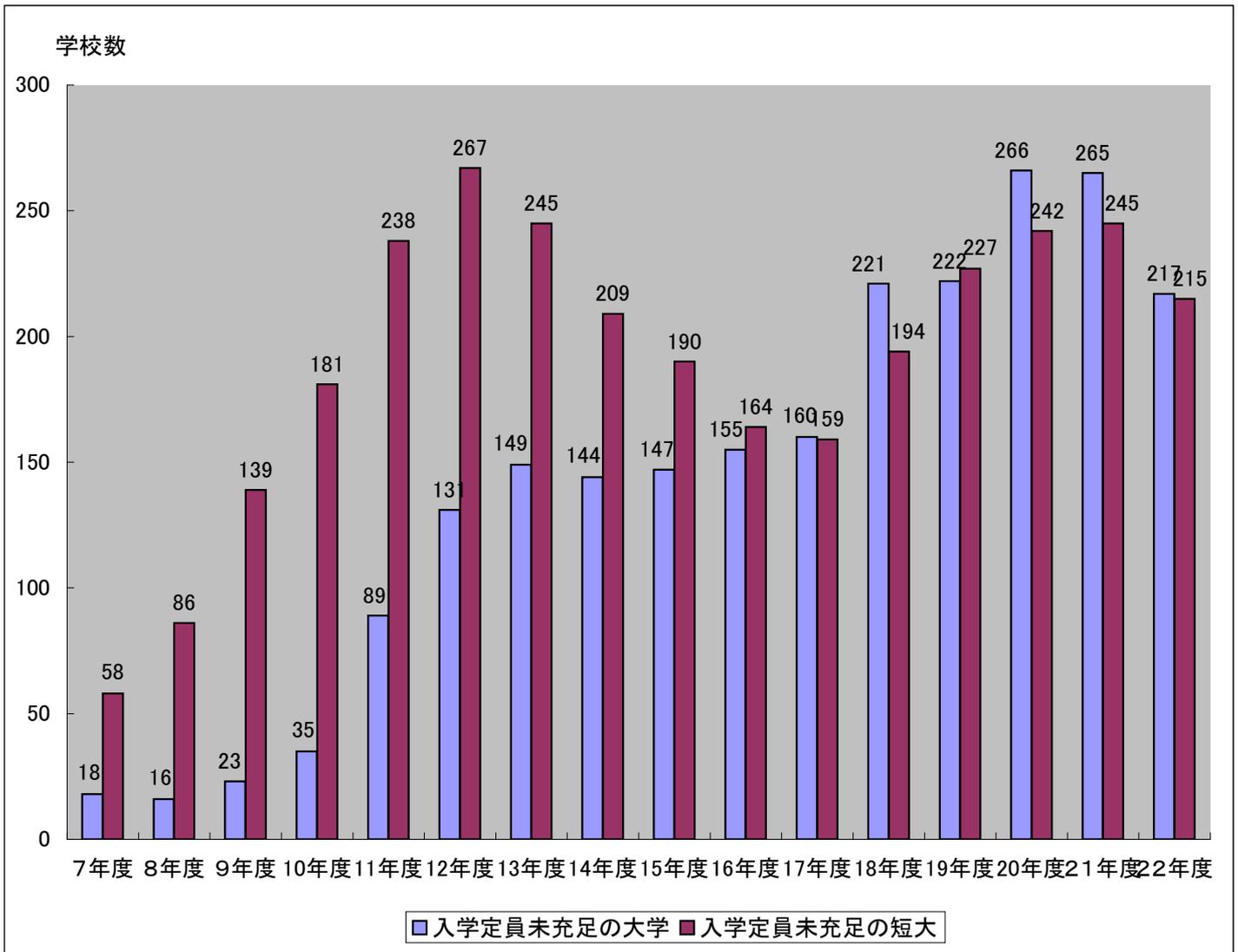
(注) 文部科学省・厚生労働省調査による。

私立大学・短期大学の入学定員充足状況

(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大 学 数	410	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569
入学定員未充足の大学	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	217
未充足割合	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.1%
短 大 数	491	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344
入学定員未充足の短大	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215
未充足割合	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%

(注)大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況

(第1～3に関連する各種の行財政システムの検討も必要)

第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育

1. 社会や学生の多様なニーズに対応する大学教育
 - △ 将来の社会的ニーズを見込んで充実すべき教育内容
→ 大学分科会全体を通じて議論
 - △ 通信制と通学制との区分を存続することの是非
→ 通信制と通学制の大学に関する検討WGで検討
 - △ 大学院教育振興施策要綱の検証(大学院教育の実質化, 教員の意識改革, 産業界との連携等)
→ 大学院部会で議論
2. 「学位プログラム」を中心とする大学制度・教育の再構成
 - △ 大学教育における学位プログラムの整備(体系的なカリキュラム整備とその実施, そうした活動の可視化等)
→ 質保証システム部会などで検討
3. 社会的要請の特に高い分野における人材養成
 - △ 高度専門職業人の計画的な養成, 教育課程の充実
→ 専門的人材養成WGで検討
4. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方
 - (1) 大学の自主的・自律的な質保証活動
 - 教育情報の公表の促進
 - (2) 設置基準と設置認可審査の関係
 - △ 定性的・抽象的な基準の具体化・明確化
 - △ 大学教育の理念に内包されているルールの実定化
 - (3) 設置基準と認証評価の関係に関する課題
 - △ 認証評価の判定と設置基準の関係等の明確化
 - (4) 設置認可審査と認証評価における課題
 - △ アフターケアと認証評価の接続と連携
 - △ 機能別・分野別の質保証
 - △ 専門職大学院の認証評価の特例措置の在り方
→ 質保証システム部会で審議

第2 グローバル化の進展の中での大学教育

1. 大学の国際競争力の向上のための方策
 - 大学の国際競争力の向上の意義と, 必要な方策
 - ダブル・ディグリー等, 外国の大学との組織的・継続的な教育連携のガイドライン作成
→ グローバル化検討WGで検討
2. 大学の評価における国際的な視点の導入と, 世界的規模での大学に関する評価活動への対応
 - △ 諸外国の質保証の基準について, 我が国の質保証システムへの取り入れ
→ 質保証システム検討部会で検討
 - △ AHELO等の様々な国際的な質保証の取組への対応
→ AHELO・WGで検討
 - 国際的評価や海外発信の観点からのガイドライン作成
→ 国際的評価WGで検討
3. アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上
 - △ 国際的な学生・教員の流動性をより一層高める方策
→ グローバル化検討WGで検討
5. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策
 - △ 学生支援・学習環境整備の質保証の具体化・明確化
 - 社会的・職業的自立に関する指導等の実施の明確化
 - △ 履修支援, 生活支援, 留学生支援の総合的整備
 - 総合的な経済的支援(TA・RA等の経済的支援)
→ 大学行財政部会, 大学院部会で審議

第3 人口減少期における我が国の大学の全体像

1. 人口減少期における大学全体の健全な発展
 - (1) 量的規模の検討
 - △ 社会人, 高齢者等の大学就学やグローバル化を踏まえた量的規模(学士・修士・博士ごと, 分野別・地域別)
 - 社会人学生の受入れの促進
 - (2) 適正規模の観点からの自主的な組織見直しへの支援
 - △ 複数大学が, 一元化により経営の効率化を図ること等を条件として, その準備経費や激変緩和等の支援
 - △ 計画的な定員調整の支援
 - △ 短大設置基準の専任教員数の見直し
 - (3) 健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化
 - △ 定員割れ, 定員超過の取扱いの厳格化
 - (4) 財務・経営に関する情報公開の促進
 - 財務・経営情報の情報公開の促進
2. 大学の機能別分化の促進と大学間ネットワーク
 - (1) 機能別分化の促進
 - △ 機能別分化の促進と公財政による支援
 - (2) 大学間のネットワークの構築について
 - 教育関係の共同利用拠点の制度化と活用
→ 全国共同利用検討WGで検討
 - △ 教育課程の共同実施やコンソーシアムへの支援
→ 大学規模・大学経営部会で審議
3. 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策
 - △ 歴史的経緯を踏まえた計画的な人材養成の現状と意義
 - △ 関連して, 国立と公立の役割。さらに私立の役割
 - △ 設置形態別の大学の役割分担と, 国公私を通じた大学の機能別分化の在り方
→ 大学行財政部会で審議

●: 具体的な改善を提起
△: 一定の方向性を提示
-: 現時点では, 論点の提示にとどまる

大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」

(平成22年2月～6月の審議経過概要)

- 大学は、多様な学問の継承・発展、新たな知識・技術の創造と地域・社会への還元、知性豊かな人材養成等を行う教育研究拠点として、近年の国内外の様々な課題を背景に、その社会的役割が一層高まっている。
- そうした中で、大学分科会は、各部会・WGを設置して検討を進めており、本年2月～6月の審議を踏まえ、その概要を取りまとめた。

1. 多岐にわたる審議事項において、大学教育の質保証のための2つの論点が基調。

○大学教育が、学位プログラムとして構成されることに着目した質保証

- ・体系的なカリキュラムの整備と、それに沿った教育の実施。
- ・修得すべき専門的知識・技術の明確化。
- ・学位に付される専門分野名が、修得した知識・技術の内容に対応。

○各大学の個性・特色に基づく機能別分化の進展とその機能に応じた評価等

- ・各大学では、その個性・特色に基づく、自主的・自律的な機能別分化が進展。
- ・各大学が、どういう機能に比重を置いて、その努力が評価・認知されることが重要。

2. これまでの主な審議状況。

(1) 公的な質保証システムの整備とその一環としての教育情報の公表の促進等

- 公的な質保証システム（設置基準、設置認可、認証評価）を整備。
 - ・大学の設置認可審査に当たっての基準の明確化（例：施設・設備、独立大学院、実務家教員）。また、更に検討すべき課題を整理（例：海外のダブル・ディグリー）。
- 各大学・大学団体の自主的・自律的な取組を支援。
 - ・各大学の機能別分化に係る取組への支援方策について検討が必要（例：質保証に係る観点・指標の在り方や、観点・指標を開発していくための推進方策）。
 - ・「学士課程答申」の三つの方針（学位授与、教育課程の内容・方法、入学者受入れ）の明確化に関する課題の検証。

- 公的な教育機関としての責務と、教育力の向上の観点から、教育情報として公表すべき最低限の事項を明確化（学校教育法施行規則等の改正を答申済み）。

(2) 幅広い年齢層の者が学ぶ大学教育の推進

- 履修対象者を明確にした教育プログラムの整備，大学間連携を通じ地域ニーズに応じた人材養成，学修成果の評価・活用の促進。

(3) 大学教育のグローバル展開の促進

- 海外の大学とのダブル・ディグリー等による教育連携促進の運用上のガイドラインを整備。
- アジア地域経済の一体的進展を踏まえた人材育成（海外とのインターンシップや短期交流の促進）。
- アジア地域における大学教育の質保証の枠組構築に向けて努力。

(4) 大学院教育の飛躍的な充実

- 従来の大学院振興施策について，24の学問分野別に計約350専攻，専門職学位課程の84専攻を対象に，これまでの成果や課題の検証を実施。
- これを基に，「第2次大学院教育振興施策要綱」（仮称）の策定を視野に，学位プログラムとしての博士課程教育の確立や，世界的な大学院教育拠点の形成等，今後の新たな施策を検討。

(5) 質保証を支えるための国公立大学の健全な発展

- 国際的動向や歴史的経緯を踏まえつつ，国公立大学の機能と役割を整理。
- 大学に係る基盤的経費及び国公立大学を通じた大学教育改革の取組の支援（デュアル・サポート）と，学生への経済的支援。
 - ・GP，COEの取組に関し，ヒアリングを行い，課題を整理。
- 私立大学の健全な発展のための対応を整理。
 - ・私学の「自立・発展」「連携・共同」「撤退」といった観点から，きめ細かな経営相談・支援を充実。
 - ・私立大学団体による財務・経営情報の公開に関するガイドラインにより，透明性の一層の向上。
 - ・私学助成の拡充と，個性・特色ある取組への財政支援。
- 大学の機能別分化を踏まえた施策の充実，各大学の特色を踏まえた評価の検討。

大学分科会における審議の経緯

20年9月 諮問「中長期的な大学教育の在り方について」

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度・教育
- (2) グローバル化の進展
- (3) 人口減少期における大学の全体像

20年12月 答申「学士課程教育の構築に向けて」

- (1) 「学位授与」「教育課程」「入学者受入れ」の3つの方針の明確化
- (2) そのほか、FD・SDの重要性、質保証（情報公開を含む）、公財政支援

21年6月 大学分科会「第一次報告」

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度・教育
 - ・公的な質保証システム（設置基準、設置認可審査、認証評価の課題）
 - ・学生支援・学習環境整備の重要性（履修指導・就職支援を含む）
- (2) グローバル化の進展
 - ・大学の国際競争力の向上
- (3) 人口減少期における大学の全体像
 - ・機能別分化の促進
 - ・大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直し
 - ・大学の適正な発展のための収容定員の取扱いの適正化
 - ・情報公開の促進（教育活動の情報、財務・経営情報の情報）

21年8月 大学分科会「第二次報告」

- (1) 公的な質保証システム
 - ・設置基準、設置認可審査、認証評価の課題
 - ・教育情報の公開の促進
 - ・職業指導（キャリアガイダンス）
- (2) 大学院教育
- (3) 学生への経済的支援

22年1月 諮問「大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について」

大学分科会「第三次報告」

（諮問）
教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立」に関する指導等（キャリアガイダンス）の制度化について

（第三次報告）

21年8月から22年1月までの審議経過概要を整理

22年5月 諮問「大学設置基準等の改正について」（教育情報の公表について）

22年6月 大学分科会「第四次報告」

（22年2月から6月までの審議経過概要を整理）

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について

【大学等の教育情報の公表の促進】

1. 改正趣旨

中央教育審議会大学分科会においては、大学教育が学位を与える課程（プログラム）として構成されることに着目した質保証、各大学の個性・特色に基づく機能別分化への支援の観点等から、大学の質の保証に関する審議を行っている。

これらの審議を踏まえ、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、公表すべき必要な教育情報を法令上明確にする。

また、大学教育の質を向上させる観点から、学位を与える課程（プログラム）に関する教育情報の積極的な公表を促進することを法令上明確にする。

このため、学校教育法施行規則、大学設置基準等の一部の改正を行う。

2. 改正の概要

I. 大学が公的な教育機関であり、社会に対する説明責任を果たすという観点から、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとし（学校教育法施行規則第172条の2を新設）、情報の公表は、適切な体制を整えた上で、広く周知を図ることができる方法によって行うものとする（同条第3項）。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
- 二 教育研究上の基本組織に関する事
- 三 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

II. 教育の質の向上を図り、学位を与える課程（プログラム）の情報を積極的に公表する観点から、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報の公表を、努力義務として定める（同条第2項）。

※ I 及び II の規定は大学院、短期大学についても適用される。また、高等専門学校にも準用する。

III. 認証評価において、上記の情報の公表の取組状況が確認されるよう、必要な規定を追加する（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条の改正）。

IV. I 及び II に伴い、大学設置基準等の法令について、所要の整理を行う。

3. スケジュール

公布：平成22年6月15日

施行：平成23年4月1日



22文科高第236号
平成22年6月16日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 大 学 評 価 ・ 学 位 授 与 機 構 長
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学大臣政務官
高 井 美 穂

(印影印刷)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

- (1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)
- これは、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条(本省令による改正前の第2条の2)等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)
- その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)
- その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。
- 教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- 各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。(第4号関係)
- その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。
- 就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)
- これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)
- これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の

別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

- (3) (1) による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)

- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

第二 大学設置基準、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の改正の概要

教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い、情報の積極的な提供に関する規定の削除など、所要の整理を行うこと。

第三 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)の改正の概要

大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際、上記第一の改正を踏まえ、大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。(第1条第1項第1号及び同条第2項関係)

第四 施行について

平成23年4月1日施行とすること。

(本件担当)

【教育情報の公表全般について】

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111(2493)

【認証評価について】

高等教育局高等教育企画課企画係

電話：03-5253-4111(3681)

大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について

1. 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢において、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっている。

このようなことを踏まえ、大学は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むことが必要であり、そのための体制を整えるものとし、今回大学設置基準及び短期大学設置基準を改正する。

(参考)

「緊急雇用対策」(21年10月23日緊急雇用対策本部決定)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(イ) 大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

2. 改正の内容

大学設置基準に次の規定を新設する(大学の取組を画一的なものとしせず、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学の多様な取組を推進する観点~~を踏まえて~~規定する。)。また、同趣旨の規定を短期大学設置基準にも設ける。

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

3. 公布・施行

公布 平成22年2月25日

施行 平成23年4月1日

*なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、今般の改正内容を踏まえて、審査を行うこととする。



21文科高第628号
平成22年3月12日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省大臣政務官
高 井 美 穂

(印影印刷)

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について
(通知)

このたび、別添のとおり、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第3号）が平成22年2月25日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。

このようなことを踏まえ、所要の制度化を図ることが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分ご了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

- (1) 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 (大学設置基準第42条の2関係)
- (2) 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。
(短期大学設置基準第35条の2関係)

第二 留意事項

- (1) 各大学及び短期大学における社会的・職業的自立に関する指導等の在り方
大学及び短期大学（以下「大学等」という。）は、その自主性・自律性や多様性を前提としつつ、教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組む必要があること。その際、各大学等がどのような取組を行うかについては、それぞれの教育研究目的、設置する学部・学科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況により多様なものが考えられ、特定の教育内容・方法が大学等に課されるものではないこと。
- (2) 教育課程の編成における取扱い
各大学等では、教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に対し、その内容の理解を図ることが求められること。また、教育課程の編成と実施に当たっては、大学等として保証すべき教育の内容・水準に十分留意すること。
- (3) 学内における実施体制の確保
各大学等において、社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たり、大学等の判断に基づいて設けられている各種の組織の緊密な連携や、そうした組織の活用を通じて体制を整える必要があること。その際、学内に専任の教職員を配置する、または独立した組織を設けるなど、組織の設置を画一的に課すものではないこと。
- (4) 大学等の取組状況の公表
各大学等において、社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められること。

(5) 産業界や各種団体をはじめとする社会との連携と協力

社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たっては、学生の就職活動の早期化の現状等を踏まえつつ、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等との連携・協力を努める必要があること。

(6) 大学院における取組

大学院における社会的・職業的自立に関する指導等についても、大学設置基準に基づく実施体制を活用した取組が期待されること。

(7) 施行について

平成23年4月1日施行とすること。なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、今般の改正内容を踏まえて審査を行うこととすること。

(本件担当)

【制度内容について】

高等教育局学生・留学生課法規係 電話：03-5253-4111(3050)

【大学設置基準全体について】

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111(2493)



22文科高第531号
平成22年9月6日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学大臣政務官
高 井 美 穂

(印影印刷)

「新卒者雇用に関する緊急対策」及び「大学の就業力向上プラン」の実施等について
(通知)

政府においては、本年及び来年以降の大学・高校新卒者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、政府横断的な取組をより強力に推進するため、「新卒者雇用・特命チーム」を設置し、緊急に取り組むべき対策について検討を行ってきました。

このたび、特に支援が必要な未就職卒業者と来春に卒業する者を主たる対象として緊急に取り組むべき対策として、別添1のとおり「新卒者雇用に関する緊急対策」（平成22年8月30日新卒者雇用・特命チーム決定）を取りまとめました。

また、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の実行計画（工程表）では、「大学の就業力向上プラン」を早期実施することとされています。

これらを踏まえ、文部科学省は、緊急対応が必要な施策及び今後取り組む施策を「大学の就業力向上プラン」として別添2のとおりとりまとめました。

各大学におかれては、これらの趣旨について御理解いただき、関係機関との連携を図りつつ、来春卒業の新卒予定者及び未就職卒業者に対する就職支援の充実や、各大学における就業力育成の取組の充実を図っていただくようお願いします。

なお、就職・採用活動の早期化及び長期化など学生の就職・採用活動をめぐる課題については、関係省庁と連携の下、その是正に向けた対応を働きかけることとしています。

就職・採用活動の早期化等の是正については、例年10月に大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について」（申合せ）を、企業側が「大学卒業予定者・大学院修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」（倫理憲章）を合意・策定していましたが、これらについて関係団体間で早急（9月中）に合意・策定がなされるよう取り組むこととしています。各大学におかれては、このことについて御承知おきいただき、学生の学習環境の確保及び学生の就職機会の均等の確保に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

（「大学の就業力向上プラン」担当）

【プラン全体について】

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111(2493)

【特に就業力育成支援について】

高等教育局専門教育課企画係 電話：03-5253-4111(2504)

【特に就職支援について】

高等教育局学生・留学生課法規係 電話：03-5253-4111(3050)

新卒者雇用に関する緊急対策について

平成22年8月30日
新卒者雇用・特命チーム

I. 新卒者雇用の現状と課題

(今春卒業の新卒者の就職環境)

今春の就職内定率は、新規大学卒業者で91.8%、新規高校卒業者で93.9%となっており、特に大学は前年から大きく減少し、ここ10年来で最も厳しい状況にある。また、未就職卒業者は、大学卒業者で約6.6万人(前年同期2.9万人増)、高校卒業者で約0.9万人(前年同期0.2万人増)となっており、合わせて約7.5万人にのぼっている。

さらに、こうした厳しい就職環境の中、就職をせずに留年等をした大学生は、対前年比で約1.8万人増加した。

(来春卒業の新卒者の就職状況の見込み)

こうした中、来春の新卒予定者の就職環境も厳しいことが見込まれている。来春の新規大学卒業者に対する民間企業の求人総数は、前年比19.8%のマイナスとなっており、新規高校卒業者の求人数についても大幅に減少する見込みである。

さらに、円高・株安などの経済情勢の更なる悪化も相まって、来春の就職内定率は、過去最悪となるおそれもある。

(緊急的対応の必要性)

従業員規模別の求人倍率を見ると、1000人以上企業が0.57倍であるのに対し、1000人未満企業は2.16倍、300人未満の中小企業では4.41倍となるなど、就職市場にはミスマッチが生じている。また、一方で、中小企業は、新卒者採用について、そのコストや短期間に限られた人数を面接採用するリスク等から、求人に積極的になれないという問題を抱えている。

このため、特に支援が必要な未就職卒業者と来春に卒業する者を主たる対象として、求人意欲のある中小企業との間で、両方に対する支援を行いつつ、きめ細かく、丁寧なマッチングを集中的に実施するため、緊急に取り組むべき対策を次のとおりとりまとめ、9月初旬から直ちに取り組むこととする。

Ⅱ. 新卒者雇用に係る緊急の取組

1. 新卒者等に対する相談支援の強化

～ 大学におけるキャリアカウンセラーの倍増等

就職がうまくいかず、ひきこもり等になってしまう若者達も存在する。こうした若者達を社会的に孤立化させるのではなく、一人ひとりに対して、職業的自立・就職の支援から職場定着に至るまで支援を行っていくことが求められる。

このため、専門家により、カウンセリングや個々の能力や適性に合ったきめ細やかな就職支援を受けることのできる体制を整備する。

【具体策】

○ 面接会・「新卒応援ハローワーク」における臨床心理士等による相談の導入

ハローワークが行う面接会や新卒者等が利用しやすい専門の「新卒応援ハローワーク」において、内定を得られず心理的な問題を抱える新卒者等に対し、臨床心理士等がそのサポートを行う。

○ キャリアカウンセラー等の増員

大学・高等学校におけるキャリアカウンセラー等を増員など、学生の実態に即した就職支援の強化を図る。

○ 学生の就業力を向上させるための支援プログラムの充実

産業界との連携による課題解決型授業など、学生の社会的・職業的自立に向けた就業力育成のための大学の取組を強化する。

2. 求人意欲の高い中小企業と新卒者等の集中的なマッチングの促進

- ～ ジョブサポーター倍増による2万人のマッチング
- ～ 中小企業1万社をWeb等を活用してマッチング

求人意欲は強いが、新卒者採用を積極化できない中小企業等について、新卒者等に対して、その魅力を発信し、集中的にマッチングを実施する。

また、多人数の就職説明会だけでなく、個人の状況に応じ、少人数を対象とした丁寧なマッチングを行うことができる体制を整備する。

さらに、中小企業への就職については、保護者が消極的という面もあることから、保護者に対しても働きかけを行う。

【具体策】

○ ジョブサポーターによるきめ細かなマッチング

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増し、雇用情勢の悪い地域を重点に配置する。これにより、1.5万件の求人を開拓し、学校と緊密な連携の下、きめ細かな職業相談・職業紹介により、2万人の正社員就職を実現する。

○ 「中小企業採用力強化事業」の拡充

1万件の求人を開拓し、中小企業と学生のマッチングについて、インターネット求人サイト等を活用して支援する。

○ 「雇用創出企業」の発掘

採用意欲があり人材育成に優れる企業を「雇用創出企業」としてWEBページ等を通じて情報発信する。

○ 「新卒者就職応援プロジェクト」の拡充

中小企業において行う長期間のインターンシップについて拡充する。

○ 保護者への働きかけ

保護者に対し、中小企業への正社員就職の重要性を訴える啓発文書の送付等の働きかけを行う。

3. インターンシップ・トライアル雇用の推進 ～ インターンシップ・トライアル雇用を3倍増

新卒者等が、中小企業やその業務内容への具体的なイメージを持ち、その就職意欲を高めるとともに、中小企業の新卒採用のコストやリスクを軽減するため、体験雇用（トライアル雇用）や職場実習（インターンシップ）の機会を大幅に拡充する。また、従来機会の少なかった留年生や大学4年生等についても、こうした機会を確保する。

【具体策】

○ 卒業後3年以内の既卒者に係るトライアル雇用を行う企業への奨励金の創設

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて奨励金を支給する。

○ 多様なインターンシップ機会の提供

ハローワークや中小企業団体等において、短期から半年までの多様なインターンシップ機会を提供する

○ 京都ジョブパーク方式の全国的展開

重点分野雇用創造事業を活用し、地方公共団体が主体となって行う京都ジョブパーク方式等による未就職卒業生のトライアル雇用について、全国的に展開する。

○ NPO等による雇用の促進

新卒者等のトライアル雇用やインターンシップにおけるNPO等の社会的企業の活用を促進する。

4. 関係機関の連携による地域の実情に応じた就職支援とワンストップ・サービスの推進

～ 国・地方・労・使・学校による5者協働体制の構築

地域により雇用状況は異なるため、関係機関の連携により、地域の実情に応じた施策を展開するとともに、新たな拠点を設け、新卒者等の的確な情報・支援が得られるワンストップ・サービスを推進する。

また、地域における各種施策に係る情報が新卒者等のみならず、採用意欲のある中小企業等に届くよう積極的な広報の展開を図る。

【具体策】

○ 「新卒者就職応援本部（仮称）」の設置

地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部（仮称）」を、全都道府県労働局に設置する。

○ 「新卒応援ハローワーク」を拠点としたワン・ストップ・サービスの推進

全都道府県労働局に新卒者等が利用しやすい専門のハローワークを設置し、関係機関が連携したワン・ストップ・サービスを推進する。

○ 国及び地域における広報の強化

5. 既卒者の新卒枠での採用促進

～ 新卒枠を卒業後3年間に拡大

新卒採用枠で既卒者を採用した企業は約5割にとどまっている現状を踏まえ、少なくとも卒業後3年間は、新卒一括採用の門戸が開かれよう、緊急に施策を講じる。

【具体策】

○ 「青少年雇用機会確保指針」の改正

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正し卒業後3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、既卒者の新卒枠での採用が促進されるよう経済団体等に要請する。

○ 卒業後3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金の創設

卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて奨励金を支給する。

大学の就業力向上プラン

平成 22 年 9 月
文 部 科 学 省

I. 趣旨

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえつつ、我が国の大学が、大学本来の教育目的に即して、学生が生涯を通じて自立し、幅広い分野で活躍していくための就業力の育成を図る取組を、総合的かつ計画的に推進し、成長の原動力を産み出すことで、社会の活性化と豊かな国民生活の実現に資することを目指す。

II. 実施期間

平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間

III. 取組内容

1. 教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)」の制度の実施

「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成 22 年 2 月 25 日文部科学省令第 3 号）」を踏まえ、各大学における教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取組及びそのための実施体制の整備を推進する。その際、大学の取組を画一的なものとしせず、各大学の特色等に応じた多様な取組が推進されるよう留意する。

これにより、すべての大学において、全学的な実施体制の下、学生の就業力育成に係る取組が展開される環境が整備されるようにする（平成 22 年度中に実施）。

大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）

第 42 条の 2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（公布：平成 22 年 2 月 25 日 施行：平成 23 年 4 月 1 日）

* 同趣旨の規定を、短期大学設置基準にも新設。

2. 教育課程内外を通じた学生の就業力育成に向けた取組の充実

大学の機能別分化を踏まえつつ、各大学において、学生の社会的・職業的自立に向けて、入学から卒業までの間を通じた全学的かつ体系的な指導等の取組が総合的に実施されるよう、支援を進める。

(取組例)

- キャリア志向を高めるための体系的な教育課程の編成や授業科目の設定、将来の進路を見通した履修指導等を通じた、学生の社会的・職業的自立に向けた指導等の充実
- インターンシップ、実習、問題解決型学習等の実践的な教育の充実、課外活動等を含め学生生活全体を通じて能力の定着を図る取組の推進
- きめ細かな就職相談や個別カウンセリング、就職情報の提供等の充実
- これらを実施するための全学的な実施体制の整備

これにより、各大学において、教育課程内外を通じた学生の就業力育成に向けた取組の充実が図られるようにする（平成26年度までに実施）。

併せて、インターンシップを実施している大学数及び参加する学生数の増加、企業規模志向や職業志向のミスマッチの解消を含めた職業観・勤労観の醸成、卒業者のうち就職も進学もしない者の就職の促進を図る。

また、大学教育の出発点にあたる初年次教育の充実を図る観点から、各大学による入学者受入れ方針の明確化や入学者選抜（AO入試及び推薦入試を含む）における入学者の状況の適切な把握を推進する。

3. 大学院の人材養成機能の強化

「第2次大学院教育振興施策要綱（仮称）」^{*}に沿って、就業力育成の観点を含め、大学院教育の充実に係る取組への支援方策を体系的に実施するとともに、多様なキャリアパスの構築に向けた産学間のマッチングの促進等を通じ、大学院生の就業を促進する。

※新成長戦略において、平成22年度中に策定することとされている。今後、中央教育審議会での検討等を踏まえ、平成23年度から27年度の大学院教育関係施策の方針として策定する予定。

(取組例)

- 人材養成目的や修得すべき知識・能力の内容の明確化と、これに沿ったコースワークから研究指導へ有機的なつながりを持った体系的な大学院教育の確立

- 大学院教育に関し産学が継続的に協議する機会の充実等を通じた産学連携による博士課程教育の強化と、大学等に加え企業や試験研究機関等の社会の多様な場へのキャリアパスの確立
- 語学・コミュニケーション能力を備え、高い国際感覚を持ったグローバル人材の養成
- 大学院生（特に博士課程学生）への就職支援の強化

これにより、大学院を置く各大学において、大学院生の就業力育成に向けた取組の充実が図られるようにする（「第2次大学院教育振興施策要綱（仮称）」と連携しつつ、平成26年度までに実施）。この中で、新成長戦略に掲げられた「理工系博士課程修了者の完全雇用」の進捗を促す。

4. 就職支援体制の充実

最近の厳しい雇用情勢を受け、各大学における学生の実態に即した就職支援体制の充実を図る観点に立って、就職相談部門の強化や相談・支援スタッフの確保等の取組に係る支援を進める。

（取組例）

- 就職相談員の配置、就職情報ネットワークの強化
- ハローワーク等学外関係機関との連携によるきめ細かな就職情報の提供
- 既卒者・就職留年生等への就職支援体制等の強化（相談員等の増員、地方大学への支援）

これにより、各大学におけるきめ細かな就職支援体制の強化を促進する（平成26年度までに実施）。

5. 就業力育成等に係る産学連携等の推進

関係省庁と連携しつつ、人材育成の強化に向けた産学間の協議を充実し、個人の学修成果が様々な場で適切に評価・活用される仕組みづくりを推進する。

（推進例）

- 人材育成の強化、起業力の育成等に向けた産学間の協議の充実（産学人材育成パートナーシップ^{*}の議論等の成果を踏まえつつ、様々な企業との対話の場を活用）
- 個人の学修成果が様々な場で評価され、活用される仕組みの充実（履修証

明書（サーティフィケート）の制度^{***}を活用しつつ、学校種を超え、産業界・地方公共団体等とも連携した仕組みを推進)

※人材育成に関し大学と産業界の連携・協力を強化するため、産学が連携して双方の対話と取組の場として、平成19年10月より開催。産学の横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く議論を行っている。

※※学校教育法の改正により、平成19年12月より新たに制度化(学校教育法第105条)。大学が、社会人など当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、修了者に対し履修証明書を交付できることとした。

これにより、学生が身に付けた就業力がより実効性あるものとなる環境の充実を目指す(平成26年度までに実施)。特に、地域の就業構造等を踏まえつつ、産業界・地方公共団体等と連携し、就業やキャリアアップに資する履修証明プログラムの充実を推進する。また、キャリア段位制度(日本版NVQ構想)^{****}と大学等との連携の検討など、大学教育の成果が社会で活かされる仕組みを推進する。

※※※新成長戦略で示された、職業能力を分野・レベル毎に明らかにする新しい枠組み。

加えて、就職環境の改善に向けて、関係省庁や産業界等との連携の下、卒業後3年間は新卒扱いとするなど新卒一括採用等の就職慣行の見直しや、就職・採用活動の早期化・長期化の是正に向けた対応を働きかける。

IV. 取組の評価

本プラン及び本プランに係る各取組については、進捗状況や社会的・経済的状況の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

大学の就業力向上プラン(概要)

《将来像》

**全ての大学生が労働市場や様々な社会活動に参加・活躍できる社会
→質の高い高等教育を受けることにより、社会実践的な就業力を向上**

※就業力:社会的・職業的自立ができるような知識・技能・能力

■教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)」の制度の実施(平成23年度より)

教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取組、及びそのための実施体制の整備を推進。

■教育課程内外を通じた学生の就業力育成のための取組の充実

学生の社会的・職業的自立に向けて、入学から卒業までの間を通じた全学的かつ体系的な指導等の取組が総合的に実施されるよう、支援を進める。

■大学院の人材養成機能の強化

「第2次大学院教育振興施策要綱(仮称)」に沿って、就業力育成の観点を含め、大学院教育の充実に係る取組への支援方策を体系的に実施。多様なキャリアパスの構築に向けた産学間のマッチングの促進等を通じ、大学院生の就業を促進。

■就職支援体制の充実

最近の厳しい雇用情勢を受け、各大学における学生の実態に即した就職支援体制の充実を図る観点に立って、就職相談部門の強化や相談・支援スタッフの確保等の取組に係る支援を進める(既卒者・就職留年生等への就職支援体制等の強化など)。

■就業力育成等に係る産学連携等の推進

関係省庁と連携しつつ、人材育成の強化に向けた産学間の協議を充実し、個人の学修成果が様々な場で適切に評価・活用される仕組みづくり(キャリア段位制度「日本版NVQ」の検討等)を推進。

就職環境の改善に向けて、関係省庁や産業界等との連携の下、卒業後3年間は新卒扱いとするなど新卒一括採用等の就職慣行の見直しや、就職・採用活動の早期化・長期化の是正に向けた対応を働きかける。

(実施期間:平成22年度から26年度までの5年間)

平成22年度 大学教育・学生支援推進事業 大学教育推進プログラム 申請・選定状況

学 校 種 別	申請件数	割合	選定件数	割合
大 学	231	77.5%	23	76.7%
国 立	59	19.8%	6	20.0%
公 立	34	11.4%	5	16.7%
私 立	138	46.3%	12	40.0%
短 期 大 学	34	11.4%	4	13.3%
国 立	0	0.0%	0	0.0%
公 立	0	0.0%	0	0.0%
私 立	34	11.4%	4	13.3%
高 等 専 門 学 校	33	11.1%	3	10.0%
国 立	32	10.7%	2	6.7%
公 立	1	0.3%	1	3.3%
私 立	0	0.0%	0	0.0%
合 計	298	100.0%	30	100.0%
国 立	91	30.5%	8	26.7%
公 立	35	11.7%	6	20.0%
私 立	172	57.7%	16	53.3%

平成22年度 大学生の就業力育成支援事業 申請・選定状況

学 校 種 別	申請件数	選定件数
大 学	341	157
国 立	49	28
公 立	31	23
私 立	261	106
短 期 大 学	83	19
国 立	0	0
公 立	2	0
私 立	81	19
共 同 申 請	17	4
合 計	441	180
国 立	49	28
公 立	33	23
私 立	342	125
共 同 申 請	17	4

平成22年度 大学生の就業力育成支援事業審査結果について

平成22年9月
大学生の就業力育成支援事業委員会
文部科学省

学生の就職率は、先日発表された平成22年度学校基本調査の速報（平成22年5月1日現在）によれば、大学（学部）卒業者については60.8%であり、前年度より7.6ポイント低下するなど、厳しい雇用情勢の中にあつて学生の就職難が大きな課題となっています。また、学生の資質能力の向上に対する社会からの要請や、地域・社会の変化を踏まえた就業への移行支援の要請に応えるため、就業力育成の取組を強化する必要性が高まっています。そこで、文部科学省は、本年2月25日に大学設置基準等を改正し、教育課程の内外を通じた「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」を制度化（平成23年4月1日施行）するとともに、平成22年度予算において、社会的・職業的自立につながる就業力の育成に主眼を置き、全学的に教育改革を行おうとする意欲を持つ大学・短期大学（以下「大学等」という。）に、国として緊急かつ強力に支援する「大学生の就業力育成支援事業」を開始しました。

本事業は、書類の書き方など就職活動上の単なるテクニックの向上を支援するためのものではありません。上記の大学設置基準の改正にも見られるとおり、大学等には、漠然とした職業観・勤労観のままの学生を社会に送り出すのではなく、学生達が地域・社会において、何をしたいのか、何ができるのか、自問し答えを見つけていけるようにすることが求められています。また、学生が何を学び、何が出来るようになったのか、地域・社会から適切に評価されることも重要です。そのためには、大学等の教職員と産業界等が日常的に顔を合わせ、地域・社会の人材ニーズや大学等での教育のあり方について議論することや、学生が多様な場で就業体験をすることなどが期待されます。

今回、441の大学等から申請があり、「大学生の就業力育成支援事業委員会」においては、このような点を踏まえつつ、学生の就業力の向上に関して大学等が置かれている現状・課題等を的確に把握しているか、達成目標が大学等の現状と課題に照らし妥当なものとなっているか、などを考慮して厳正な審査を行った結果、180件の取組を選定しました。事業の実施にあたっては、取組の一部を学外に委ねることが必要となるような場合にも、単純に学外に依存するのではなく、学内関係者との適切な連携のもと、大学等として主体的に取組まれることが求められます。

今後、これらの取組について、選定された大学等において達成目標等をより明確化させ、文部科学省はその達成状況を追跡、評価するとともに、選定されなかった他大学等をはじめ全ての大学等にも、特に参考となる事例を抽出し、その普及を図ることとしています。なお、これらの取組は、無条件に5年間の支援を約束するものではなく、毎年度の補助金の交付決定にあたっての審査や、事業開始2年経過後（平成24年度）に実施する中間評価の結果によっては、文部科学省が必要な条件を付すことや、交付決定の取り消しを行う場合があります。

本事業を通じ、大学等において、就業力育成のためのカリキュラムや教育手法の改革のためのPDCAサイクルが着実に進展、定着し、もって学生の社会的・職業的自立につながる就業力の育成が適切になされることを切に期待します。

平成22年度 大学生の就業力育成支援事業 選定取組一覧(短期大学)

整理番号	大学等名	設置形態	取組名称
1	桜の聖母短期大学	私立	就職できるコミュニケーション能力育成事業
2	聖徳大学短期大学部	私立	実学・実践による女性のコンピテンシー育成
3	千葉明德短期大学	私立	卒業後5年までの就業力育成プログラム
4	植草学園短期大学	私立	専門性をコアとした就業継続力の育成
5	和泉短期大学	私立	保育就業力向上推進プログラム
6	自由が丘産能短期大学	私立	現場を生き抜く力を重視する就業力育成
7	東海大学短期大学部	私立	リフレクションによる就業力形成プログラム
8	東京家政大学短期大学部	私立	就業力・継続力を高め元気な職業人を育てる
9	創価女子短期大学	私立	女性のキャリア形成のための就業力育成支援
10	金城大学短期大学部	私立	就業力育成バージョンアップ・プロジェクト
11	静岡英和学院大学短期大学部	私立	実践能力向上を重視した就業支援事業
12	名古屋経済大学短期大学部	私立	コース別インターンシップによる就業力育成
13	愛知大学短期大学部	私立	就業力養成をめざす「愛短型」新教育改革
14	京都文教短期大学	私立	短大生のための実践型就業基礎力育成モデル
15	奈良佐保短期大学	私立	地域・企業等と共創する就業力の段階的育成
16	鈴峯女子短期大学	私立	「ベルキャリアコラボレーション」の創成
17	九州女子短期大学	私立	育ての絆—地域力を生かした就業力育成—
18	久留米信愛女学院短期大学	私立	就業力育成支援10年間継続プログラム
19	福岡医療短期大学	私立	短期大学教育力活用による学際的就业力育成

国立	0
公立	0
私立	19
合計	19

平成23年度文部科学省概算要求・要望のポイント

文部科学省要求・要望額

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 要求・要望額	対 前 年 度	
			増 △ 減 額	増△減率
文 部 科 学 省 予 算	5兆5,926億円	5兆8,348億円	2,422億円	4.3%
う ち 要 求 額	5兆5,926億円	4兆9,720億円	△6,206億円	-
う ち 要 望 額	-	8,628億円	8,628億円	-

※文部科学省「要望」基礎額：5,090億円

概算要求・要望に関する基本方針

- 「元気な日本復活特別枠」を活用し、我が国の成長の原動力である「強い人材」を実現し、国民の未来に対する希望につながる施策を要求・要望
- また、「人生前半の社会保障」としての教育や知的創造性の育成、ハードから人（ヒューマン）・知恵（ソフト）への転換や「新しい公共」の実現などを重視
- 一方、全ての事業にわたり、事業仕分けや行政事業レビューをはじめとした点検結果を踏まえ、積極的な見直しを実施
〔対平成22年度 △1,226億円を概算要求に反映〕

〈文教関係予算のポイント〉

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 要求・要望額	対 前 年 度	
			増 △ 減 額	増△減率
文 教 関 係 予 算	4兆2,419億円	4兆4,429億円	2,011億円	4.7%

- 「強い人材」実現のためには、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層の形成が必要
- そのため、
 - ・ 小学校1・2年生における35人学級の実現
 - ・ 教育費負担の軽減
(高校生に対する給付型奨学金事業の創設、大学等奨学金事業・授業料減免等の充実等)
 - ・ 世界最高水準の高等教育を支える基盤的経費の拡充
 - ・ 安全で質の高い学校施設の整備
 など、各教育段階において、すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を培うとともに、将来の日本、世界を支える人材を育成するための施策に重点化

初等中等教育の充実

○義務教育費国庫負担金 1兆6,027億円 (89億円増)

- ・新・教職員定数改善計画(案)[平成23~30年度までの8ヵ年計画(改善総数:51,800人(少人数学級推進分))]の初年度分として、小学校1・2年生における35人学級を実現するため、8,300人の教職員定数の改善を図る

小学校1・2年生の35人学級の実現 7,800人

35人学級の実現に伴う教職員配置の充実 500人

(副校長・教頭、生徒指導(進路指導)担当教員、事務職員の配置の充実)

○公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金 3,933億円 (前同)

- ・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金(※)を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する

※年額118,800円を上限とするが、低所得世帯については、所得に応じて59,400円~118,800円を加算して支給

○高校生に対する給付型奨学金事業の創設 122億円 (新規)

- ・全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付型奨学金を支給する都道府県に対して所要額を交付する

◇低所得世帯の生徒(年収約350万円未満:約50万人)に対する給付

支給額:教科書等図書費相当額(18,300円)

◇特定扶養控除見直しに伴って負担増となる生徒に対する給付

対象:定時制・通信制高等学校(公立)約11万人、特別支援学校(高等部)約5万人

※非課税世帯を除く

支給額:24,500~62,000円

○幼稚園就園奨励費補助 212億円 (8億円増)

- ・保護者負担の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げ
市町村民税所得割課税額(183,000円以下)世帯:補助単価43,600円→47,600円(4,000円増)

○公立学校施設の耐震化等の推進 2,192億円 (1,161億円増)

- ・児童生徒が一日の大半を過ごし、非常災害時には地域住民の応急避難場所ともなる学校施設の安全性を確保するため、地方公共団体の要望に沿った耐震化整備を行う。また、耐震化と併せて老朽化対策・エコ化の一体的な整備を推進

《耐震化事業約5,200棟 耐震化率81%→85%》

○未来を拓く学び・学校創造戦略 20億円 (新規)

- ・情報通信技術を活用した教育の可能性に関する実証研究や、学校と地域の新しい共助の在り方の検討などを行う。

◇学びのイノベーション事業

18億円 (新規)

子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子ども同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造するため、デジタル教科書・教材や校務の情報化の在り方等、教育面での様々な課題について実証研究等を行う。

◇「新しい公共」型学校創造事業

2億円 (新規)

学校と地域の新しい共助の在り方の検討を行い、コミュニティ再生の拠点ともなり得る「新しい公共」型学校(地域コミュニティ学校)のモデルの構築等を行う。

○全国的な学力調査の実施 37億円 (4億円増)

- ・抽出調査(抽出率約30%)及び希望利用方式により調査実施
- ・平成24年度調査から、対象教科を追加して実施することができるよう準備を行う

大学教育等の充実と教育の質保証

〈2.8%増〉

○国立大学法人運営費交付金 1兆1,909億円 (324億円増)

- ・我が国の人材養成・学術研究の中核である各国立大学法人等が安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、授業料免除枠の拡大、附属病院に対する支援の充実などを通じ、大学運営に必要な基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を拡充

◇授業料免除枠の拡大 [免除率：6.3%→8.4%(博士課程：12.5%) 58億円増
免除者数：約3.7万人→約4.8万人]

※今後3年間で授業料免除率を過去最大の水準(12.5%(博士課程は25%))まで段階的に引上げ

- ◇特別なニーズを抱える学生の受入れ支援強化 26億円増
- ◇新成長戦略の実現に資する新たな教育研究プロジェクトの推進 100億円(新規)
- ◇メディカル・イノベーションを担う国立大学附属病院の教育研究の充実強化 100億円(新規)
- ◇サポート体制の強化による教育研究設備の有効活用の促進 165億円増 など

○大学等奨学金事業の充実 1,440億円 (131億円増)

※事業費 1兆1,003億円(948億円増)

- ・無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられていない者の解消など抜本的に拡充

◇貸与人員 118万人→131万人(12.4万人増)

[無利子 34.9万人→38.6万人(3.7万人増)※前年度増員数の約8倍
有利子 83.4万人→92.1万人(8.7万人増)]

- ◇残存適格者の解消(学部等：2.3万人増、大学院：0.3万人増)
- ◇学力基準の緩和(成績上位1/3から2/5へ〈5ヵ年計画：1年目は0.65万人増〉)
- ◇大学院生の業績優秀者免除制度の拡大(0.9万人規模(3割)→1.2万人規模(4割))

○博士課程教育リーディングプログラム 52億円(新規)

- ・国内外の優秀な教員と学生を結集し、産業界等との連携の下で、国際標準の博士課程教育を実施する「リーディング大学院」の形成を支援し、成長分野などで世界を牽引するリーダーを養成(20件)

○大学の世界展開力強化事業等 64億円(新規)

- ・「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる交流拠点の形成や米国等の大学との協働教育プログラムの開発を支援(30億円)
- ・学生の交流経費を支援することで、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の双方向交流を推進(34億円) 受入れ：7,000人 派遣：7,000人

○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化 69億円(1億円増)

- ・がん専門医療人など高度な専門医療人の養成や周産期医療環境の充実を支援するとともに、医療クラーク等の導入や医療スタッフの養成を支援

○国立大学法人等施設の整備 503億円(前同)

[他に、財政融資資金 423億円(35億円増)]

- ・喫緊の課題である施設の耐震化やエコ化の推進、最先端研究環境の整備、大学附属病院の再生など、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援

多様な人材を育む私学の支援

〈3.3%増〉

○私立大学等経常費補助 3,329億円(108億円増)

- ・授業料減免の充実、私立大学等の質の高い教育研究活動及びマネジメント改革を支援するため、従来的一般補助と特別補助を抜本的に組み替えるとともに、基盤的経費を拡充
- ◇授業料減免の拡大(約3.3万人(約1.5%)→約4.1万人(約2.0%)) 11億円増

○私立高等学校等経常費助成費等補助 1,011億円(13億円増)

- ・私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援

○私立学校施設・設備整備費 173億円(3億円増)

- ・耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強のほか、新たに耐震性の低い校舎等の改築に対する支援を行うとともに、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備を推進

〈スポーツ関係予算のポイント〉

区 分	平成22年度	平成23年度	対前年度	
	予算額	要求・要望額	増△減額	増△減率
スポーツ関係予算	227億円	238億円	11億円	4.8%

○「スポーツコミュニティの形成促進」と「トップアスリートの育成・強化」の一体的推進による人材の好循環の実現をはじめ、今後概ね10年間のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を推進することを目指す

○元気な日本スポーツ立国プロジェクト 54億円(新規)

- ・スポーツコミュニティ形成促進 27億円
 - トップアスリート等を配置した拠点クラブを育成(目標300カ所)し、地域スポーツを支援
 - アスリート等を「小学校体育活動コーディネーター」として学校へ派遣
 - などを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの形成を促進(66カ所)
- ・マルチサポートを通じたトップアスリートの育成・強化 27億円
 - スポーツ医・科学を活用したトータルサポートの実施
 - 日本の科学技術を活かした最先端の競技用具等の研究開発
 - 女性のライフサイクルに着目し、男女の性差を踏まえた最適トレーニング法やコーチングなどの研究開発を通じて、トップアスリートの能力を最大限に引き出し、国際競技力の向上を図る

〈文化・芸術関係予算のポイント〉

区 分	平成22年度	平成23年度	対前年度	
	予算額	要求・要望額	増△減額	増△減率
文化・芸術関係予算	1,020億円	1,052億円	32億円	3.1%

○新たな文化芸術立国の実現に向けて、「豊かな文化芸術の創造と人材育成」「我が国のかけがえのない文化財の保存・活用・継承」「我が国の優れた文化芸術の発信・国際文化交流の推進」により、過去から未来へ受け継がれ、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産である文化芸術の振興を推進

○文化芸術による次世代人材育成プロジェクト 67億円(新規)

- ・先端的メディア技術に対応できる若手クリエイター育成や分野の枠を超えた育成公演など戦略的な新進芸術家の育成、一流の文化芸術団体や芸術家を活用した創造性豊かな子どもの育成により、創造的な産業育成と新たな雇用を創出
 - ※次代を担う子どもの文化芸術体験事業 約4,000件

○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 85億円(新規)

- ・重要文化財等の公開活用、史跡等の復元・公開、地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開など、地域の特色ある総合的な取組を積極的に支援し、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進

○優れた舞台芸術・メディア芸術等の戦略的発信 47億円(11億円増)

- ・舞台芸術やメディア芸術の海外への発信、若手クリエイター招へいなど「ソフト・ヒューマン支援」の充実や、中核的国際芸術フェスティバルに対する支援などにより、我が国の文化芸術の一層の振興を図るとともに、文化芸術の戦略的発信及びコンテンツ・観光産業の振興を推進

〈科学技術予算のポイント〉

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	対 前 年 度	
	予 算 額	要 求・要 望 額	増 △ 減 額	増△減率
科 学 技 術 予 算	1兆 344億円	1兆 761億円	416億円	4.0%

- 我が国が「知恵」と「人材」のあふれる国となるよう、成長を支えるプラットフォームであり、ソフトパワーの源泉となる科学技術の振興を図り、世界最高水準の研究開発力の実現を目指すとともに、感染症対策、地球温暖化などの人類共通の課題の克服に貢献し、未来に向けて世界の繁栄を切り拓く
- そのため、新成長戦略のほか、検討中の第4期科学技術基本計画等も踏まえつつ、
 - ・ライフ及びグリーン・イノベーションの推進
 - ・成長を牽引する科学技術人材の育成・支援
 - ・成長の源泉たる基礎研究や研究インフラの充実強化
 - ・イノベーションを生み出す研究開発システムの強化
 - ・大型プロジェクトの推進と科学技術外交の展開
 などの施策を一体的に推進
- その際、民間資金の活用や研究者の負担軽減、研究費の効率的使用のための制度改善等もあわせて実施し、政策効果の拡大を図る

ライフ及びグリーン・イノベーションの推進

- 再生医療の実現化プロジェクト 40億円(16億円増)
 - ・iPS細胞等幹細胞を用いた研究開発について、厚生労働省との協働により、臨床研究までの一貫した支援を実施し、早期の再生医療の実現化を図る
- 次世代がん研究戦略推進プロジェクト 38億円(新規)
 - ・次世代のがん医療の確立に向けて、がんについての革新的な基礎研究の成果を戦略的に育成し、臨床応用を目指した研究を加速
- 脳科学研究戦略推進プログラム 38億円(14億円増)
 - ・うつ病や認知症といった精神・神経疾患の克服に向けて、これらの疾患の仕組みを明らかにするための脳科学研究等を推進
- 大学発グリーン・イノベーション創出事業 50億円(新規)
 - ・大学が有する教育・研究から実証・国際展開までの幅広いポテンシャルを活用し、グリーン・イノベーションによる成長に向けた取組を総合的に推進
 - ◇グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス(GRENE)の構築 <技術と人材の国際競争力強化>
 - ◇緑の知の拠点事業 <大学のキャンパスを活用した環境エネルギー技術の総合的な実証>
 - ◇人材を通じた我が国の環境技術の国際展開
 - <国際的人材ネットワークを活用した産学連携による技術の国際展開>
- 先端的低炭素化技術開発 45億円(20億円増)
 - ・抜本的な温室効果ガスの削減に向け、従来の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究開発を最長10年間、集中的に支援

成長を牽引する科学技術人材の育成・支援

- テニュアトラック普及・定着事業 27億円(新規)
 - ・新たなキャリアパスとして、テニュアトラック制(公正に選抜された若手研究者が安定的な職を得る前に自立的な研究環境で経験を積む仕組み)を位置付ける大学等を支援
- 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業 20億円(新規)
 - ・未開拓の課題に挑戦する若手研究者の組織的・戦略的な海外派遣を支援
- 特別奨励研究員事業 5億円(新規)
 - ・特に優れた若手研究者に対し、自由度の高い奨励金を給付
- リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備 5億円(新規)
 - ・研究マネジメント人材(リサーチ・アドミニストレーター)の養成と定着を支援し、研究者の負担を軽減

成長の源泉たる基礎研究や研究インフラの充実強化

- 科学研究費補助金 2,100億円(100億円増)
 - ・研究者の自由な発想に基づく研究(学術研究)を支援。特に若手研究者のチャレンジ機会を拡充すると共に、基金化など研究費の複数年度執行を可能とする仕組みの導入を検討
- 戦略的創造研究推進事業 510億円(5億円増)
 - ・国が定めた戦略目標の下、バーチャルインスティテュートを構成し、課題解決型の基礎研究を推進
- 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築 398億円(170億円増)
 - ・ライフ及びグリーン・イノベーション等の創出基盤として、次世代スパコン「京」を中核とし、多様なユーザーニーズに応えるHPCIを構築するとともに、その利用を推進

イノベーションを生み出す研究開発システムの強化

- 「明日に架ける橋」プロジェクト 147億円(53億円増)
 - ・関係投資機関との連携等により民間資金を活用し、研究開発の「死の谷」を克服
 - ◇産学共創基礎基盤研究 <産学による共創の場の構築>
 - ◇事業化ファストトラック・システム <関係投資機関と連携した実用化研究支援>
 - ◇知財活用促進ハブウェイ <知財ファクトリーとの連携等による大学等の特許の活用促進> 等
- イノベーション成長戦略実現支援プログラム 20億円(新規)
 - ・地域の主体的かつ優れた構想に対して、大学等の研究段階から事業化までをシームレスに展開できるように、関係府省の施策を総動員できるシステムを構築
- 科学技術イノベーション政策における政策のための科学の推進 10億円(新規)
 - ・「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向け、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」のための体制・基盤の整備や、研究の推進及び人材の育成を実施

大型プロジェクトの推進と科学技術外交の展開

- 宇宙分野の研究開発・利用の推進と国際展開 1,909億円(100億円増)
 - ・はやぶさ2やHTV-R等の最先端宇宙科学・技術による国際社会でのプレゼンス確立、地球観測衛星網の構築やデータ利用の促進、国際人材育成等により宇宙システムの世界展開を推進
- 原子力分野の研究開発・利用の推進と国際展開 2,197億円(2億円増)
 - ・高速増殖炉サイクル技術や核融合等の原子力研究開発・利用を推進するとともに、我が国の優れた3S(安全・核不拡散・核セキュリティ)の特性を活かし、技術の世界展開を推進
- 国際科学技術共同研究協力推進事業 42億円(8億円増)
 - ・地球規模課題の解決につながる国際共同研究や先端科学技術分野での国際協力など、科学技術外交の戦略的展開を支援

高等教育局主要事項 —平成23年度概算要求—

学生が安心して学べる環境の実現

○大学等奨学金事業の充実と健全性確保 **1,459億円**

(対前年度増減 +137億円)

うち育英事業に必要な経費 1,440億円

(対前年度増減 +131億円)

(事業費 1兆1,003億円)

(対前年度増減 +948億円)

教育の機会均等の観点から、貸与人員を拡大するなど奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図るとともに、返還金の回収強化を図り、事業の健全性を確保する。

また、平成23年度は新成長戦略及び民主党マニフェスト等を踏まえ、特に無利子奨学金について、貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者の解消など抜本的拡充を図る。

- ・無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられていない者（2.6万人）の解消など抜本的に拡充

◇貸与人員 118万人→131万人（12.4万人増）

無利子 34.9万人→38.6万人（3.7万人増）※前年度増員数の約8倍

有利子 83.4万人→92.1万人（8.7万人増）

◇学力基準の緩和（成績上位1/3から2/5（40%）へ）

（5か年計画：1年目は0.65万人増）

◇大学院生の業績優秀者返還免除制度の拡大

（0.9万人規模（3割）→1.2万人規模（4割））

- ・返還金の回収強化を図るため、延滞者に対する法的措置の徹底、債権回収業務の民間委託、延滞事由の要因分析、返還相談体制の更なる強化に必要な経費を計上

○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実 **312億円**

(対前年度増減 +76億円)

◆国立大学の授業料免除枠の拡大 **254億円**

(対前年度増減 +58億円)

- ・今後3年間で学部・修士課程の授業料免除率を過去最大水準(12.5%)まで引き上げるとともに、博士課程については、国際競争力強化の観点から、学部・修士課程の2倍(25.0%)まで引き上げ

- ・平成23年度の運営費交付金算定に当たっては、学部・修士課程を6.3%から8.4%に、博士課程を6.3%から12.5%にそれぞれ拡大
(免除対象人数：約1.1万人増 平成22年度：約3.7万人→平成23年度：約4.8万人)

◆私立大学授業料減免等補助の拡充 58億円

(対前年度増減 +18億円)

- ・私立の大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援を拡充する(平成22年度：約3.3万人(約1.5%)→平成23年度：約4.1万人(約2.0%))
- ・学生の経済的負担の軽減のための支援体制を学内に構築している大学等に対する支援を新たに行う。

大学教育等の充実と教育の質保証

○国立大学法人等の教育研究基盤の確保 1兆2,554億円

(対前年度増減 +306億円)

◆国立大学法人等の教育研究基盤の確保 1兆1,909億円

(対前年度増減 +324億円)

我が国の人材養成・学術研究の中心である国立大学等が安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、授業料免除枠の拡大、附属病院の教育研究の充実強化などを通じ、基盤的経費である国立大学法人の運営費交付金を拡充

(主な内容)

- ・授業料免除枠の拡大【再掲】(学部・修士課程：6.3%→8.4%、博士課程：6.3%→12.5%)
254億円(+58億円)
- ・サポート体制の強化による教育研究設備の有効活用の促進
(「設備サポートセンター(仮称)」の整備)
222億円(+165億円)
- ・メディカル・イノベーションを担う国立大学附属病院の教育研究の充実強化
100億円(+100億円)

※ このほか、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の「新成長戦略」の実現に資する取組等について重点支援

◆国立高等専門学校等の教育研究基盤の確保 645億円

(対前年度増減 Δ18億円)

職業に必要な知識及び技術を有する実践的・創造的な技術者を養成している国立高等専門学校について、教育活動を支える基盤的な経費を措置する。

○多様な人材を育む私学の支援

4, 513億円

(対前年度増減 +123億円)

◆私立大学等経常費補助

3, 329億円

(対前年度増減 +108億円)

授業料減免の充実、私立大学等の質の高い教育研究活動及びマネジメント改革を支援するため、従来の一般補助と特別補助を抜本的に組み替えるとともに、基盤的経費を拡充。

- ・一般補助 2, 816億円
教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について引き続き支援するとともに、従来の特別補助の対象となっていた取組のうち、共通的な取組として一般化した活動についても支援。
- ・特別補助 513億円
新成長戦略を踏まえ、私立大学等のマネジメント改革を伴った組織的な取組の定着を図る。
 - ・成長分野で雇用に結びつく人材の育成、大学ガバナンス強化支援、
 - ・授業料減免や学生の経済的支援体制等の充実 など

◆私立高等学校等経常費助成費等補助

1, 011億円

(対前年度増減 +13億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等を補助。

- ・一般補助 893億円
各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援。
- ・特別補助 91億円
各学校の特色ある取組を支援。(幼稚園特別支援教育、授業料減免事業など)
- ・特定教育方法支援事業 27億円
特別支援教育の支援など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を補助。

◆私立学校施設・設備の整備の推進

173億円

(対前年度増減 +3億円)

[他に、財政融資資金 326億円(対前年度増減 ±0億円)]

地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強に対する支援のほか、新たに耐震性の低い校舎等の改築(建替え)に対する支援を行うとともに、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備を推進。

また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

- ・耐震化の促進 62億円
学校施設の耐震化を促進するため、耐震性の低い施設を中心とした耐震化事業を支援。
- ・教育・研究装置等の整備 106億円
教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援。
- ・私立大学病院の機能強化 5億円
私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援。

○国公立大学を通じた教育研究水準向上に向けた改革の支援

467億円

(対前年度増減 +1億円)

◆世界的なリーディング大学院の構築

323億円

(対前年度増減 +36億円)

成長分野などで世界を牽引するリーダー養成のためのリーディング大学院の構築等を支援する。

- ・博士課程教育リーディングプログラム【新規】 52億円
- ・大学院教育改革推進事業 271億円
(グローバルCOEプログラム、組織的な大学院教育改革推進プログラム)

◆機能別分化に対応した大学教育の質の向上

144億円

(対前年度増減 △36億円)

地域のニーズに応える人材養成や教育の質保証のための取組など、優れた大学教育改革の取組を支援することにより、質の高い大学教育を実現する。

- ・大学教育質向上推進事業 72億円
- ・地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業 37億円
- ・大学生の就業力育成支援事業 30億円
- ・口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境整備事業【新規】 4億円

○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化

69億円

(対前年度増減 +1億円)

◆高度医療人材養成機能の充実

44億円

(対前年度増減 △2億円)

国民の高度医療に対する期待が高まるなか、大学及び大学病院を通じて、高度医療を支える人材養成の促進を図る。

- ・がんプロフェッショナル養成プラン 20億円
- ・専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業 1億円
- ・周産期医療に関わる専門的スタッフの養成 6億円
- ・大学病院間の相互連携による優れた専門医等の養成 12億円
- ・看護師の人材養成システムの確立 3億円
- ・チーム医療推進のための大学病院職員の人材養成システムの確立 1億円

◆大学病院の機能強化

26億円

(対前年度増減 3億円)

深刻な医師不足や地域医療の崩壊に対応するため、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化することにより、国民に安心・安全な医療を提供する。

- ・周産期医療環境の整備 5億円
- ・大学病院における医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用 21億円

大学の国際化と学生の双方向交流の推進

○大学のアジア・米国等への展開力の強化

66億円

(対前年度増減 +28億円)

「新成長戦略」を踏まえ、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の垣根を越えた協働教育、外国人学生の戦略的受入れ、日本人学生の留学・研修等海外経験を増やすための取組等を行う我が国の国際化の拠点となる大学を支援するとともに、国際的な枠組みでの高等教育の質保証を推進することにより、我が国大学の世界への展開力を強化。

- ・大学の世界展開力強化事業【新規】 30億円
- ・国際化拠点整備事業 35億円
 - うち、グローバル30 13件 [継続分]
 - 日中韓等の大学間交流を通じた
 - 高度専門職業人育成事業 5件 [継続分]
- ・高等教育の質保証に関する国際会議を我が国で開催 0.3億円

○学生の双方向交流の推進

354億円

(対前年度増減 △1億円)

「新成長戦略」を踏まえ、学生の双方向交流を推進するため交流経費を措置し、2020年までに、日本人学生等30万人の海外交流及び質の高い外国人学生30万人の受入れを目指す。

- ・海外での情報提供及び支援の一体的な実施 5億円
- ・奨学金や宿舍など留学生の受入れ環境の充実 325億円
 - 国費外国人留学生制度 12,074人 → 10,656人 (△1,418人)
 - 私費外国人留学生学習奨励費 12,550人 → 11,406人 (△1,144人)
 - 留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業
 - ・短期受入れ分 (3ヶ月～1年) 1,800人 → 1,600人 (△200人)
 - ・ショートステイ等支援分 (3ヶ月未満)【新規】 7,000人
- ・日本人学生の海外留学の推進 25億円
 - 留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業
 - ・長期派遣分 (1年以上) 90人 → 100人 (+10人)
(新規12人、継続支援88人)
 - ・短期派遣分 (3ヶ月～1年) 760人 → 760人 (前年度同)
 - ・ショートビジット等支援分 (3ヶ月未満)【新規】 7,000人

高等教育局一般会計 合計 2兆672億円
(対前年度増減 +643億円)

大学教育質向上推進事業

(平成22年度予算額:92億円)

平成23年度概算要求額:72億円

(項)高等教育振興費

平成22年度

(目)大学改革推進等補助金 7,227,701千円(9,201,900千円)

背景・課題

- ・国公立大学を通じた大学教育改革支援事業は、中教審大学分科会での事業の検証に関する審議を踏まえ、修得すべき知識・技術体系が明確な学位プログラムを確立する取組への支援を明確にするとともに、取組の成果・効果を測る指標を明確化し、教育の質の向上という政策目標に沿った事業の展開が図られるよう効率的な方策を講じていくことが必要。
- ・新成長戦略に盛り込まれた「大学の質の向上と機能別分化」などの社会的要請が高く、大学教育政策の優先順位が高いものに重点化し、明確な評価基準の下、競争的な環境で優れた取組を支援する必要がある。

対応・要求内容

【対応】

明確な知識・技能体系に基づく組織的な教育体制の下、開かれた教育活動を通しての学修成果の保証や、今後の成長につながる分野でのカリキュラム開発など、大学教育の質向上に資するための取組を支援する。

【要求内容】

大学教育の質の向上に資するため、以下の取組を実施。 20百万円×70大学

① 大学教育の質の向上を図る取組

- ・ 到達目標の明確化を図りつつ、学修成果を保証する教学システムの構築
- ・ カリキュラムの実践を通じた質保証に関する指標・評価方法等の開発
- ・ 参加型・双方向型学習やICTを活用した教育方法の展開 等

② 今後の成長につながる分野に対応した質の高い教育カリキュラムの開発等を行う取組

- ・ 環境・エネルギー、物流システム、健康科学、医療・福祉の経営、保育、観光マネジメント能力等に関する人材養成 等

※ 選定に際し、取組の成果・効果を測る指標を明確化するとともに、大学の機能や規模などを勘案し、多様な大学が採択されるよう配慮。

政策目標

- 質の保証がなされた学生の学修指導体制の確立
- 大学等の各分野・機能に応じた適切な評価制度の開発
- 卒業時における学生が修得すべき知識・能力の体系の明確化とその質の保証

地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業

(平成22年度予算額：48億円)

平成23年度概算要求額：37億円

平成22年度

(項) 高等教育振興費

(目) 大学改革推進等補助金 3,738,500千円(4,800,000千円)

背景・課題

- 長引く不況による地域経済の疲弊と、それに伴う雇用の低迷により、地方から都市部への若者の流出が続いている。
- 地域の活性化を担う人材の養成や、地域の生涯学習の拠点など、大学の知的資源を活かし地域活性化に貢献しようとする取組が、大学間のコンソーシアムの形成等を通じて行われてきている。
- 社会人や高齢者など多様な年齢層の者を大学教育への受入を促進するため、履修証明制度の導入等の施策を講じているが、大学入学者のうち25歳以上の者の割合はOECD平均が21%であるのに対し、我が国は2%にとどまるなど、社会人や高齢者等の大学教育への受入れは極めて低い水準にあり、多様な学修目的に合った教育プログラムの不足や職業との両立などが大学修学を妨げる要因となっているとの指摘がある。

対応・要求内容

【対応】

優れた知的資源を有する大学が、地域の自治体や産業界、NPO、専門学校等と連携し、地域の発展を担う人材の養成と定着を図る取組を強化するため、社会人をはじめとする多様な学生に対し、「キャリア段位(日本版NVQ)」の検討状況等も踏まえつつ、履修証明制度の活用などにより、地域の多様なニーズに対応した教育プログラムを提供し、地域活性化に貢献する地域の「知の拠点」となることを目指す。

【要求内容】

国公立大学の枠を超え、大学等間のコンソーシアムを形成し、自治体や企業、NPO、専門学校等と協定等に基づき連携し、地域の様々な資源を活用しながら、社会人をはじめとする多様な学生を対象に、履修証明制度の活用をはじめ、地域に根ざした雇用や社会的自立に結びつく教育プログラムを開発・提供する取組を支援する。

タイプ①(広域連携型) 50百万円×10大学程度

1または複数の都道府県横断の連携取組を支援

全国10程度のブロックにおいて1拠点以上の構築を支援

タイプ②(地域密着型) 30百万円×20大学程度

・全国の複数市町村での連携した取組を支援

・全国10程度のブロックにおいて2拠点以上の構築を支援

政策目標

- ・全国において、自治体、企業、NPO等と連携したプラットフォームが全都道府県で複数(100拠点程度)構築されることを目指す。
- ・2020年度に社会人学生の入学者数9万人を目指す。

大学生の就業力育成支援事業

(平成22年度予算額:30億円)

平成23年度概算要求額:30億円

(項)高等教育振興費

平成22年度予算額

(目) 大学改革推進等補助金 2,990,000千円 (3,029,000千円)

背景・課題

- 極めて厳しい雇用情勢の下、学生の卒業後の職業への移行を支援するため、学生の就業力の向上を図る教育プログラムの開発が各大学に求められている。
- 中教審大学分科会の審議においても、大学の機能別分化のひとつとして、幅広い職業人養成に比重を置く大学づくりが求められている。
- 平成22年2月25日に大学設置基準等を改正し、教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に向けた指導等(キャリアガイダンス)」を制度化している(平成23年4月1日施行)。

対応・事業内容

- 大学生の就業力育成の向上に対する教育改革への支援(5年間の継続支援)
130件×23,000千円=2,990,000千円

本事業は、大学・短期大学において、大学内組織の有機的な連携による全学的な体制の下、入学から卒業までの間を通して、実学的専門教育を含む体系的な指導を行うことを通じて、学生の卒業後の社会的・職業的自立が図られるよう、大学の教育改革の取組を国として支援するものである。

○取組事例1「地元経済界との連携による実践的就業力育成」

- ・地元経済界との連携による学生参加型プロジェクト(1年後期:大学の魅力を地域に発信。2年後期:地元の企業から4ヶ月かけて企画書作成等学び、地元のまちづくりを提案)
- ・実践的能力開発科目の開発(「論理的思考力」「知的財産管理」等の新規科目について、地元経済界との連携のもと実際に企業で生じたケースをもとに教材を共同開発)
- ・就業力評価システムの開発(Web上で就業力に関する学生の個人データを管理できるシステムを開発し、学生本人のみならず、教員による指導にも活用。また、学生の内定状況を含めてデータを分析し、評価システムを改善。)

○取組事例2「就業力育成キャンパスの形成」

- ・各種アンケートを実施し、キャリア教育の改善に反映(①卒業生:企業で必要とされる能力、大学教育の評価、卒業3年後の離職率。②企業:卒業生の仕事力や成果を出す力。③在学生:未内定の要因分析)
- ・従前のキャリア・ポートフォリオを、就業力育成・社会人基礎力育成の観点から見直し、学生の就業力を可視化できる全学的システムを新たに開発。
- ・キャリア教育科目群の改善。(新たに問題発見解決型、産学連携型などの科目を取り入れて再構築)

政策目標

- 支援プログラムを実施する大学の学生の就職率の向上が図られるとともに、建学の精神等に応じ、同プログラムを実践する大学が幅広い職業人養成により一層重点を置くなど、大学の機能別分化が促進される。

教育関係共同利用拠点制度について

《制度の趣旨》

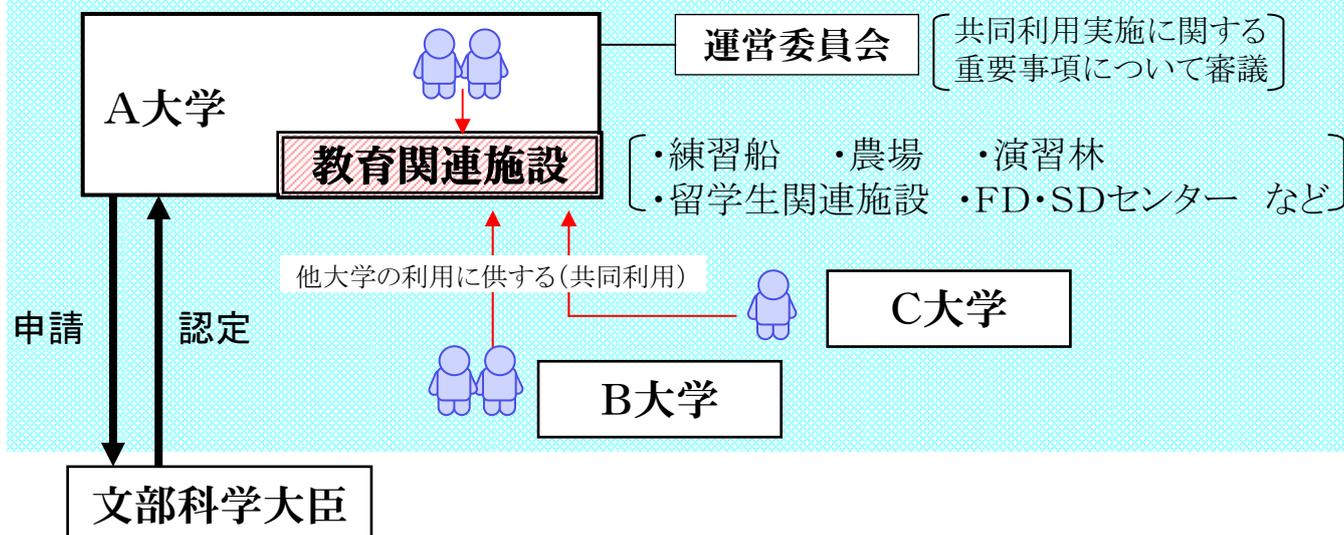
多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》



【認定基準】

- 大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること など

平成21年度 教育関係共同利用拠点認定一覧（第一次公募分）

拠点類型	申請大学	学長名	施設名	拠点名	認定の観点
日本語教育センター	筑波大学	山田 信博	筑波大学留学生センター	日本語・日本事情遠隔教育拠点	遠隔教育による日本語教育の全国的な拠点としての活動を期待
練習船	鹿児島大学	吉田 浩己	鹿児島大学水産学部附属練習船かごしま丸	熱帯・亜熱帯水域における洋上教育のための共同利用拠点	熱帯・亜熱帯水域における洋上教育の拠点としての活動を期待
大学の教職員の組織的な研修等の実施機関	京都大学	松本 紘	京都大学高等教育研究開発推進センター	相互研修型FD共同利用拠点	関西地域の中核拠点としての活動を期待
	愛媛大学	柳澤 康信	愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室	教職員能力開発拠点	四国地域の中核拠点としての活動を期待
	東北大学	井上 明久	東北大学高等教育開発推進センター	国際連携を活用した大学教育力開発の支援拠点	東北地域の中核拠点としての活動を期待
	筑波技術大学	村上 芳則	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター	障害者高等教育拠点	障害者教育に関する全国的な拠点としての活動を期待
	千葉大学	齋藤 康	千葉大学大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センター	看護学教育研究共同利用拠点	看護学教育に関する全国的な拠点としての活動を期待
	岐阜大学	森 秀樹	岐阜大学医学教育開発研究センター	医学教育共同利用拠点	医学教育に関する全国的な拠点としての活動を期待

※認定期間は、すべて平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）である。

平成21年度 教育関係共同利用拠点認定一覧（第二次公募分）

拠点類型	申請大学	学長名	施設名	拠点名	認定の観点
練習船	三重大学	内田 淳正	練習船 勢水丸	黒潮流域圏における生物資源と環境・食文化教育のための共同利用拠点	沿岸域を含む伊勢湾、熊野灘を中心とした黒潮流域における洋上教育の拠点としての活動を期待
大学の教職員の組織的な研修等の実施機関	名古屋大学	濱口 道成	名古屋大学高等教育研究センター	FD・SD教育改善支援拠点	中部地域の中核拠点としての活動を期待
農場	宇都宮大学	進村 武男	宇都宮大学農学部附属農場	首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育共同利用拠点	首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育の拠点としての活動を期待
	広島大学	浅原 利正	広島大学大学院生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター西条ステーション(農場)	食料の生産環境と食の安全に配慮した循環型酪農教育拠点	中国四国地域における循環型酪農教育の拠点としての活動を期待

※認定期間は、すべて平成22年6月10日～平成27年3月31日である。

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について

— 第二次審議経過報告のポイント —

学校から社会・職業への移行や社会人・職業人としての自立の課題は、社会全体を通じた構造的な課題
 学校から社会・職業への移行が円滑にできていないことに顕在化

若年者は、完全失業率(約7%)、非正規雇用率(約30%)、無業者(約60万人)、新規学卒者の早期離職(高卒5割、大学等卒4割)など困難な状況

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

学校におけるキャリア教育・職業教育の改善・充実が必要

社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、**キャリア教育の視点に立ち、社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育から高等教育までの体系的な教育の改善・充実**

我が国の発展のために重要な役割を果たす職業教育の意義を再評価し、**実践的な職業教育を体系的に整備**

学びたい者が、いつでも、職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、**生涯学習の視点に立ち、キャリア形成支援を充実**

※ 学校教育の改善・充実には、学校の努力はもちろん必要だが、保護者、地域、企業など社会全体がそれぞれの役割を担い、相互に協力して子ども・若者を支えることが必要

発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方について

キャリア教育の充実に関する基本的な考え方

1. 社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力等を育成する体系的な取組の構築
2. 子ども・若者一人一人の発達状況の的確な把握ときめ細かな支援
3. 能力・態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の形成・確立

キャリア教育で育成する主要能力

人間関係形成・社会形成能力
自己理解・自己管理能力
課題対応能力
キャリアプランニング能力

キャリア教育推進のための方策

1. 各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化
2. 各学校の教育課程への位置付け
3. 多様で幅広い他者との人間関係の形成
4. 社会や経済の仕組みなどについての理解の促進
5. 体験的な学習活動の効果的な活用
6. キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施

後期中等教育における充実方策

基本的な考え方

- ・キャリア形成に共通して必要な能力・態度の育成等を後期中等教育修了までの目標としたキャリア教育の充実
- ・職業への円滑な移行準備、専門性をいかした自己の将来性を広げる職業教育の充実
- ・今後、キャリア教育・職業教育に関する議論を踏まえ、高等学校教育全般の在り方について検討が必要

高等学校における充実

- ・キャリア形成に必要な能力・態度の育成や知識等の理解などキャリア教育で取り組むべき学習の観点を明確化
- ・キャリア教育を行う時間の明確化(教科・科目等の中核となる時間の明確化の検討)
- ・成長分野等の人材を育成する専門学科の重点的整備と地域ネットワーク化
- ・実務経験者の教員等職業教育に関する指導力の向上
- ・総合学科の多様な学習を支える教員、施設・設備等の整備

専門的な知識・技能の高度化への対応と制度の改善の方向性

- ・高校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続(設置基準の明確化、専攻科の学修の大学等における単位認定・編入学の検討)

特別支援学校高等部における充実

専修学校高等課程(高等専修学校)における充実

高等教育における充実方策

キャリア教育の推進方策

- ・各高等教育機関における、キャリア教育の方針の明確化と、教育課程内外を通じた体系的・総合的なキャリア教育の推進
- ・大学・短大では、教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組む体制整備及び取組の実施

職業教育の充実

- ・各高等教育機関の役割・機能を明確化し、養成する人材像に応じた職業教育の充実を促進
- ・大学・短大は、各学校の機能別分化と人材養成目的を明確化、これを踏まえた職業教育を充実
- ・高等専門学校は、専攻科の位置付けの明確化と大学院との接続・修了者への学位授与の円滑化について検討
- ・専門学校は、単位制専修学校や通信制学科の制度化の検討

職業実践的な教育に特化した枠組みの検討

- ・職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行うための新たな枠組みの整備を検討する必要
- ・職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ
 - ◇ 職業との関連を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成
 - ◇ 教育課程は実務・実習等の割合を重視、インターンシップの義務付け、教育課程編成における企業等との連携の制度的保障等
 - ◇ 教員は実務卓越性(知識・経験等)を重視
- ・新たな枠組みを制度化する場合、現行の大学等と別の学校として検討することが適当。高等教育機関としての質保証が重要であることも踏まえつつ、今後更に、具体的に検討していく必要

学校種を通じた職業教育の充実のための方策・質保証の在り方

- ・職業教育プログラムの評価・質保証システムの構築が必要

生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実

学校から社会・職業へ生活が移行した後の学習者に対する支援

- ・高等教育機関では、例えば、社会人の多様な学習動機にこたえる魅力あるプログラムの提供、学びやすい環境の整備などの取組を期待

中途退学者や無業者などのキャリア形成支援

- ・高等学校では、中途退学者のその後の実態把握に努め、可能な限り支援
- ・高等教育機関では、定職・学籍を持たない若年者を対象にした教育プログラムの提供、就職支援の取組等の充実
- ・教育関係機関と労働関係部局、NPO等との連携

職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成

- ・英国の全国資格枠組み(NQF)のような諸外国の取組を参考に、職業に必要な能力と教育・訓練プログラムを明確化し、質保証の枠組みの構築に向けた取組を推進

キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方

地域・社会との連携

- ・地域・社会の様々な方に教育活動に参画いただくことは不可欠な要素
- ・特に若者に関する支援等について、NPO等多様な主体による支援

産業界等との連携

- ・産業界等との連携は、調整に課題。経済団体やPTA、校長会、NPO等の協力を得て協議会を設置するなど、効果的な連携の促進
- ・学校と企業等との調整を図る人材の配置などの取組の一層の推進

学校間や異校種間の連携

家庭・保護者との連携

- ・保護者の考え方は、子どものキャリア発達に大きな影響。
- ・学校と家庭・保護者との共通理解。保護者の学校の活動への協力

関係行政機関との連携

- ・厚生労働省、経済産業省等との連携・協力

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について 第二次審議経過報告（概要・抜粋）

V. 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

4. 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

(1) 各高等教育機関における職業教育の現状と課題

① 大学・短期大学

- ・ 各学校の機能別分化、その機能を踏まえた養成人材像の明確化、専門分野と職業との関係を踏まえた職業教育の質の確保が課題。また、企業等と連携した実践的な教育の展開が期待。
- ・ 職業上求められる専門的知識・技能が多様化・高度化する中、生涯学習ニーズへの対応や、社会人の継続教育・再教育ニーズにこたえていくことが重要。

② 高等専門学校

- ・ 高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなど、社会経済環境の変化に対応した教育の展開が必要。

③ 専門学校

- ・ 企業等からの専門学校卒業生に対する、より実践的な専門性の修得や問題解決力、応用力等の多様な期待にいかに対応するかが課題。
- ・ 在職者のキャリアアップや離職者の学び直しなど、社会人の学習ニーズにより積極的な対応が求められている。

(2) 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

① 大学・短期大学

- ・ **各学校の機能別分化と人材養成目的の明確化**を図りつつ、これを踏まえた職業教育の充実。
- ・ 職業に必要な能力習得のための実践的な教育の展開、特に長期インターンシップの実施や産学連携パートナーシップのような取組等、産業界等との連携により、産学双方の課題と役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人材交流の在り方等を検討。
- ・ 職業上求められる能力をいつでも身に付けられるよう、社会人の学修機会の充実等生涯学習ニーズ等へ対応。

② 高等専門学校

- ・ 高等専門学校における職業教育の高度化に対応するため、**専攻科の位置付けの明確化と大学院との接続の円滑化について、課題整理と具体的な方策について検討**。また、専攻科修了者に対する学士の学位の授与の更なる円滑化について、実態等も踏まえつつ検討。
- ・ 期待される人材養成機能に即した専攻科の整備・充実、一層の高度化を検討。

③ 専門学校

- ・ 幅広いニーズを受け止め、多様な職業教育の展開が期待。特に、成長分野における人材養成の積極的推進の観点から、業界団体等との連携によるプログラム開発等の推進などが重要。
- ・ 社会人等向け短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進や、「**単位制専修学校**」の**制度化の検討**、ITによる教育・学習環境の整備や、「**通信制学科**」の**制度化の検討**。
- ・ 教育活動の改善・充実に向けた、専修学校の自主的な教育の質向上の取組の支援・推進。

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

- ・ 各高等教育機関における職業教育の充実に向けた取組の支援の一方、次のような観点から、職業教育の重要性を踏まえた高等教育システム全体の見直しが求められている。
 - ① 職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進
 - ② 社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応
 - ③ 高等教育全体における職業教育システムの構築
- ・ この要請にこたえるため、「**職業実践的な教育に特化した枠組み**」の**整備の検討**が必要。

(4) 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

- ◇ 目的について、職業との関連性を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成するプログラム。
- ◇ 教育課程は、実験、実習等の割合を重視（例えば4～5割）、インターンシップの義務付け、教育課程編成における企業等との連携の制度的確保など。
- ◇ 教員資格・教員構成は、実務卓越性（実務知識・経験の有無、職業資格等）を重視。

(5) 具体的な制度化の検討

- ・ このような教育プログラムの枠組みを制度化していくこととした場合、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが適当と考えられる。この検討に当たっては、**高等教育機関としての質保証が重要であることも踏まえつつ、制度設計や質保証の在り方について、今後更に具体的に検討**。

22文科初第492号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

平成22年6月3日

文部科学大臣 川端 達夫

(理由)

学校教育の成否は幼児・児童・生徒の教育に直接携わる教員にかかっており、その質と数の充実はいつの時代も最も重要な課題の一つであります。

一方で今日、学校現場ではいじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用をはじめとする様々な課題が急増するとともに、学力の向上や家庭・地域との連携協力の必要性も指摘されており、これらの課題に応えるためにも、教員の実践的な指導力やコミュニケーション能力の更なる向上が求められています。また、学校現場の多忙化や学校を取り巻く社会状況の変化により、いわゆる「学びの共同体」としての学校の機能が十分に発揮されていないとの指摘もあります。

このような中で、保護者や地域社会から信頼される学校づくりを進めていくためには、多様かつ優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、教員一人一人が資質能力を高めながら自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるような環境を整えていくことが重要であり、教職員定数の改善など教員の数の充実に関する施策とともに、教員の質の向上に取り組んでいく必要があります。

中央教育審議会からは、平成18年7月に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」と題する答申において、今後の教員養成・免許制度の在り方とその中で当面改革すべき事項について御提言をいただきました。この答申を踏まえ、教職大学院制度の創設、教員免許更新制の導入等が実現しておりますが、学校現場の抱える課題に必ずしも十分に対応できていないといった指摘もあり、教員一人一人が教職生活の各段階を通じてより高度な専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう更なる改革が求められています。このため、これまでの改革の成果と課題も踏まえつつ、教員養成・採用・研修の各段階について改めて点検し、見直すことが今こそ必要であります。

その際、特に重視すべきは、学校教育における諸課題の複雑・多様化に対応して教員に求められる専門性を今一度見直し、養成段階を含めた教職生活の全体を通じて不断に資質能力の向上や専門性の高度化が図られていくようにするため、教員免許制度と教員養成・採用・研修の各段階を通じた一体的・総合的な取組が行われるようにすることです。

以上のような観点から、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

1. 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方について

第一に、教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方についてであります。

教員は、養成段階を含めた教職生活の各段階を通じてその時々で様々な課題への対応が求められるため、教職に就いてからも不断に資質能力を向上させ、専門性を高めていくことが極めて重要であります。

教職生活の全体を通じて基盤となる資質能力は、第一義的には養成段階で培われるべきものであり、学校種ごとの実態を踏まえつつ、教員として教壇に立つために必要な基礎的な資質能力を着実に身に付けられるような教員養成の在り方について御検討いただきたいと思っております。

現在の教職課程は学部4年を基本としておりますが、より複雑・多様化している学校現場の課題に対応するため、学校現場における実習の抜本的な拡充も含め、教職課程の期間や内容の充実を図るべく見直しを行う必要があると考えており、その具体的な在り方についてお示しいただきたいと思っております。その際、教員養成の出口であり、また教職に就くための資格でもある教員免許制度については、その在り方自体が教職課程の在り方と深く関わっており、相互に関連させつつ見直す必要があるため、御検討いただきたいと思っております。

また、修士段階での教員養成、とりわけ教職大学院の位置付けを明確化し、これを重視する場合には、教職大学院をはじめ専修免許状の課程認定を受けている大学院について、教員養成に係る科目構成やそれに基づく教員構成等の見直しを含め御審議いただきたいと思っております。

新たな教員養成のしくみを真に実効あるものとするためには、いわゆる教員養成学部に限らず、学部・大学院等における教員養成に係る課程認定審査や設置審査をより厳格化するとともに、事後評価システムも強化する必要があると考えており、それらの在り方についても御検討をお願いいたします。

さらに、学校現場に多様、かつ適性のある優秀な人材を確保するため、新たな教員養成を経て育成される資質能力を踏まえ、採用の在り方についても御検討いただきたいと考えております。

2. 新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築について

第二に、新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築についてであります。

教員の資質能力は、その基盤こそ養成段階で培われるものですが、その後の教職生活においても適時適切に向上させていくことが重要であります。教員免許制度は、このような資質能力の向上を効果的に保証し得る側面をも有するものであると考えており、その在り方について、新たな教職課程との関係も踏まえつつ御議論いただきたいと思っております。その際、教員が教職生活を通じてより高い専門性を自発的に身に付けていくことを支援するため、教員免許状により一定の専門性を公的に証明する制度の在り方についても御検討いただきたいと思っております。

また、教員免許更新制についても、その効果の検証を踏まえ、今後の在り方を御審議いただきたいと考えております。

さらに、10年経験者研修等の法定研修をはじめ任命権者等が行う様々な研修については、教員免許制度等との関係も考慮しつつ、各教員が教職生活の全体を通じて資質能力の向上を図っていくことを支援するという観点に立って、それらの在り方について御審議をお願いいたします。

3. 教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについて

第三に、教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについてであります。

上記の諸改革を実効あるものとして着実に進めていくためには、新たな教員養成を通じて育成された資質能力を踏まえた採用の在り方の検討のみならず、教育委員会、大学をはじめとする関係機関や地域社会が一体となって教員を養成し、支援していくことが重要であります。そのような取組は、現在も一部の教育委員会と大学等において積極的に行われておりますが、新たな教員養成・採用・研修のしくみの中で、教育委員会から大学への実務家教員の派遣、大学教員の現職研修への参画などの連携・協働がより広範かつ確実に行われるようなしくみを構築するため、その具体的な方策について御審議をお願いいたします。

また、地域や企業など学校とは別の分野で活躍している多彩な人材が学校現場に参画しやすいしくみづくりなど、学校現場を活性化していくための方策についても、具体策をお示しいただきたいと考えております。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも教員の資質能力の向上のための方策に関し必要な事項について御検討をお願いいたします。

中央教育審議会 教員の資質能力向上 特別部会 委員名簿

敬称略・五十音順

(委員)

- | | |
|---------|------------------------|
| ○ 安彦忠彦 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授（特任） |
| ○ 安西祐一郎 | 慶應義塾学事顧問、慶應義塾大学理工学部教授 |
| 小川正人 | 放送大学教養学部教授 |
| 加藤友康 | 情報産業労働組合連合会中央本部中央執行委員長 |
| ◎ 田村哲夫 | 学校法人渋谷教育学園理事長 |

(臨時委員)

- | | |
|------|------------------------------|
| 相川敬 | 社団法人日本PTA全国協議会会長 |
| 青山彰 | 東京都立竹台高等学校長、全国高等学校長協会会長 |
| 小原芳明 | 玉川大学長 |
| 岸田正幸 | 和歌山県教育委員会学校教育局長 |
| 清原慶子 | 三鷹市長 |
| 佐藤弘毅 | 学校法人目白学園理事長、日本私立短期大学協会会長 |
| 新藤久典 | 新宿区立西戸山中学校長、全日本中学校長協会会長 |
| 高岡信也 | 島根大学教師教育研究センター長・教授（前教育学部長） |
| 高桑三男 | 京都市教育委員会教育長 |
| 長南博昭 | 山形県教育委員会委員長 |
| 中西茂 | 読売新聞調査研究本部研究員 |
| 布昭子 | 小平市立中学校学校支援コーディネーター連絡協議会会長 |
| 八田英二 | 同志社大学長 |
| 日渡円 | 宮崎県五ヶ瀬町教育委員会教育長 |
| 藤原和博 | 大阪府知事特別顧問（前杉並区立和田中学校長） |
| 堀内孜 | 京都教育大学大学院連合教職実践研究科長・教授 |
| 松木健一 | 福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻長・教授 |
| 宮川保之 | 台東区立柏葉中学校長 |
| 向山行雄 | 中央区立泰明小学校長、全国連合小学校長協会会長 |
| 村松泰子 | 東京学芸大学長、日本教育大学協会会長 |
| 村山紀昭 | 前北海道教育大学長（前札幌国際大学長） |
| 森田洋司 | 学校法人樟蔭学園常任理事、大阪樟蔭女子大学前学長 |
| 横須賀薫 | 十文字学園女子大学学長代行・特任教授 |
| 吉田晋 | 富士見丘中学校高等学校長、日本私立中学高等学校連合会会長 |
| 若月秀夫 | 品川区教育委員会教育長 |

計30名（◎：部会長、○：副部会長）

平成 22 年 9 月 16 日
文 部 科 学 省

教員免許更新制について

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで昨年 10 月 21 日及び本年 6 月 3 日にお知らせしたところですが、これに加え、改めて以下のとおりお知らせいたします。

関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 教員免許更新制の在り方については、中央教育審議会における審議など、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討することとしておりますが、一定の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。現職教員の方は、現行制度に従って、定められた期間内に免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者の認定を受けることが必要です。
2. 特に今後、来年 3 月 31 日に修了確認期限が到来する方については、更新講習の受講を終了し、来年 1 月末日までに免許管理者宛てに修了確認等の申請を行うことが必要になります。免許管理者・任命権者におかれては、それらの現職教員の方に対する周知、受講機会の確保等につき、適切な対応をお願いいたします。
3. また、免許状更新講習を開設する大学等におかれましては、現職教員の十分な受講機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国の補助事業の活用も検討の上、引き続き免許状更新講習の開設や、質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日

少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切に社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- ◆ 基礎自治体（市町村）の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行(財源確保しながら、23年度から段階的に実施)

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となっ行う事業を実施（社会的養護など）

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

○ 社会全体（国・地方・事業者・個人）による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業者・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定（仮称）から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議（仮称）の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議（仮称）を設置することを検討

○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

短期大学の地域との連携・貢献等

(小松短期大学の事例)

※文中の「コマツ」は株式会社小松製作所を指す。

取組の概要

地域創造学科の中に「生産システムステージ(コース)」を設け、コマツとその関連企業の社員へのリカレント教育を実施。地域(石川県小松市)のニーズに応じた人材を育成。

(1) 背景

- ・小松短大の使命: 地元密着した人材育成(地元コマツとその関連企業が存在)
- ・コマツにおける生産技術者の不足: 海外生産拠点数の増加に伴い人材養成が急務
- ・こうした背景から、2007年度より「生産システムステージ」が発足
(当初は、社会人のリカレント教育の場として位置付け。2011年度より、地元企業組合の更なるニーズに対応するため、高校新卒者等についても受入。)

(2) 学生受入方法

- ・募集対象: コマツとその関連企業の社員で、2年以上企業で就業した者
(企業側の設定条件: 30歳未満)
- ・募集人員: 毎年20名程度
- ・入学試験: 社内選抜(学力試験、面接試験)合格者を対象に学内選考を実施

(3) 学費等

- ・学生は2年間学業に専念(仕事には従事しない)
- ・学費は会社が支払うとともに、会社から給料が支給
(就業規則も考慮し、授業・復習等合わせて1日8時間は学習)

(4) 講義等の概要

- ・共通科目: 短大教員、専門科目: 金沢大学等の教員が実施
- ・単位化されていない科目も開講、主にコマツ社員が担当
- ・夏休みや春休みに実習(NC旋盤操作、機器の分解・組立等)
- ・自社工場・関連企業の見学の実施

(5) その他

- ・生活は全寮制
- ・達成目標の設定: TOEICスコア500点以上
- ・関連資格取得のための指導の実施(「技能検定2級」、「公害防止管理者またはエネルギー管理士」、「QC(品質管理)検定3級」から2つ以上)

(小松短期大学の資料に基づき作成)

短期大学の地域との連携・貢献等

(桜の聖母短期大学の事例)

取組の概要

福島県内において、授業の一環としての学生ボランティアや、地域への生涯学習教育の提供を通じて、積極的に地域連携・貢献を行っている。

(1) 桜の聖母短期大学概要

- ・歴史:70年以上前にカナダから来日した修道女によって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と設置し、1955年に短期大学を開設。
- ・学生数:2学科 収容定員400名
(内訳) 英語科(入学定員80名)
生活科学科 福祉こども専攻(70名)
生活科学科 食物栄養専攻(50名)
- ・地元率:県内からの入学者比率 81%(平成22年4月入学生)
県内への就職者比率 77%(平成22年3月卒業生)
- ・就職率:95.4%(保育の専門職への就職率は100%)(平成22年3月卒業生)
- ・編入学:毎年卒業生の10%程度が福島大学、東北学院大学等へ編入学。

(2) 地域貢献の具体的取組内容

① 学生ボランティア

- ・ボランティアセンターを設置し、専任教員1名配置。
- ・1年生の共通必修科目として福祉学(ボランティア活動30時間以上を含む)を開設し、学生が地域でのボランティア活動を積極的に行っている。
- ・ボランティアセンターで地域から学生に依頼のあったボランティア活動の紹介と登録を行う(例:二本松市の菊人形英語ガイド等)。

② 生涯学習

- ・専任教員1名配置。
- ・地域の生涯学習の場として1992年に生涯学習センターを設置(平成15年度に特色GPを獲得)。
- ・年間約1,500人の受講者(うち4割程度は卒業生)。
- ・有料講座のみの開講だが、赤字がない健全な経営を行っている。
- ・南相馬市の市民センター運営スタッフの育成を行うなど、高等教育機関のない地域もサポートしている。



大学を活用した人材育成・コミュニティ形成の例

分野	大学名	テーマ	主な取組内容	連携機関	ポイント
農業	酪農学園大学 北海道大学農学部 帯広畜産大学	食の安全・安心を担う人材育成と地元農業への貢献	農学分野の複数大学がJ A や地元農家と連携し、学生の農業実習を実施、大学からJ A 等に対してコンサルティング	J A, 富良野市, 余市町, 浜中町, 北海道立農業試験場など	特任教員（元北海道立農業試験場職員）が大学と地域を繋ぐ
IT	会津大学	実践的なIT教育を通じて起業家精神の育成	地元ベンチャー企業と連携し、座学と演習を体系的に組み合わせ、学生の課題解決能力を高める	会津市商工部, 地域のベンチャー企業など	地元企業人による実践講義・指導, ベンチャー見学・インターンシップ
生涯学習	富山大学	社会人等が学ぶ機会を提供	富山インターネット市民塾の中で大学の教育資源を活用したeラーニング講座を開講し、市民等に広く提供	富山県, NPO法人など	大学の得意分野で教材のデジタル化, eラーニング講座を展開
安全安心	神戸学院大学 神戸女子大学 兵庫医療大学 神戸女子短期大学	被災地の使命である安全・安心教育, 地域コミュニティ形成	大学と自治体が密接に連携し, 地域住民向けの公開講座（介護支援など）を実施, 学生が街に出て実習するなど地域活性化へも貢献	神戸市, 神戸市商工会議所, 水上消防署など	特任教員（元神戸市助役）による講義・コーディネート
再就職	広島修道大学	再就職を目指す若者の学び直しプログラム	離職者・フリーターの再就職をバックアップするキャリアアッププログラムを実施	広島県商工労働局, 広島商工会議所など	産業界が地元ニーズを集約・就職支援をサポート
医療	静岡県立大学短期大学部	小児医療を支えるコメディカル人材の養成	潜在保育士・看護師に, ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）の技術を教授し, 「子どもの福祉」の観点からコメディカルスタッフを養成	英国HPS関連団体, NPO法人, 県内病院など	NPO法人関係者を講師として招聘 病院現場との連携

短期大学教育の改善等の状況

速報

文部科学省高等教育局大学振興課

現在、各短期大学においては、教育改善等に向けた様々な取り組みが行われている。以下の資料は、文部科学省高等教育局大学振興課において、各短期大学の平成21年度における取組の進捗状況の概要をまとめたものである。

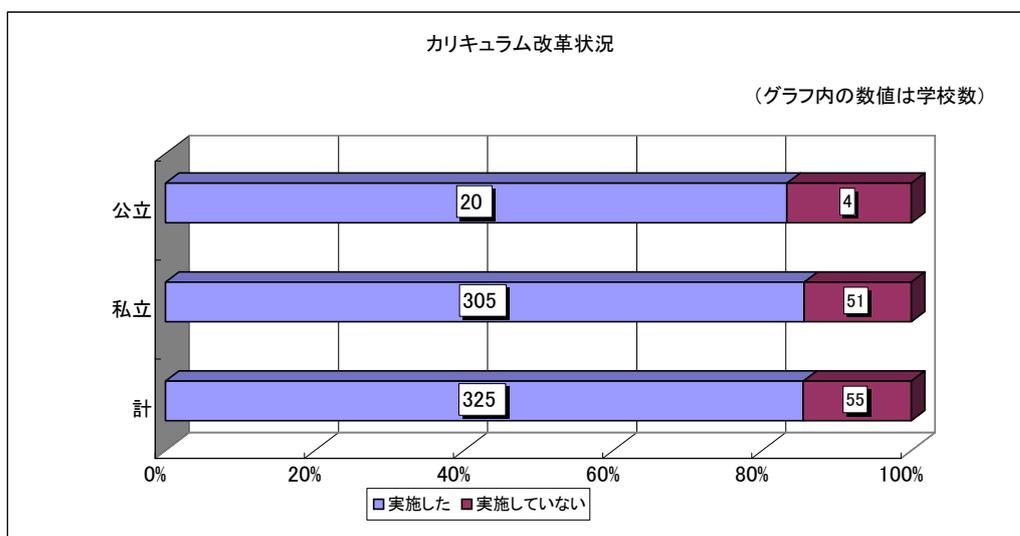
調査は、平成22年7月に全国の公私立の短期大学(対象校:385(公立24校、私立361)校)に対して行い、382校から回答を得た。

(なお、設問によっては無回答の短期大学があるため、学校数等の合計は必ずしも一致しない。)

1 カリキュラム改革

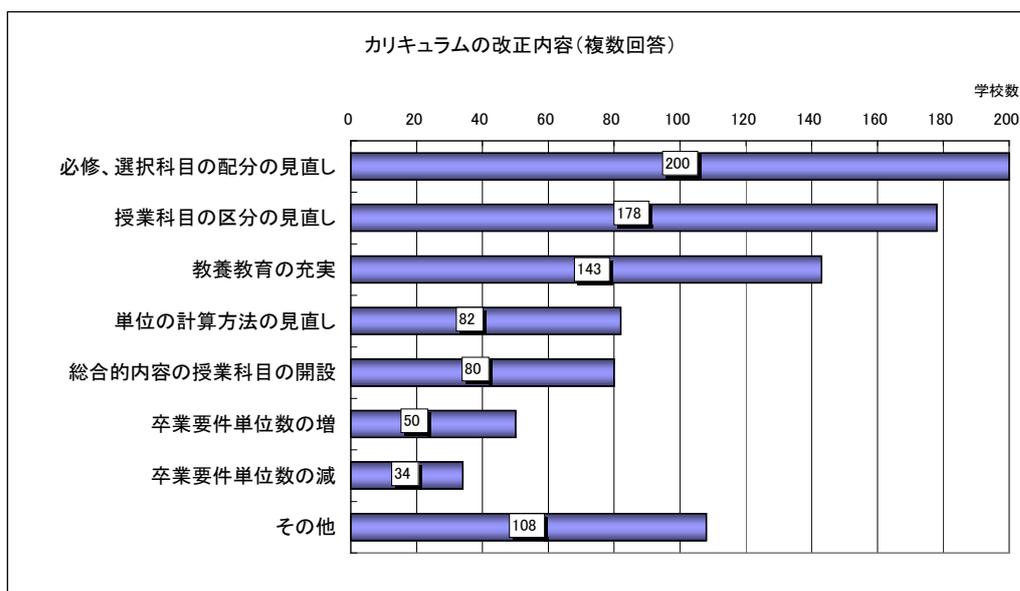
(1) 実施状況(平成19年度～21年度)

直近の過去3年間でカリキュラム改革を実施した短期大学は、325校で、回答校の約86%(20年度約84%)。



(2) 具体的な内容

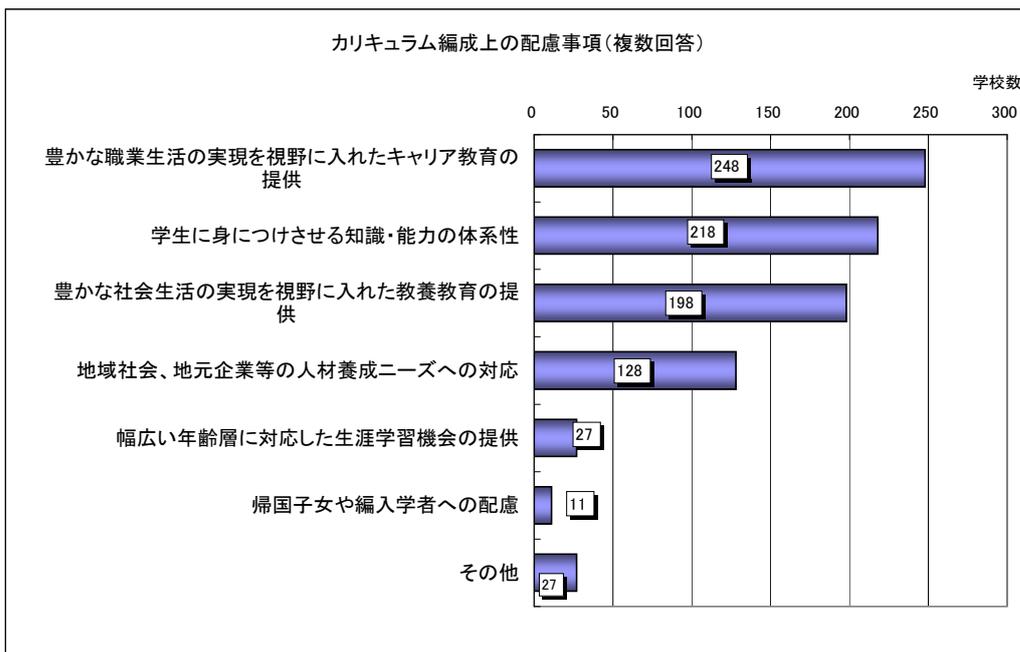
具体的な内容としては、「必修、選択科目の配分の見直し」、「授業科目の区分の見直し」、「教養教育の充実」などを挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 学科設置・専攻設置に伴うカリキュラム見直し、専門教育の充実、コース制の導入・見直し
介護福祉士・社会福祉士の法改正に伴うカリキュラム変更、資格取得に対応する科目の追加・廃止

(3) 編成上の配慮事項

カリキュラム編成上の配慮事項としては、「豊かな職業生活の実現を視野に入れたキャリア教育の提供」、
「学生に身につけさせる知識・能力の体系性」、「豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養教育の提供」が多かった。

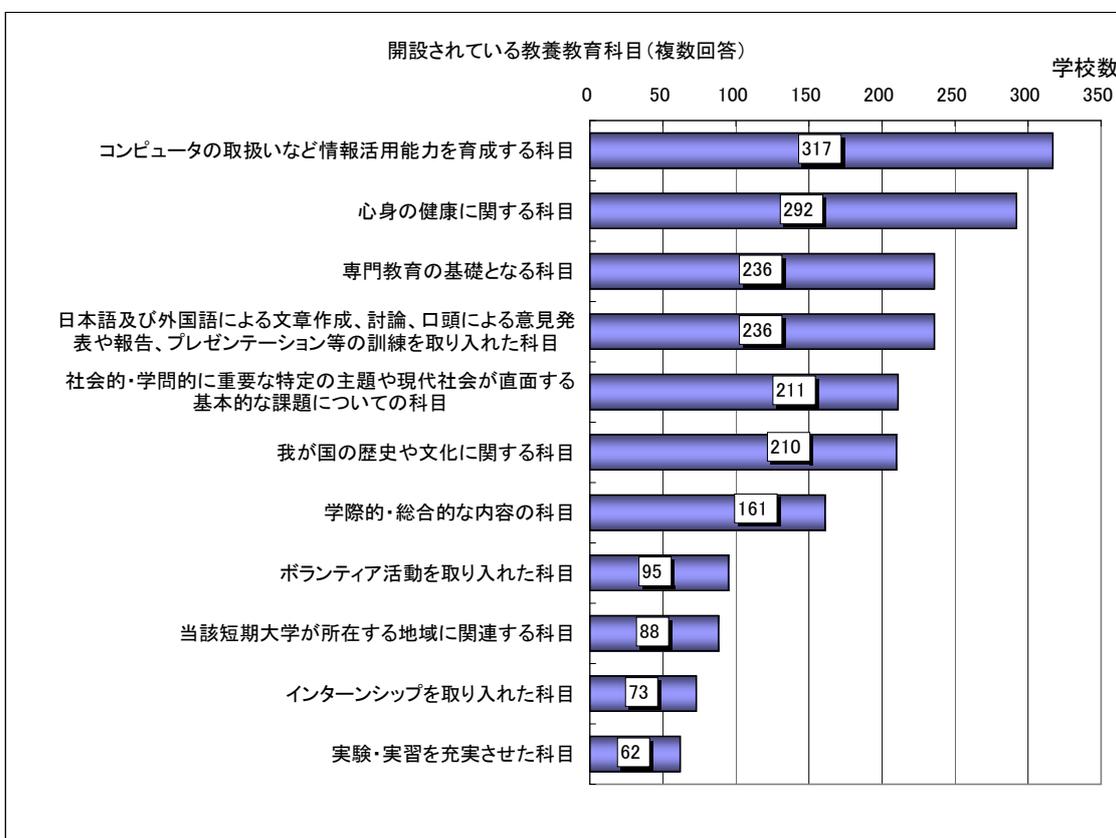


「その他」の例: 建学の精神に基づく特色ある講義科目の設定、教育目標をカリキュラムに反映、
留学生の日本語修得に配慮

2 教養科目

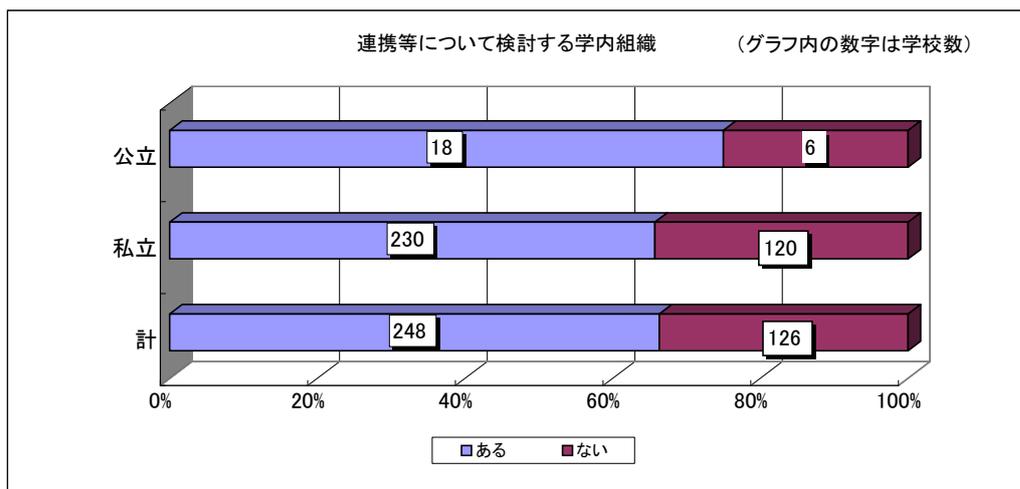
(1) 開設されている教養教育科目

「コンピュータの取扱いなど情報活用能力を育成する科目」、「心身の健康に関する科目」、「専門教育の基礎となる科目」、
「日本語及び外国語による文書作成、討論、口頭での意見発表や報告、プレゼンテーション等の訓練を取り入れた科目」、
などを行っている短期大学が多かった。



(2) 教養教育の在り方、専門教育との連携等について検討する学内組織

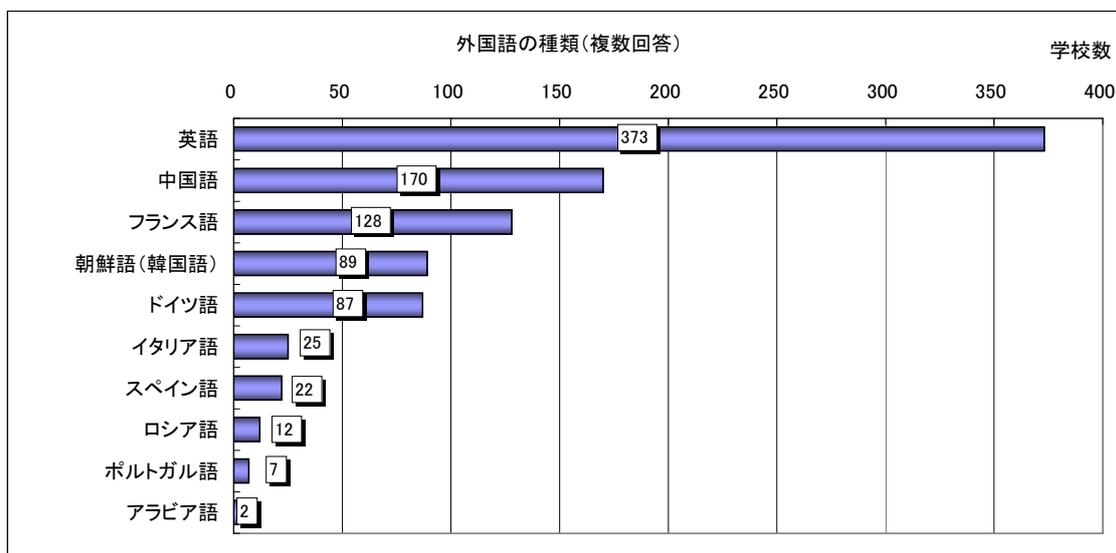
教養教育の在り方、専門教育との連携等について検討する学内組織がある短期大学は、248校で、回答校の約66%（20年度約66%）。



3 外国語教育

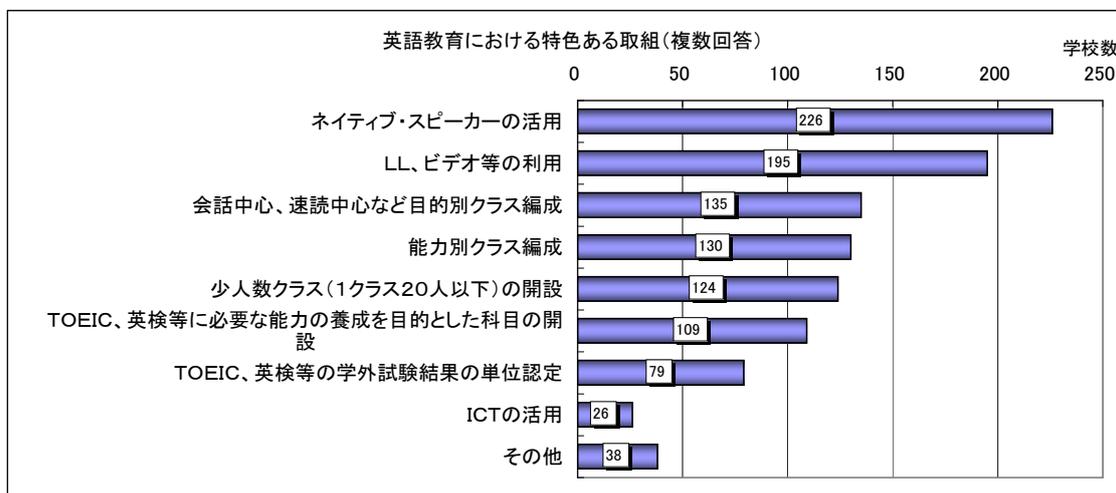
(1) 開設している外国語の種類(複数回答)

「英語」以外には、「中国語」「フランス語」「朝鮮語(韓国語)」「ドイツ語」を開講している短期大学が多かった。



(2) 英語教育における特色ある取組(複数回答)

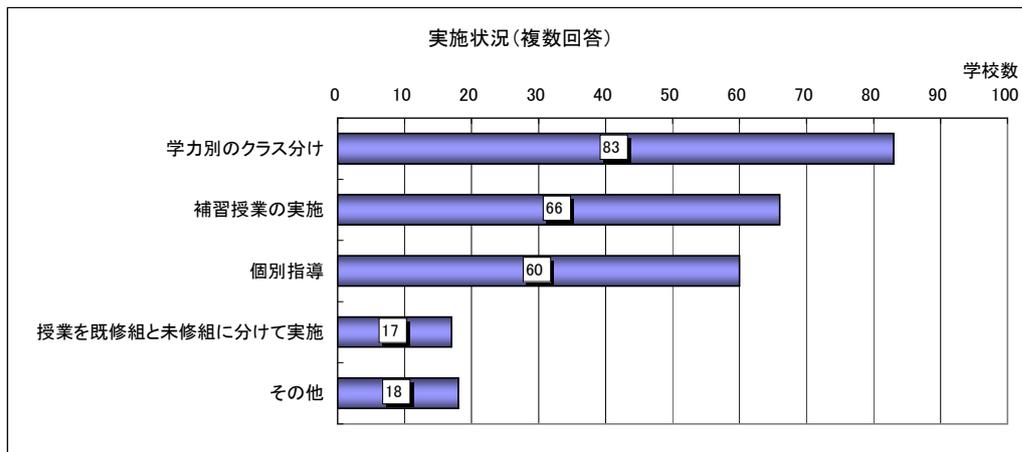
「ネイティブスピーカーの活用」、「LL、ビデオ等の利用」、「会話中心、速読中心などの目的別クラス編成」などを行っている短期大学が多かった。



4 カリキュラム上の多様な配慮

高等学校での履修状況の違い等に配慮した取組

「学力別のクラス分け」、「補習授業の実施」、「個別指導」を行っている短期大学が多かった。

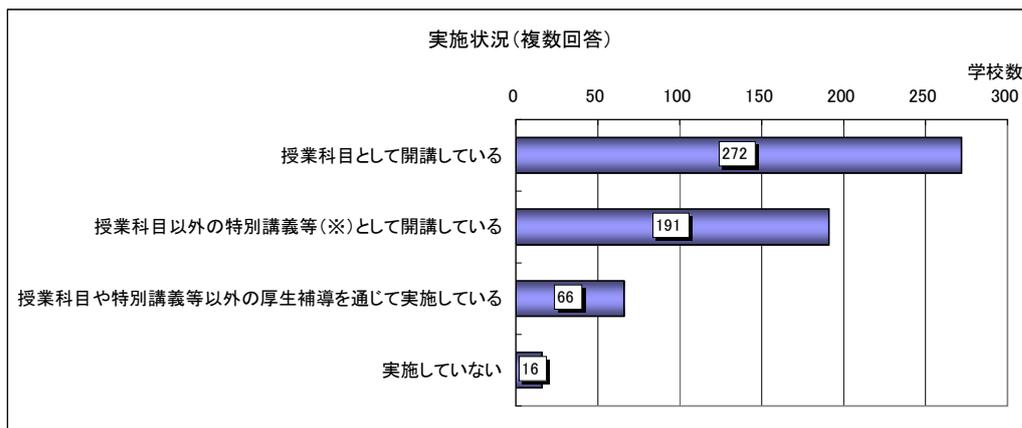


「その他」の例: 入学前ガイダンス、入学前e-learning講座を実施

5 キャリア教育

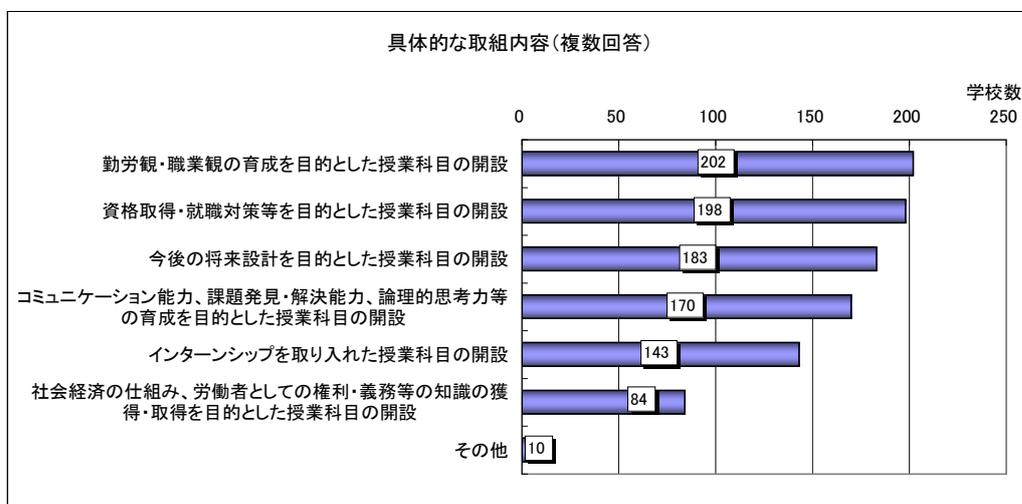
(1) キャリア教育の実施状況

キャリア教育を授業科目として実施している短期大学は272校で、回答校の約73%
特別講義等や厚生補導を含めてキャリア教育を実施している短期大学は363校で、回答校の約95%(20年度約94%)。



(2) キャリア教育を授業科目として実施してる場合の具体的な取組内容(複数回答)

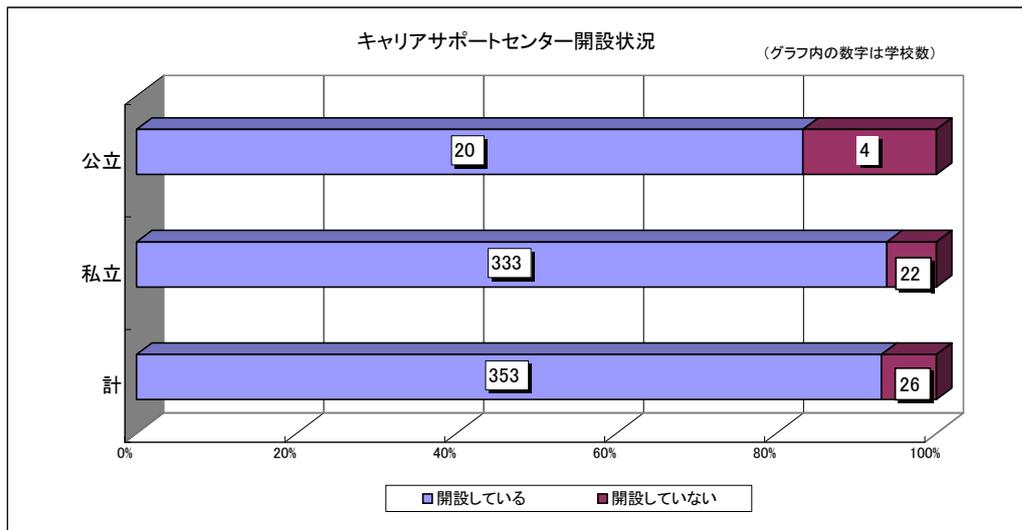
「勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設」、「資格取得・就職対策等を目的とした対策講座」などを行っている短期大学が多かった。



「その他」の例: 企業の人事担当者、様々な職種関係者、OB・OGによる講義等の実施、筆記試験と面接試験に対策を絞って能力を向上させる授業を開設

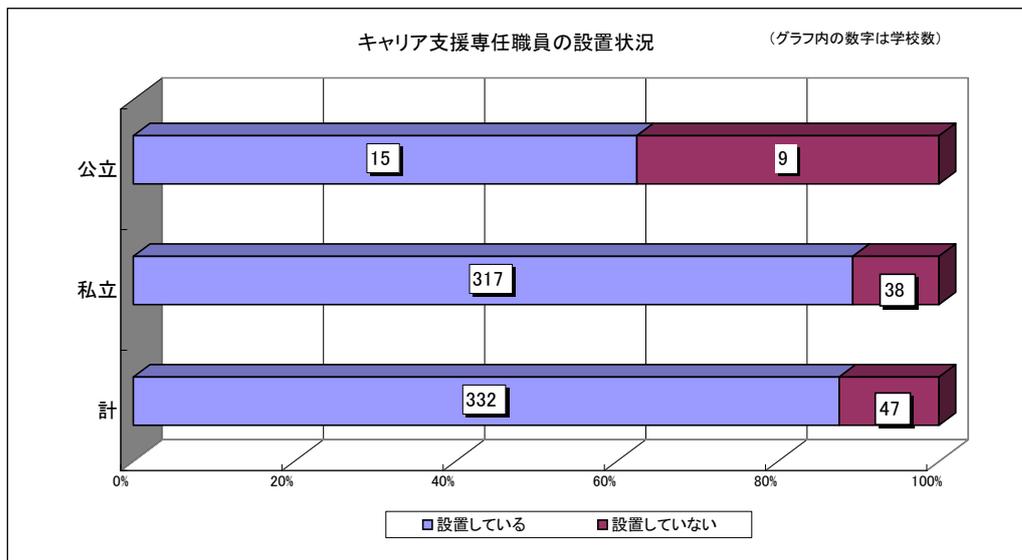
(3) キャリアサポートセンターの開設状況

キャリアサポートセンターを開設している短期大学は、353校で、回答校の約93%（20年度約89%）。



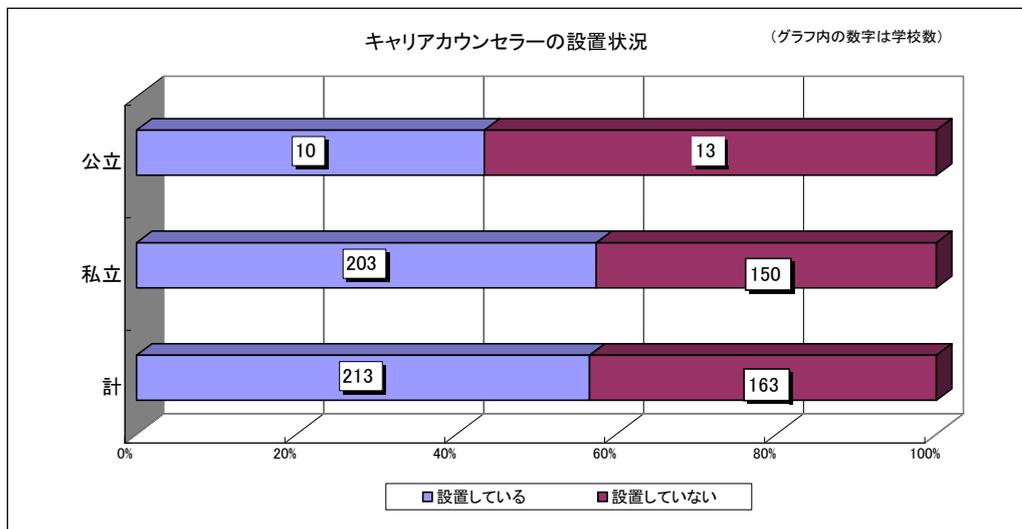
(4) キャリア支援専任職員の設置状況

キャリア支援専任教員を設置している短期大学は、332校で、回答校の約89%（20年度約79%）。



(5) キャリアカウンセラーの設置状況

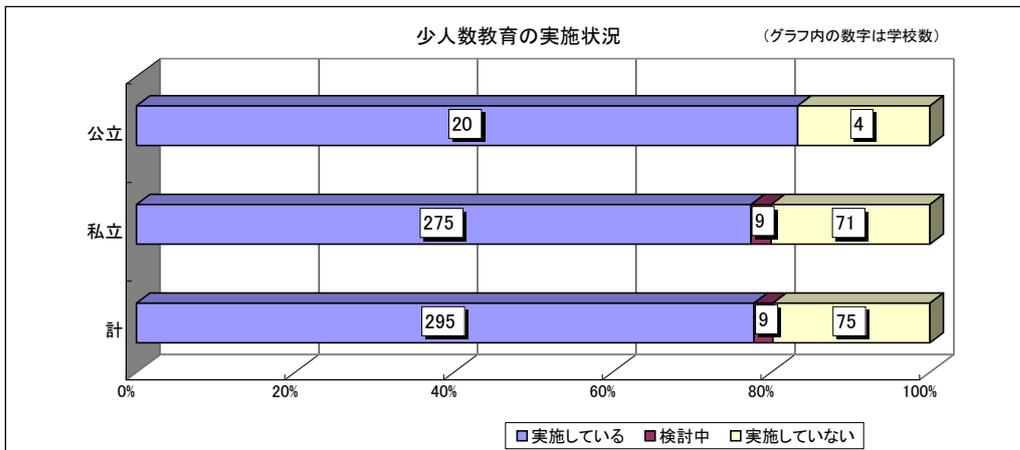
キャリア支援専任教員を設置している短期大学は、213校で、回答校の約57%。



6 少人数教育(平成21年度) ※少人数とは、1クラスの平均学生数が20人以下の場合を指す

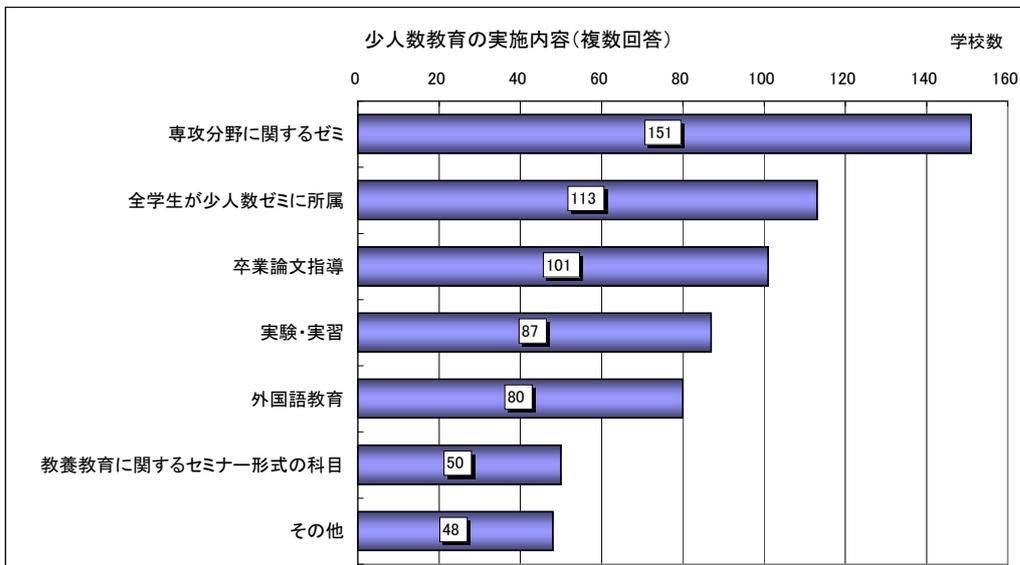
(1) 実施状況

少人数教育を実施している短期大学は、295校で、回答校の約78% (20年度約81%)。



(2) 実施内容

少人数教育の内容としては、「専攻分野に関するゼミ」、「全学生が少人数ゼミに所属」、「卒業論文指導」などを挙げた短期大学が多かった。

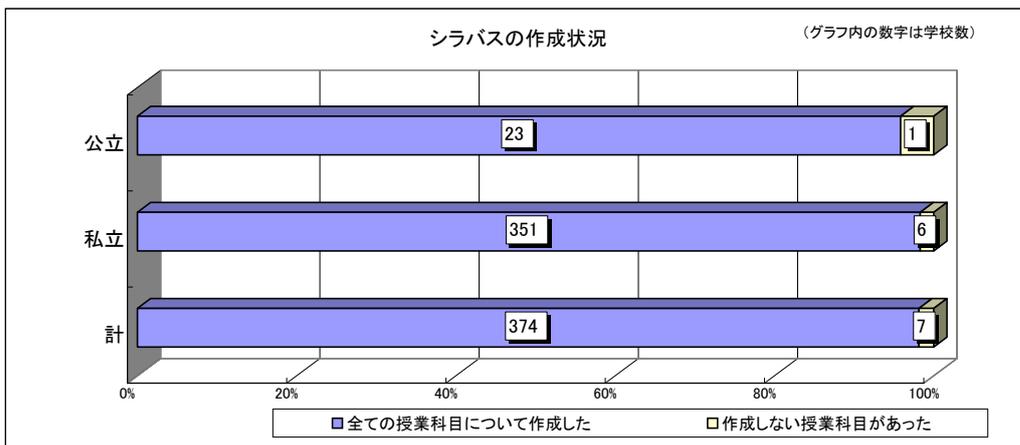


「その他」の例: 英会話、音楽実技指導(ピアノ等)、ゼミ、フィールドワーク、卒業研究、情報処理関連科目、留学生科目

7 シラバス

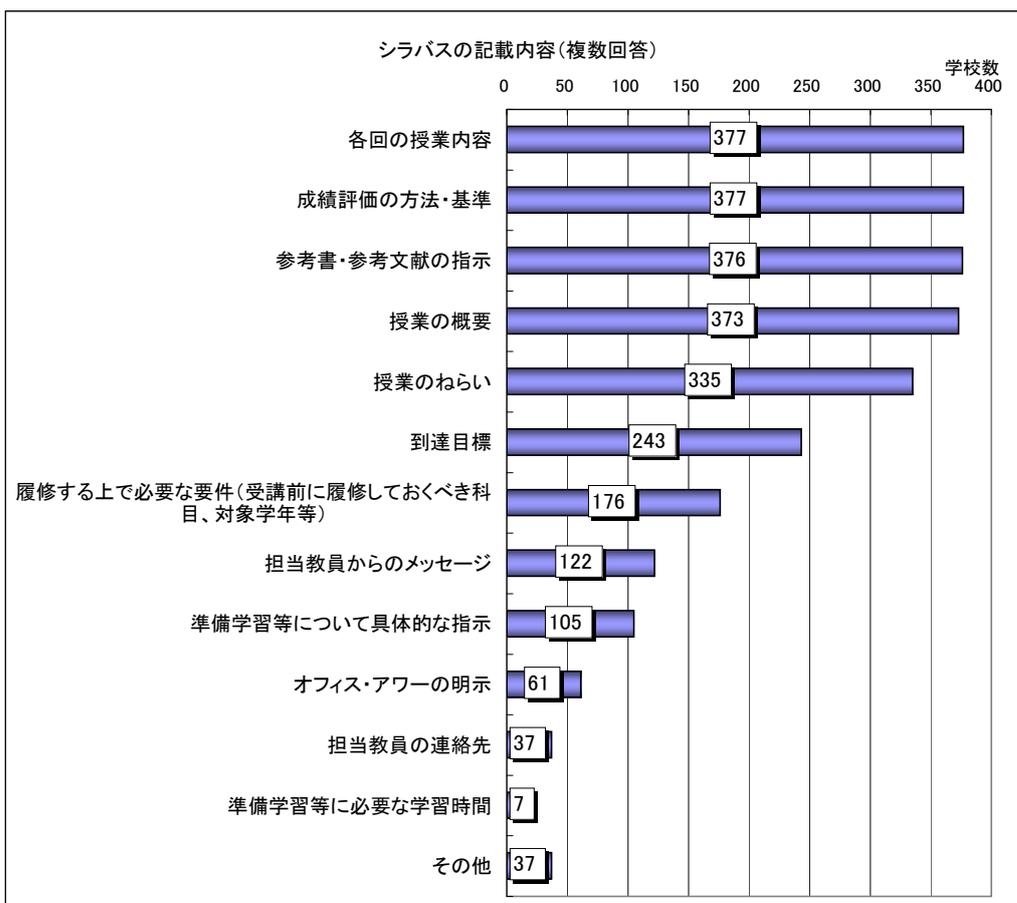
(1) 作成状況

全ての授業科目についてシラバスを作成した短期大学は374校で、回答数の約98%。



(2) 記載内容

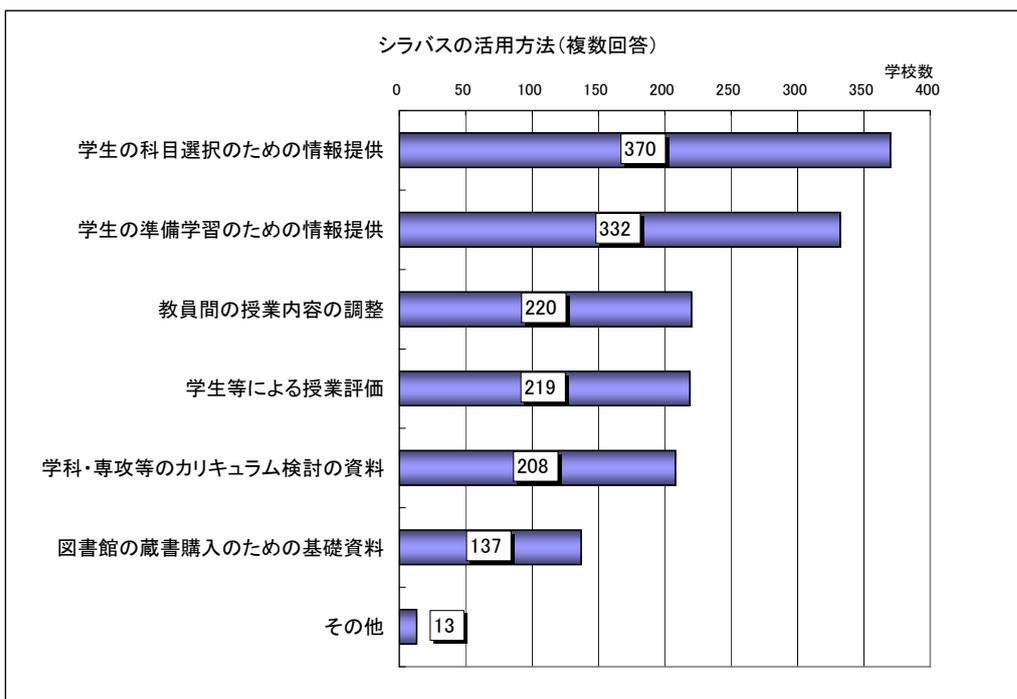
「各回ごとの授業内容」、「成績評価の基準・方法」、「教科書・参考文献の指示」、「授業の概要」、「授業のねらい」などを記載している短期大学が多かった。



「その他」の例: 開講時期、指導方法、授業形態、履修者に対する要望、関連科目

(3) 活用方法

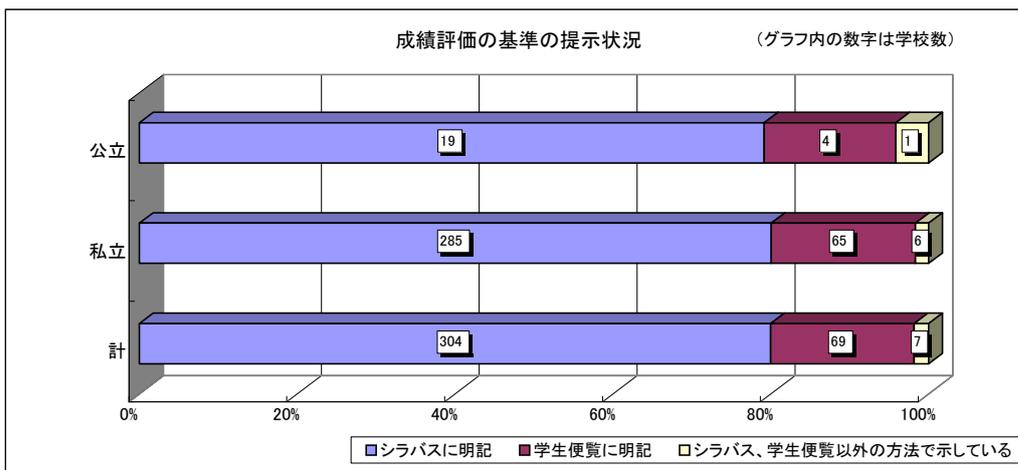
「学生の科目選択のための情報提供」、「学生の準備学習のための情報提供」などを挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 外部へ教育内容等の説明・紹介資料、授業終了段階で既習事項の確認のための資料として活用、

8 学生に対して授業の履修前に成績評価の基準を示しているか

成績評価の基準をシラバスもしくは学生便覧等に提示している短期大学は380校で、回答校の100%（20年度約98%）。

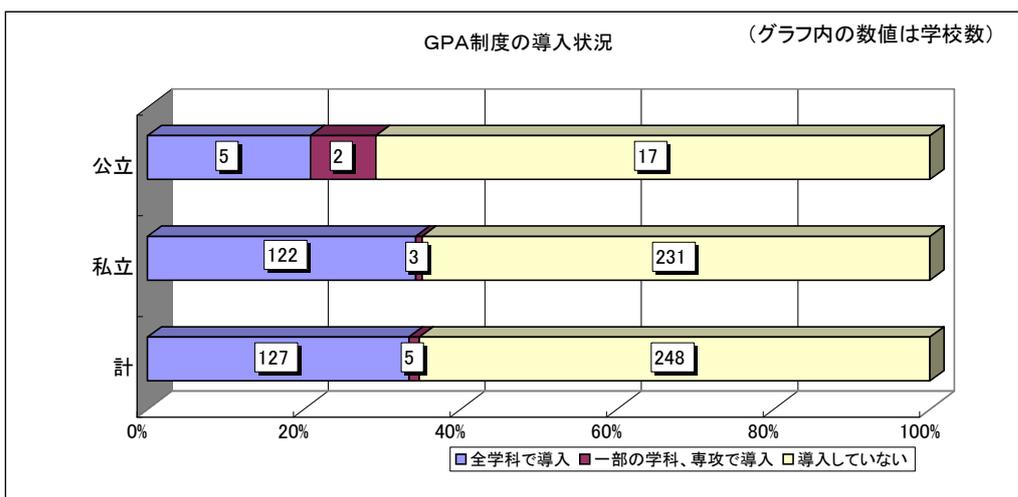


「シラバス以外」の例：学生便覧、履修の手引き、授業中に教員から説明

9 GPA制度の導入

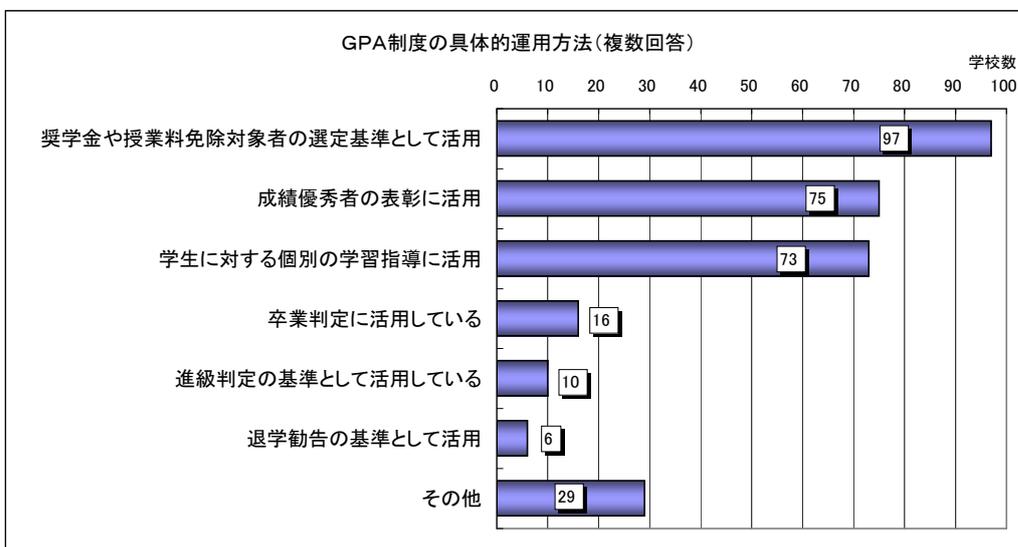
(1) 導入状況

GPA制度を全学科で導入している短期大学は、127校で、回答校の約33%（20年度約30%）。



(2) 具体的運用方法

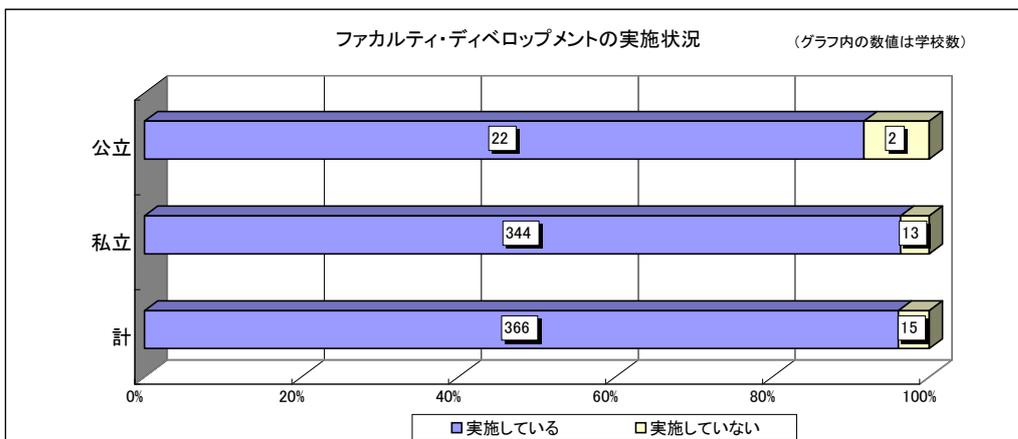
GPA制度の具体的な運用方法として、「奨学金や授業料免除対象者の選定基準」、「成績優秀者の表彰に活用」「学生に対する個別の学習指導に活用」している短期大学が多かった。



10 教員の教育力向上のための取組(ファカルティ・ディベロップメント=FD)(平成21年度)

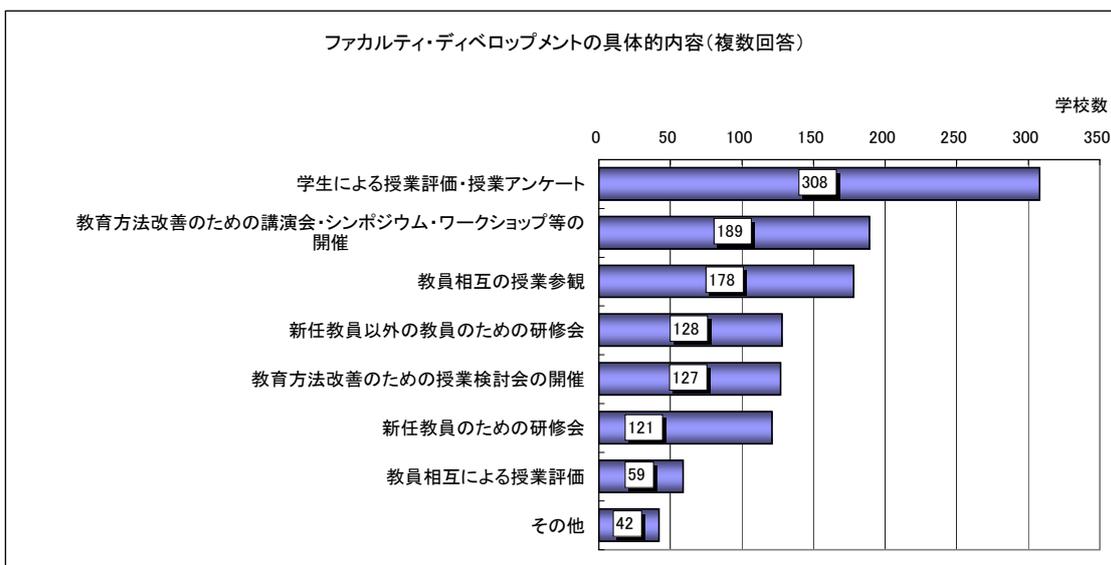
(1) 実施状況

FDを実施している短期大学は、366校で、回答校の約96%(20年度約91%)。



(2) 具体的内容

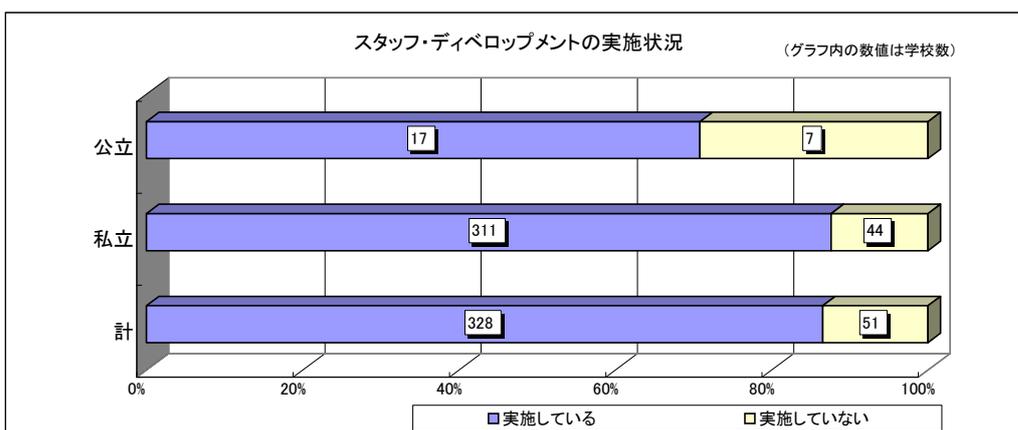
「学生による授業評価・授業アンケート」、「教育方法改善のための講演会・シンポジウム・ワークショップ等の開催」、「教員相互の授業参観」などの実施を挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 県内他大学との連携によるFD研究協議会等に参加、授業について、学生と教員が直接話し合う会を主催、FDについて学内広報誌を配布

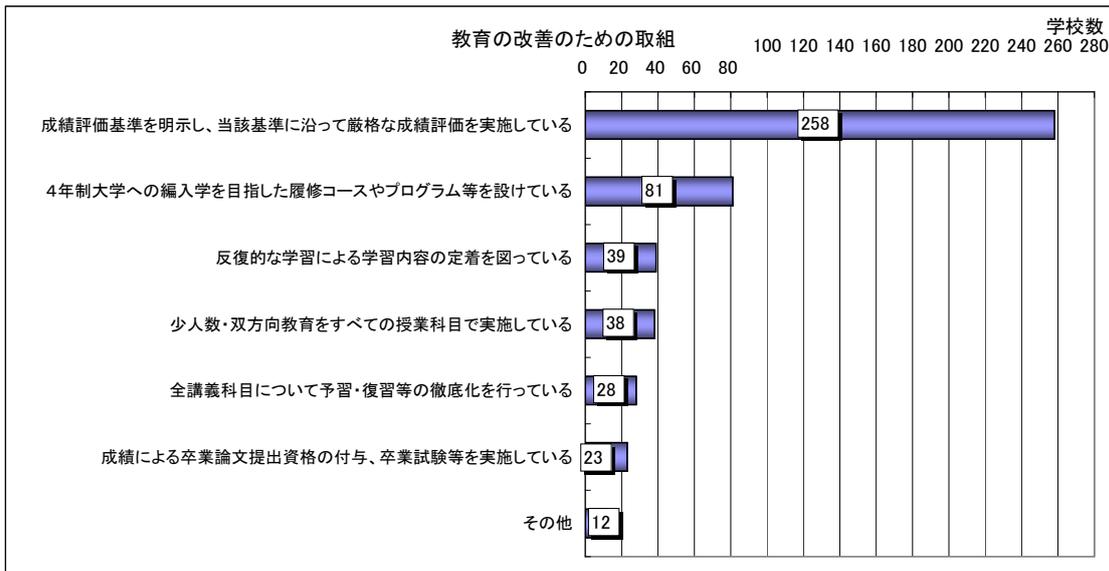
11 職員の能力向上のための取組(スタッフ・ディベロップメント=SD)(平成21年度)

SDを実施している短期大学は、328校で、回答校の約87%(20年度約66%)。



12 教育の改善のための取組(平成21年度)

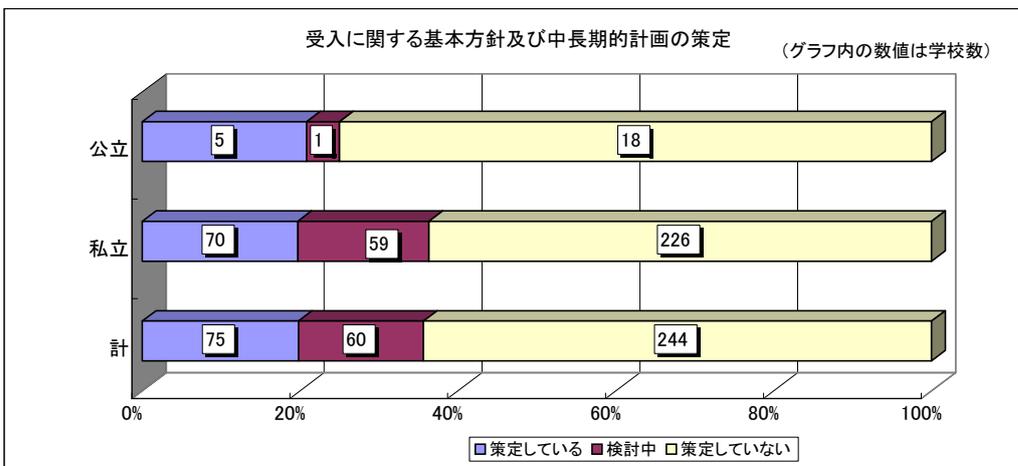
「成績評価基準を明示し、当該基準に沿った厳格な成績評価を実施している」、「4年制大学への編入学を目指した履修コースやプログラム等を設けている」などを行っている短期大学が多かった。



13 留学生受入のための方策(平成21年度)

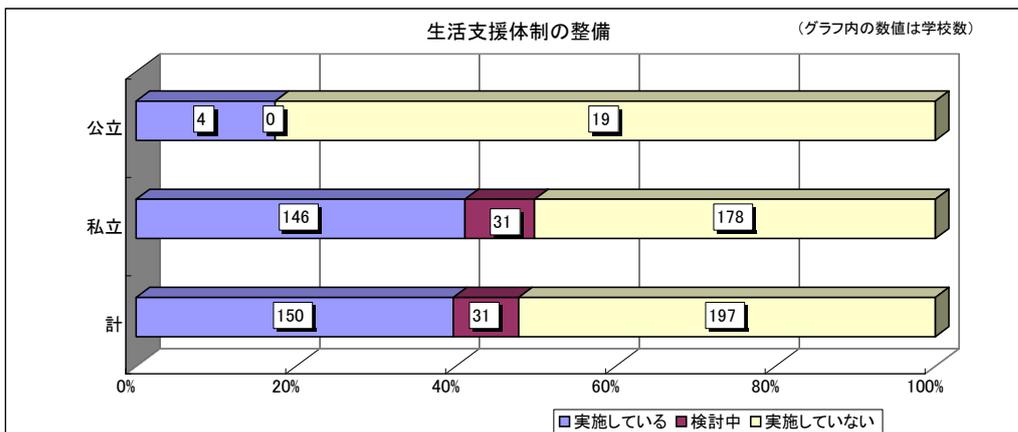
(1) 基本方針及び中長期的計画の策定

受入に関する基本方針及び中長期的計画を策定している短期大学は、75校で、回答校の約20%(20年度約17%)。



(2) 生活支援体制の整備

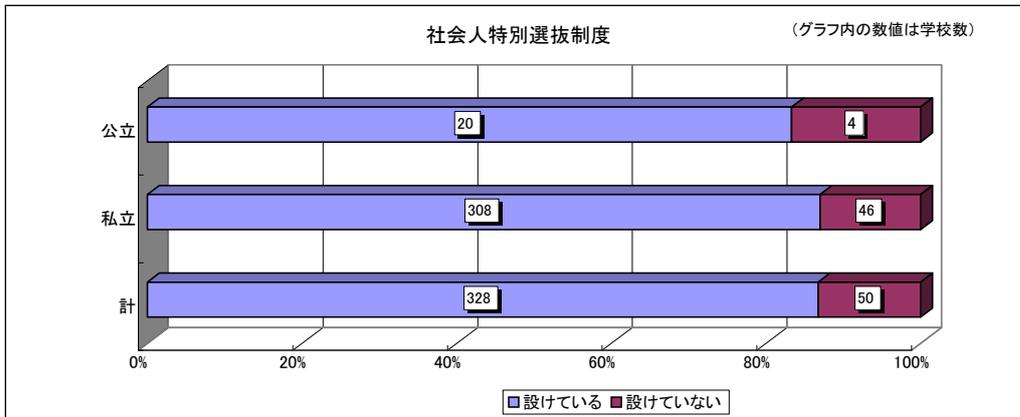
生活支援体制の整備を実施している短期大学は、150校で、回答校の約40%(20年度約41%)。



14 社会人学生の受入れ(平成21年度)

(1) 社会人特別選抜制度

社会人特別選抜制度を設けている短期大学は、328校で、回答校の約87%(20年度約85%)。



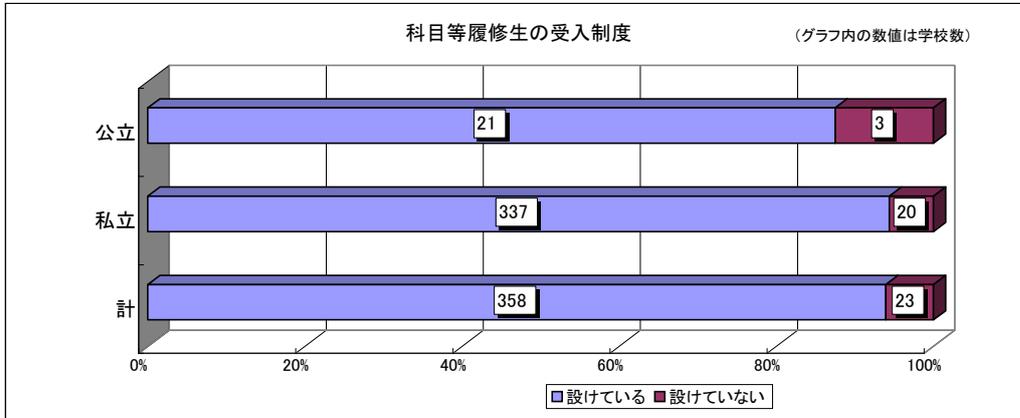
(2) 入学状況

	公立	私立	計
(受入校数)	(18)	(317)	(335)
志願者数	235	3,069	3,304
合格者数	125	2,402	2,527
入学者数	108	2,280	2,388

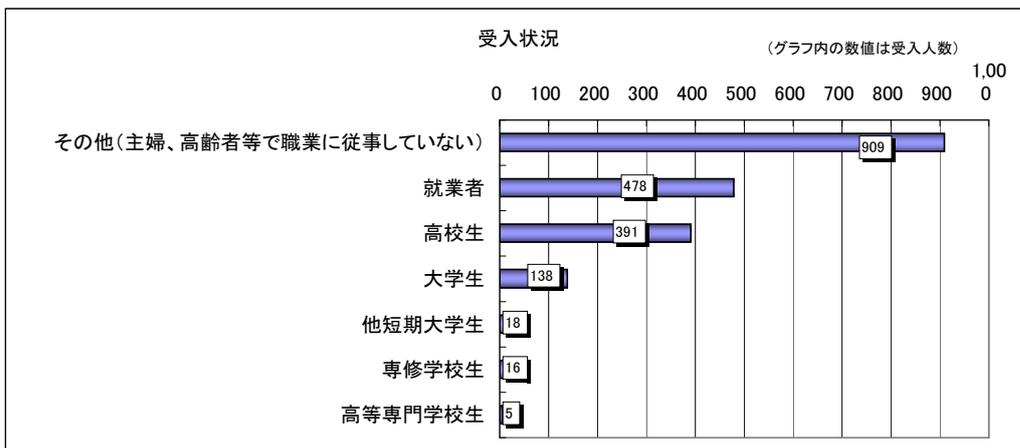
15 科目等履修生の受入れ(平成21年度)

(1) 受入制度

科目等履修生の受入制度を設けている短期大学は、358校で、回答校の約94%(20年度約95%)。



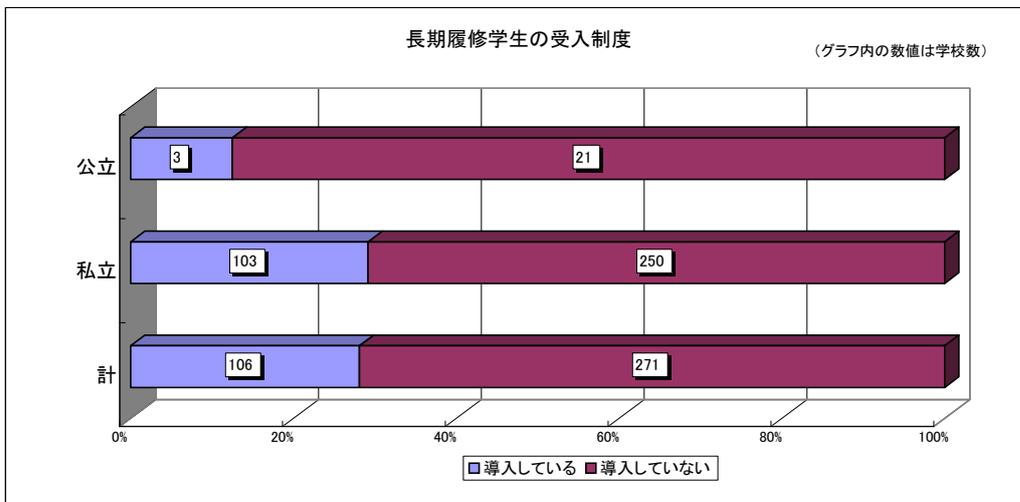
(2) 受入状況



16 長期履修学生

(1) 受入制度

長期履修学生の受入制度を設けている短期大学は、106校で、回答校の約28% (20年度約25%)。



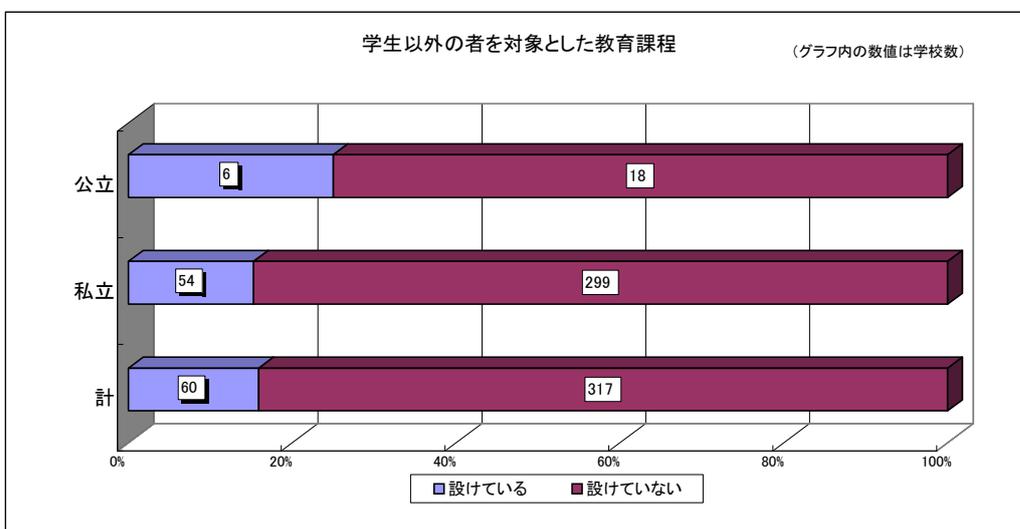
(2) 受入状況

	公立	私立	計	前年度計
(受入校数)	(1)	(14)	(15)	(25)
学生数	57	74	131	172

17 社会人等の学生以外の者を対象とした教育課程の提供

社会人等の学生以外の者を対象とした教育課程を設けている短期大学は、60校で、回答校の約16% (20年度約12%)。

※「社会人等の学生以外の者を対象とした教育課程」とは、主として社会人等の学生以外の者を対象に、大学の授業科目もしくは公開講座またはこれらの一部により体系的に編成した教育課程のこと。必ずしも単位認定を行うことを要しない。なお、単発の公開講座は除く。



「設けている」と回答した中で、教育課程を修了した事実を証する証明書の交付を行っている短期大学は34校 (公立2校、私立32校)

18 公開講座

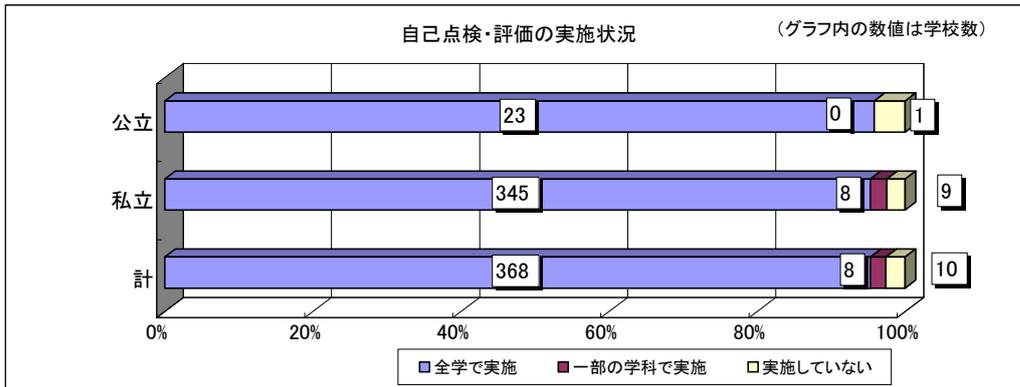
(1) 実施状況

	公立	私立	計	前年度計
(実施校数)	(22)	(320)	(342)	(312)
合計講座数	154	3,134	3,288	4,043
合計時間数	813	68,369	69,182	52,717
合計受講者数	12,571	174,671	187,242	186,057

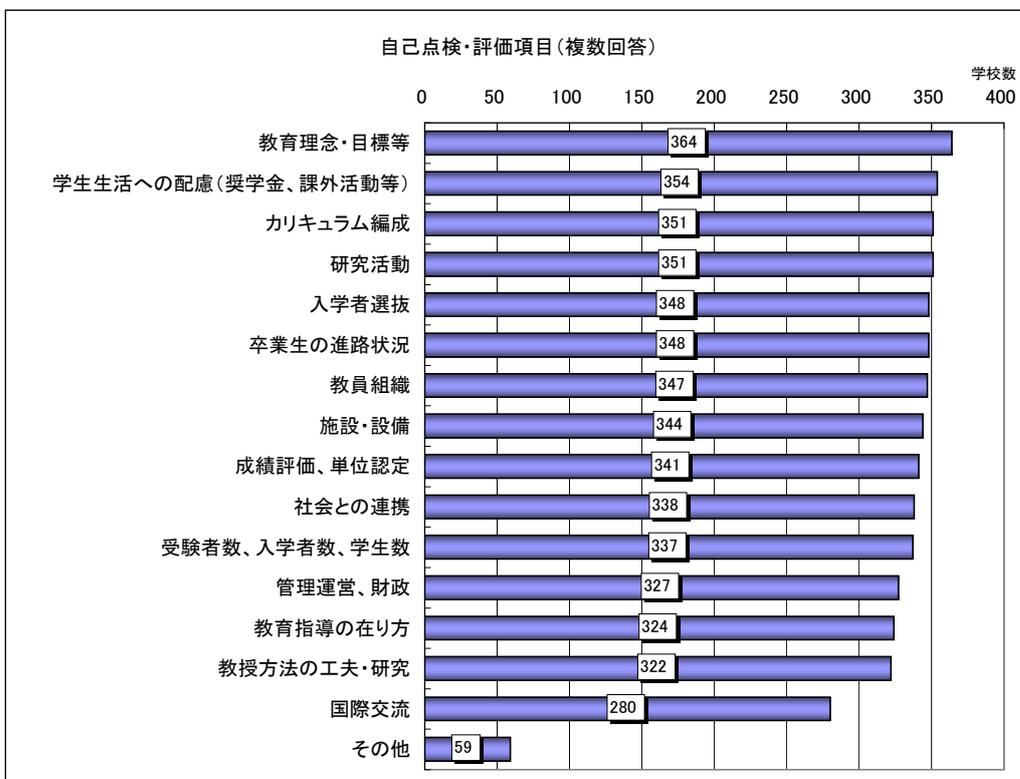
19 自己点検・評価(平成11年度の義務化以降)

(1) 実施状況

平成11年度の義務化以降、これまでに全学で自己点検・評価を実施した短期大学は368校で、回答校の約97%。



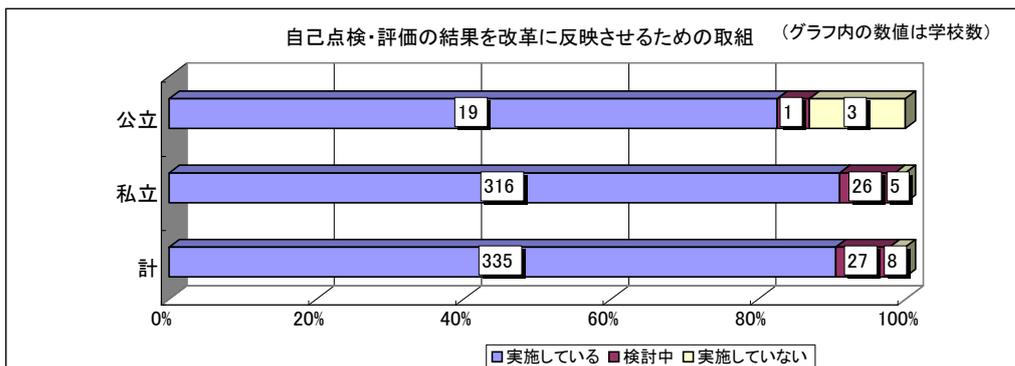
(2) 具体的な評価項目



「その他」の例:改革・改善、学生による評価、自己点検・評価の体制、将来計画、図書館、情報公開、説明責任

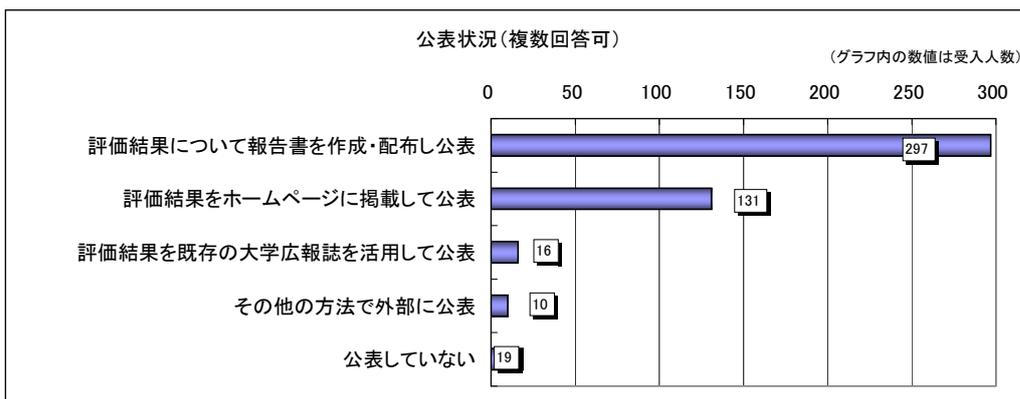
(3) 結果を改革に反映させるための組織的取組

自己点検・評価の結果を改革に反映させるための組織的取組を行っている短期大学は335校で、自己点検・評価を実施した短期大学(368校)のうち約91%(20年度約81%)。



(4) 公表状況

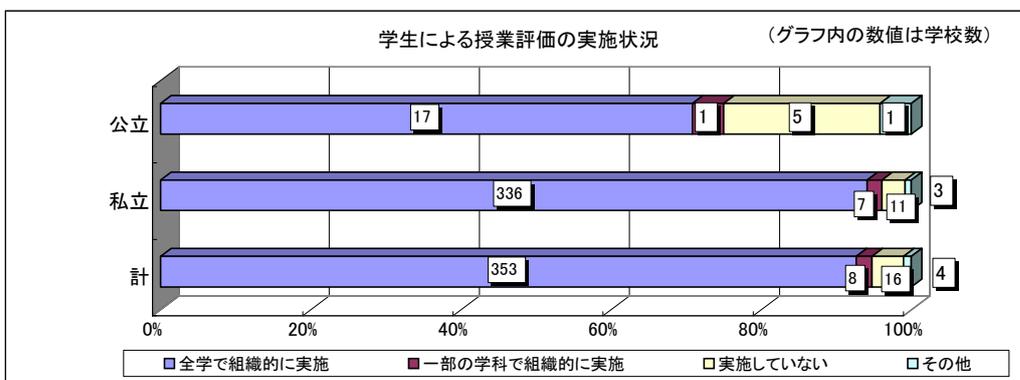
評価結果について報告書を作成・配布し公表した短期大学は297校で、自己点検・評価を実施した短期大学(368校)のうち約81%。



20 学生による授業評価(平成21年度)

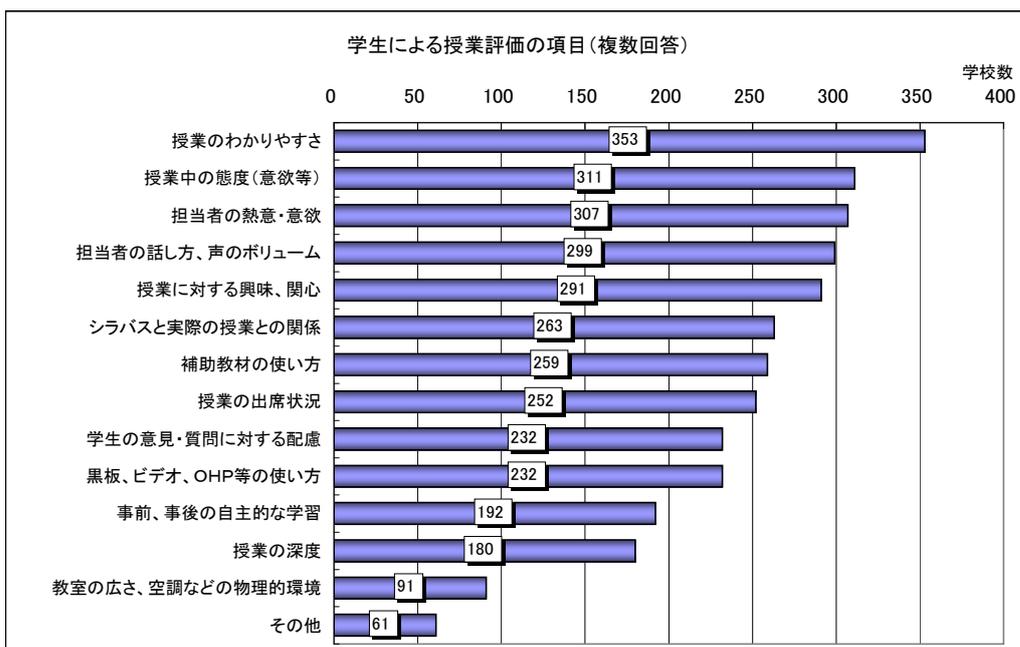
(1) 実施状況

学生による授業評価を全学で組織的に実施した短期大学は、353校で、回答校の約93%(20年度約95%)。



(2) 具体的な評価項目

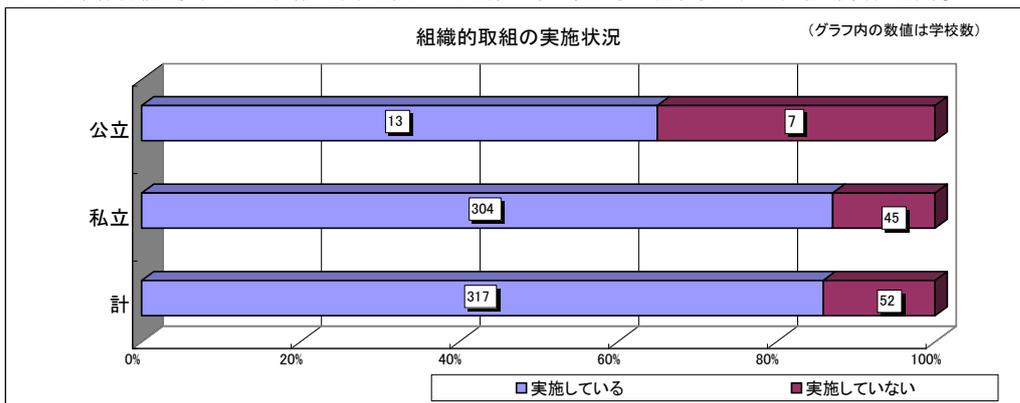
学生による授業評価の具体的な評価項目では、「授業のわかりやすさ」、「授業中の態度(意欲等)」、「担当者の熱意・意欲」などを挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 授業の満足度、授業の進度、授業の開始・終了時間、授業の受講者数、履修理由、私語への対応、学生に対する公平性、自由記述

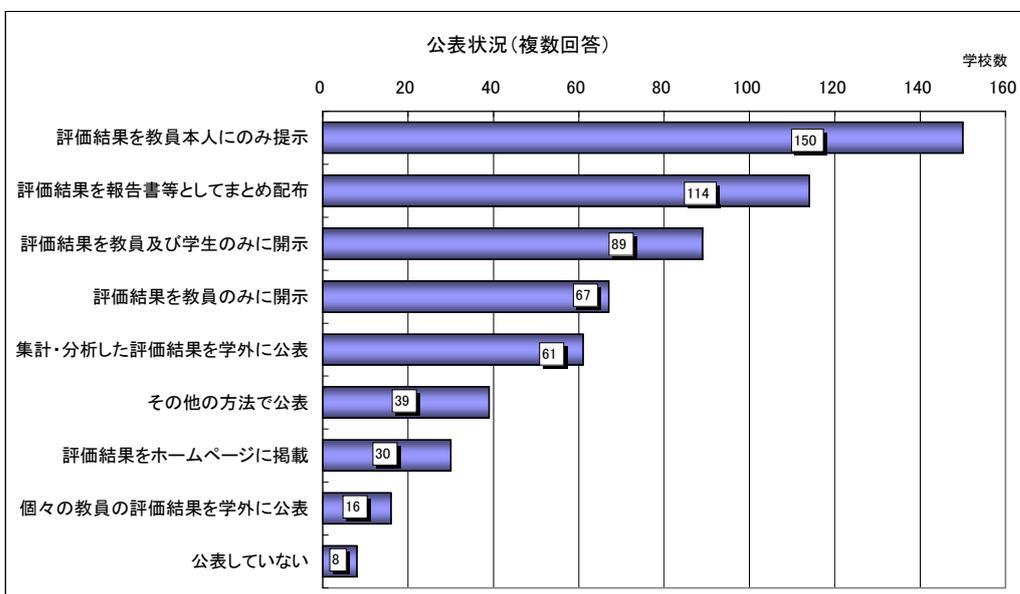
(3) 学生による授業評価の結果を改革に反映させるための組織的取組

学生による授業評価を反映させる組織的取組を実施した短期大学は、317校で回答校の約86% (20年度約62%)。



(4) 学生による授業評価の結果の公表

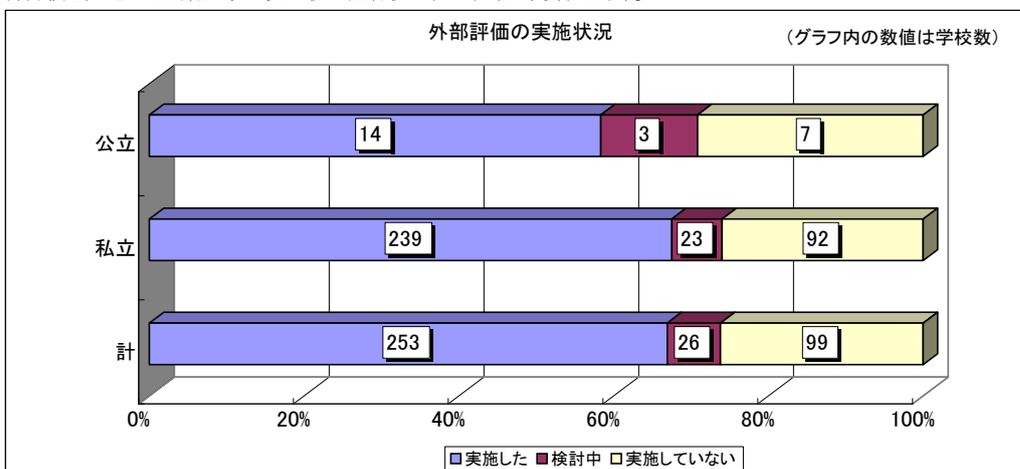
評価結果の公表では、「評価結果を教員本人のみに提示」、「評価結果を報告書等としてまとめ配布」、「評価結果を教員及び学生のみに関示」などを挙げた短期大学が多かった。



21 外部評価

(1) 実施状況

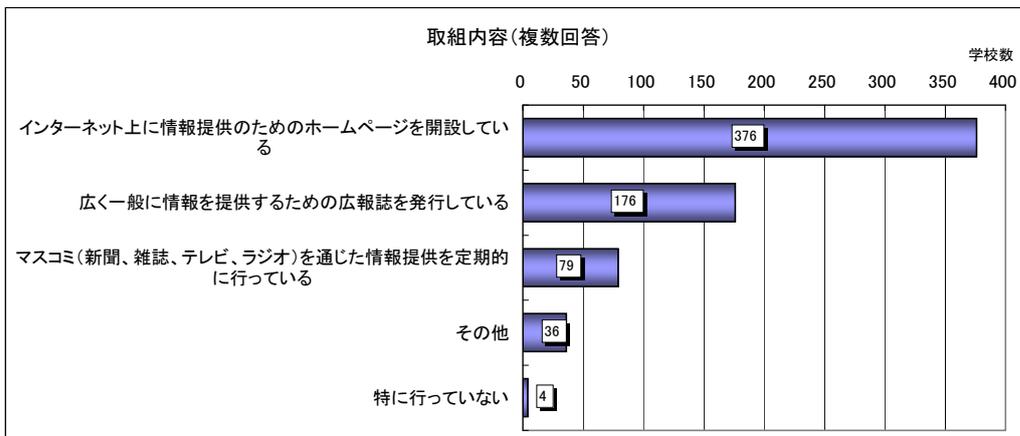
外部評価を実施した短期大学は、253校で回答校の約67% (20年度約49%)。



22 情報提供(平成21年度)

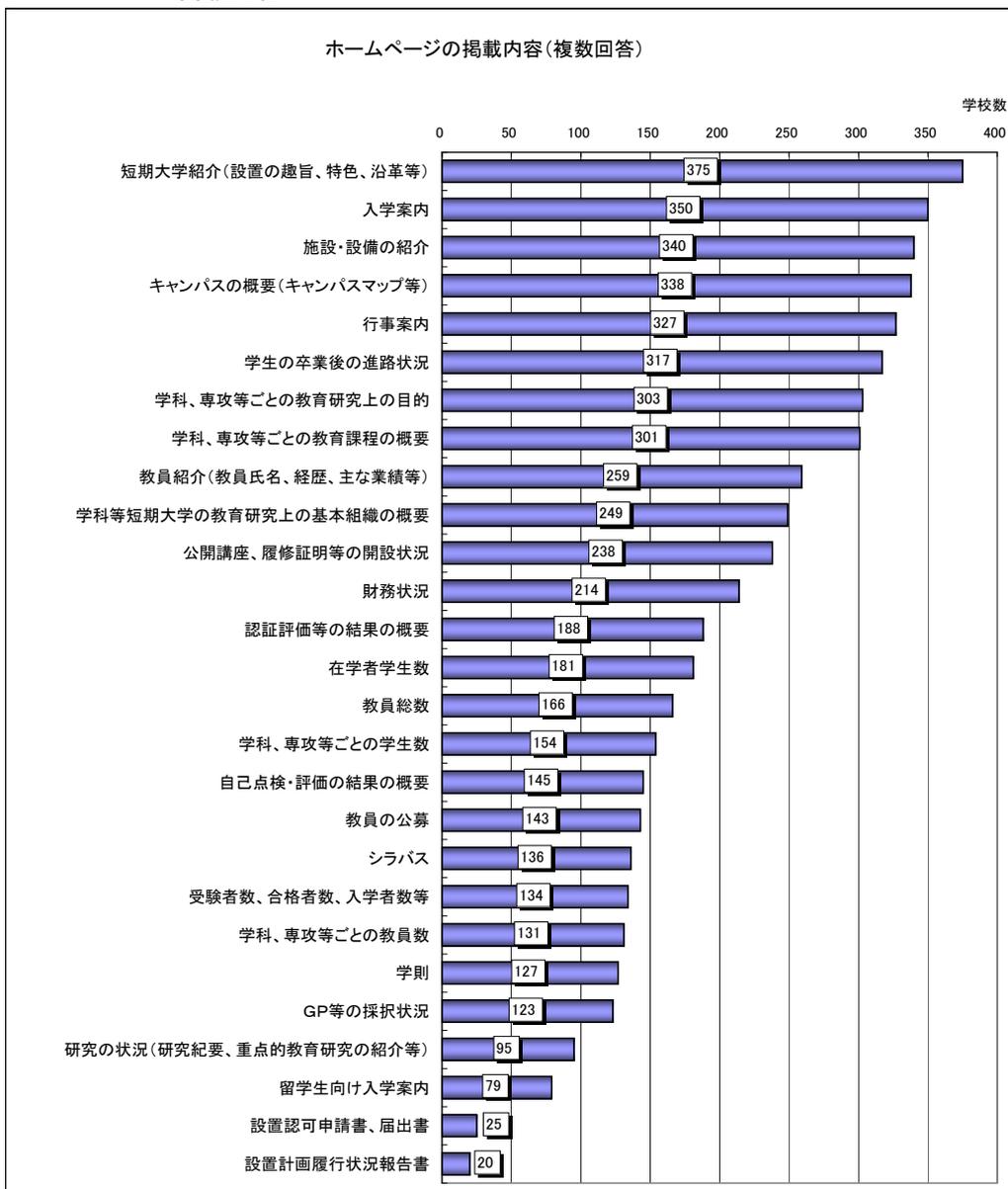
(1) 情報の積極的な提供のための取組内容

具体的な取組内容としては、「インターネット上に情報提供のためのホームページを開設している」、「広く一般に情報を提供するための広報誌を発行している」などを挙げた短期大学が多かった。



「その他」の例: 教職員による高校訪問及び進学相談会を通じた情報提供、自治体の広報誌への掲載、後援会報や同窓会報に掲載

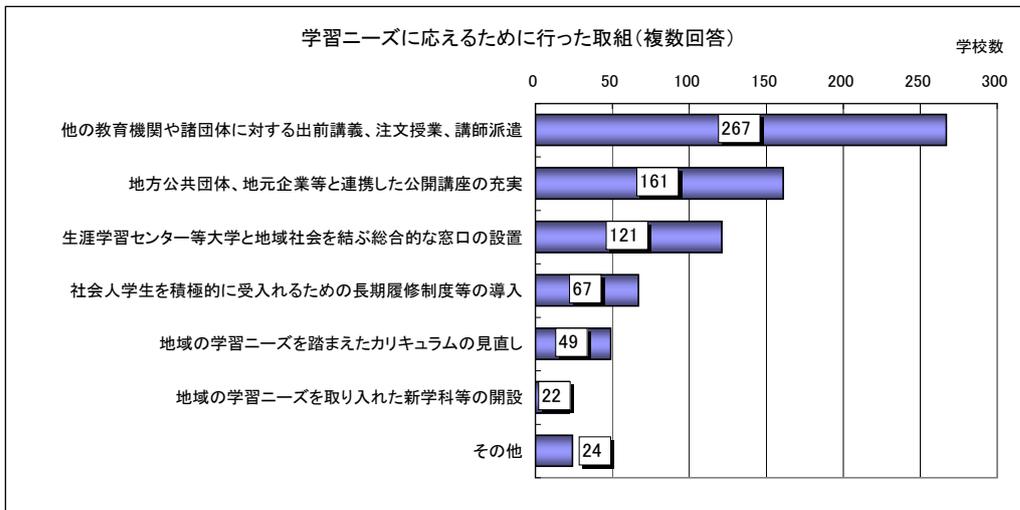
(2) ホームページの掲載内容



23 地域の学習ニーズに応えるための取組(平成21年度)

(1) 地域の学習ニーズに応えるために行った取組

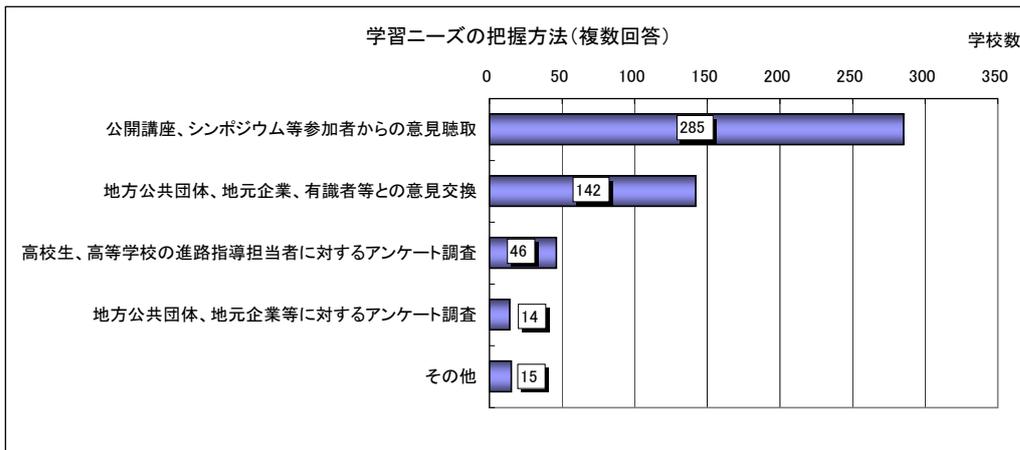
「他の教育機関等に対する出前講義、注文授業、講師派遣」、「地方公共団体、地元企業等と連携した公開講座の充実」を行っている短期大学が多かった。



「その他」の例: ボランティアや学生指導員派遣、子育て支援活動

(2) 地域の学習ニーズの把握方法

「公開講座、シンポジウム等参加者からの意見聴取」、「地方公共団体、地域企業、有識者等との意見交換」を行っている短期大学が多かった。

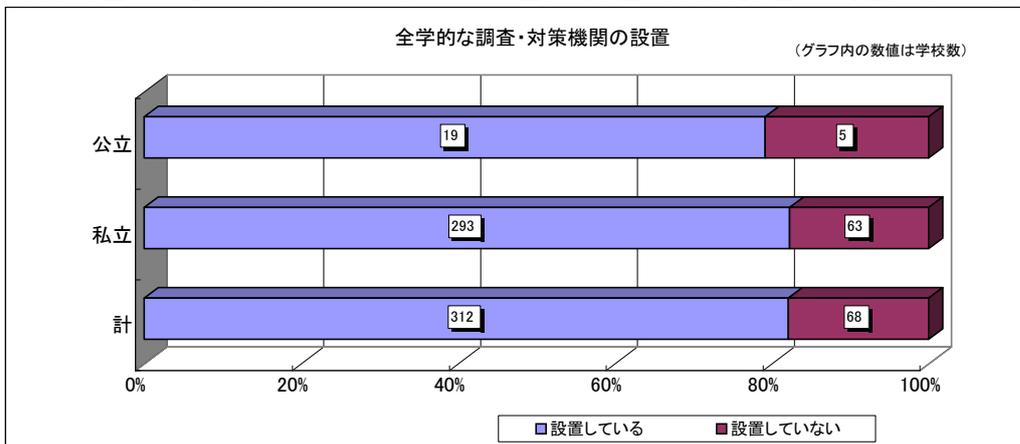


「その他」の例: 自治体等の要請について非定期的意見交換、高等学校の進路指導担当教員との意見交換、

24 セクシャル・ハラスメント防止のための取組(平成21年度)

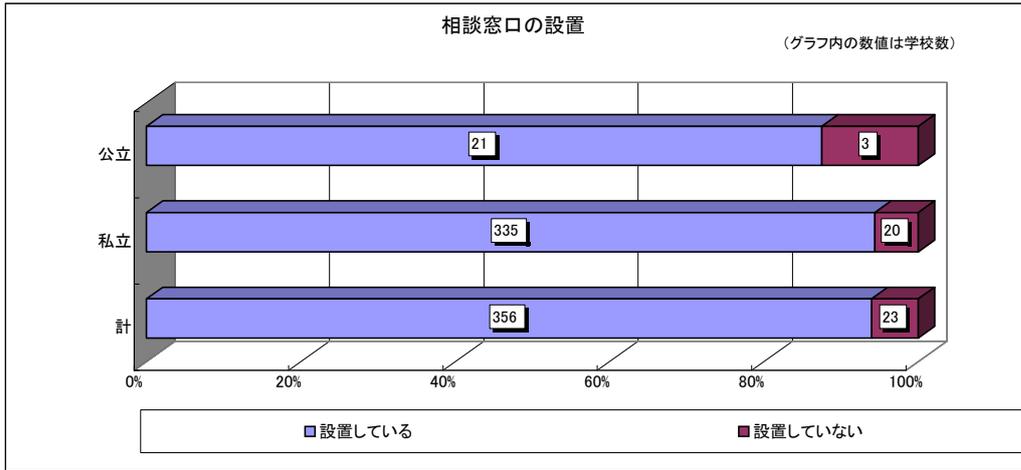
(1) 調査・対策機関の設置

教員の学生に対するセクシャル・ハラスメント防止のための全学的な調査・対策機関を設置している短期大学は312校で、回答校の約82%。



(2) 相談窓口の設置

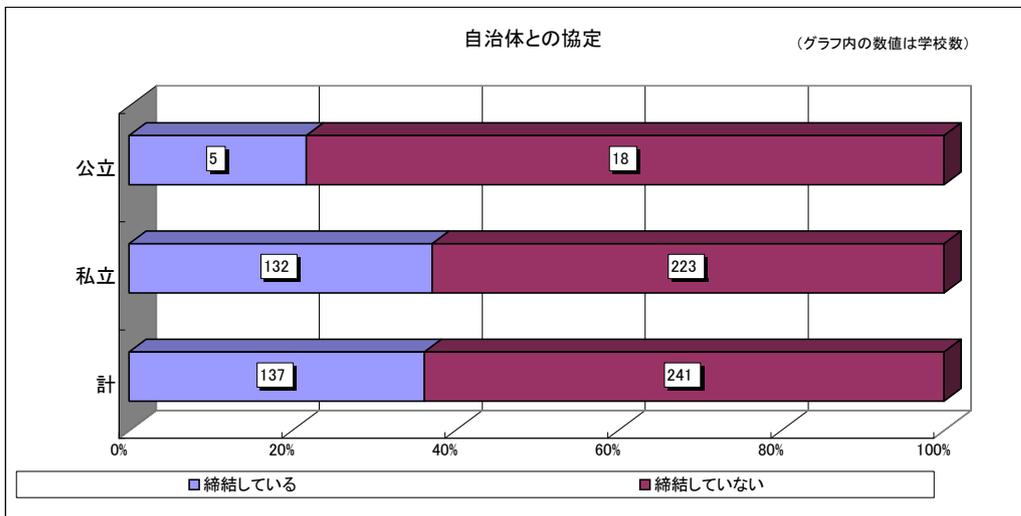
教員の学生に対するセクシャル・ハラスメントの問題に関する相談窓口を設置している短期大学は356校で、回答校の約94%。



25 地域貢献

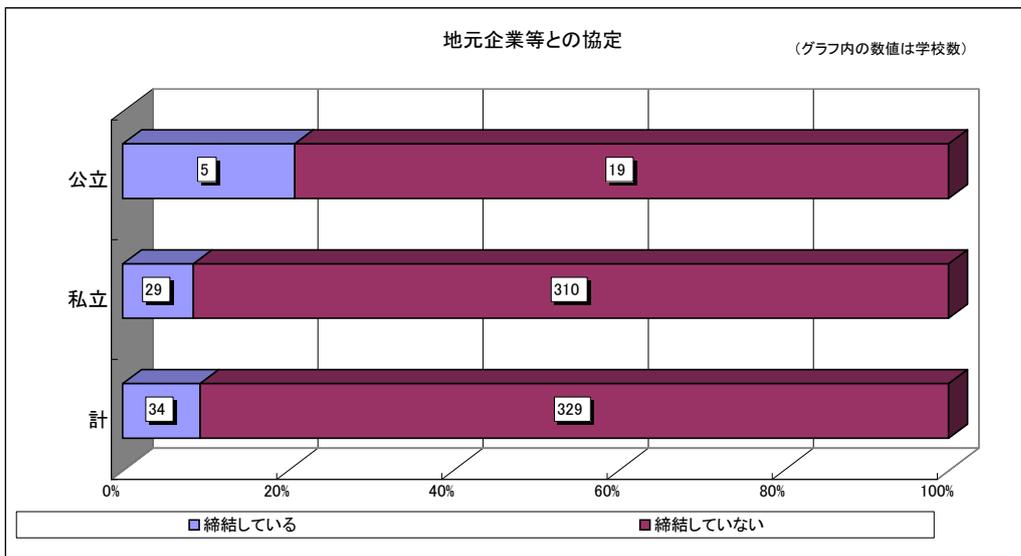
(1) 自治体との協定

自治体との協定を締結している短期大学は137校で、回答校の約36%。

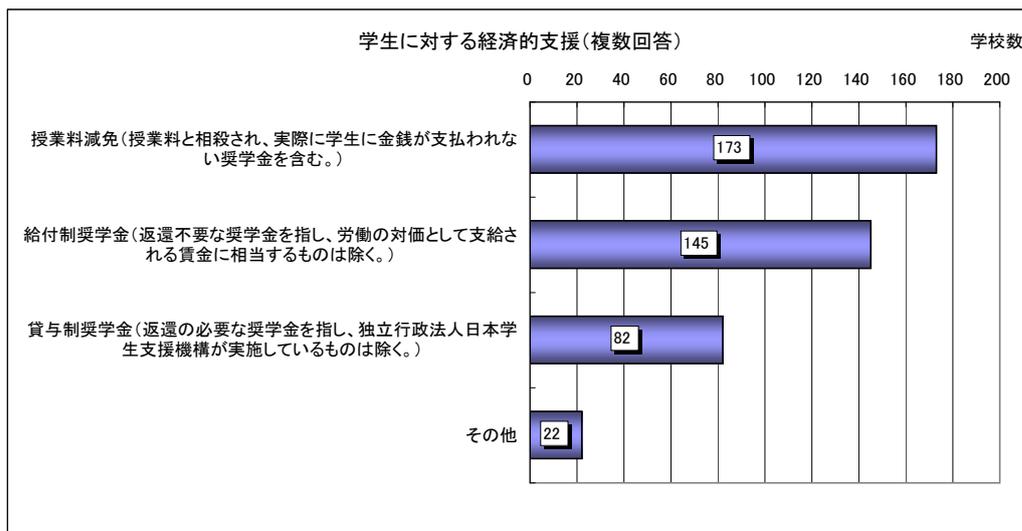


(2) 企業との協定

地元企業等との協定を締結している短期大学は34校で、回答校の約9%。



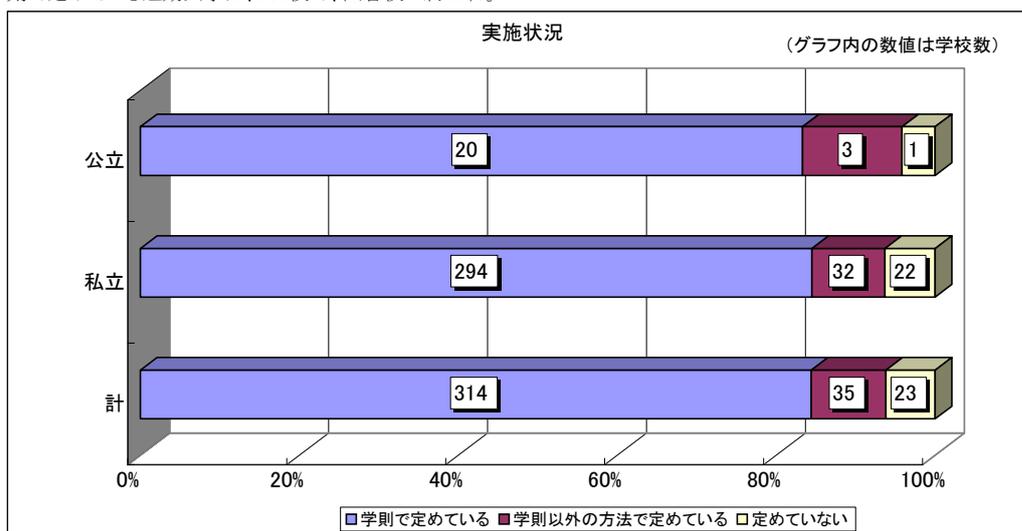
26 学生に対する経済的支援について(平成21年度)



27 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の公表(平成21年度)

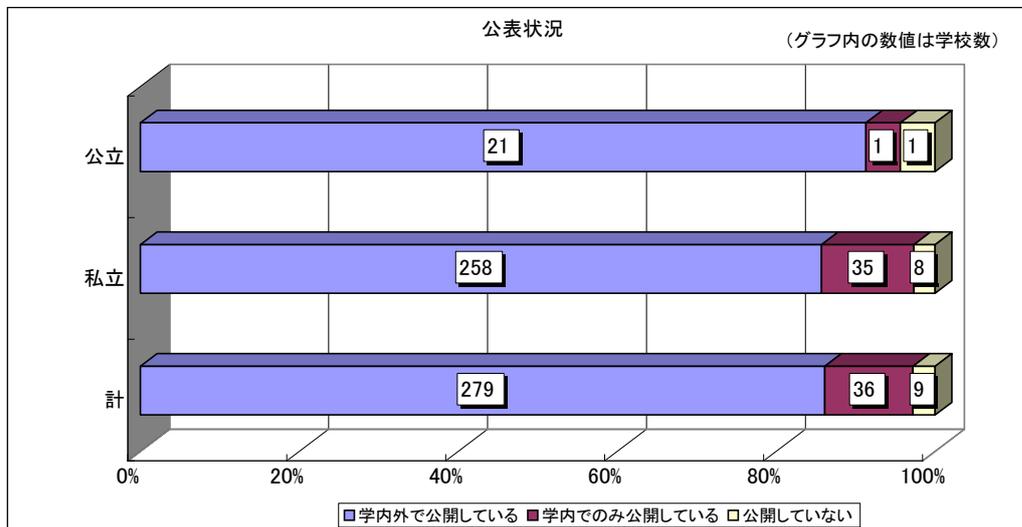
(1) 実施状況

学則で定めている短期大学は、314校で、回答校の約84%。



(2) 公表状況

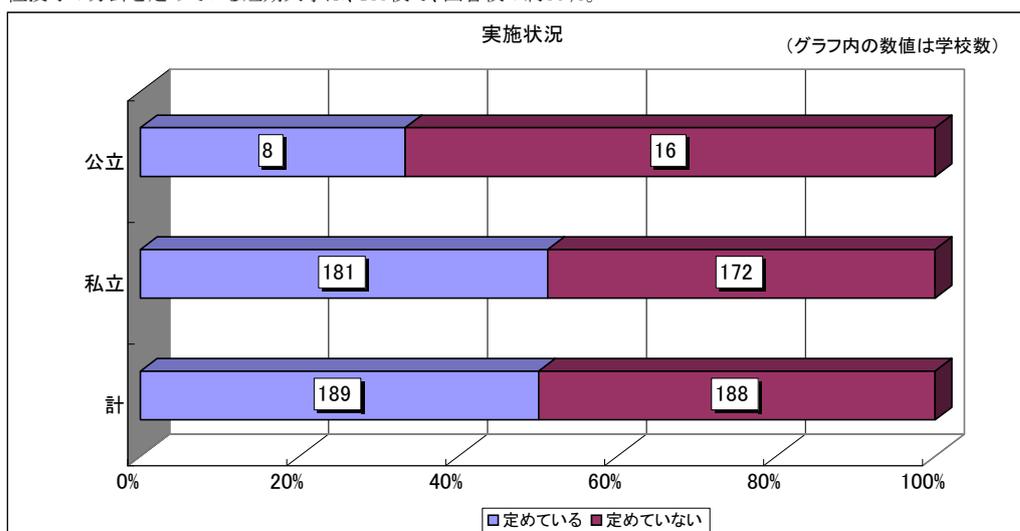
学内外に対して公開している短期大学は、279校で、回答校の約86%。



28 学士課程教育における方針の明確化と公表(平成21年度)

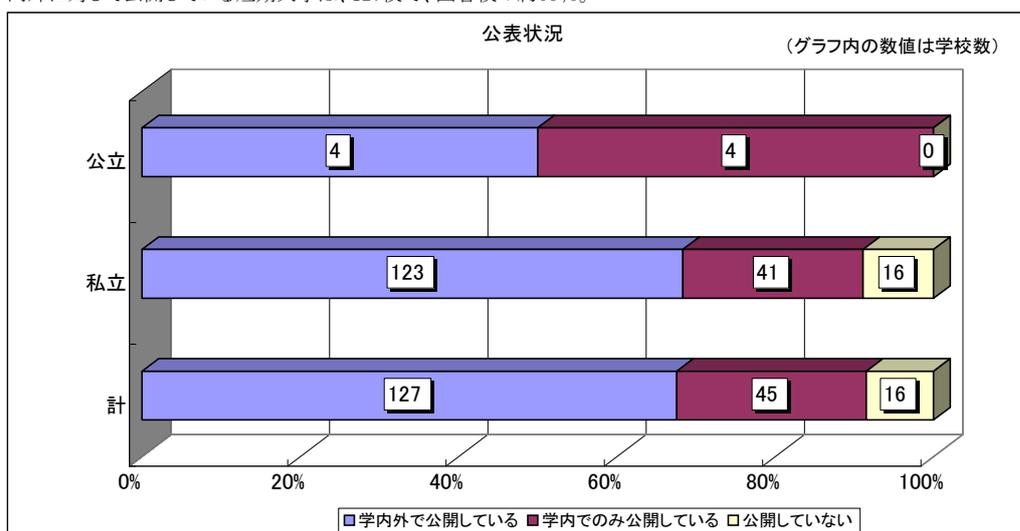
(1) 実施状況

学位授与の方針を定めている短期大学は、189校で、回答校の約50%。



(2) 公表状況

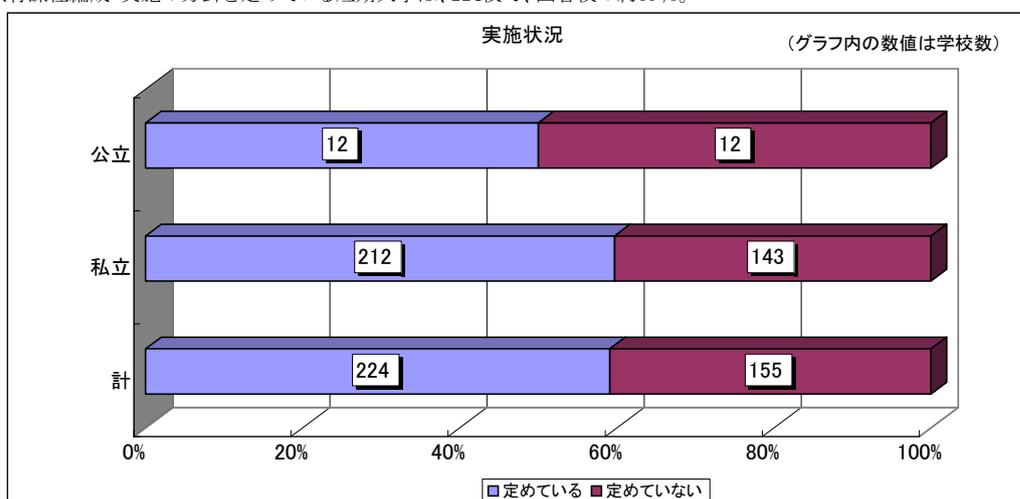
学内外に対して公開している短期大学は、127校で、回答校の約68%。



29 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

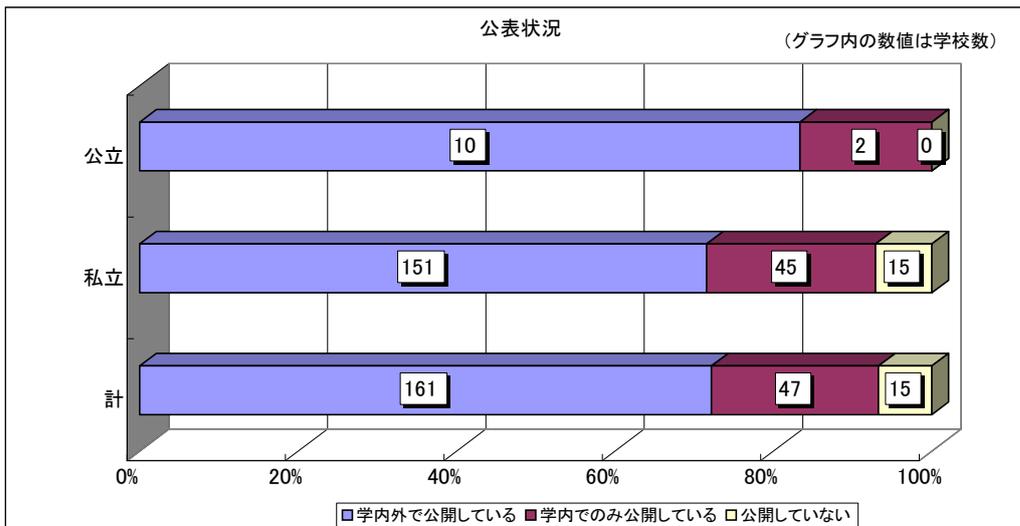
(1) 実施状況

教育課程編成・実施の方針を定めている短期大学は、224校で、回答校の約59%。



(2) 公表状況

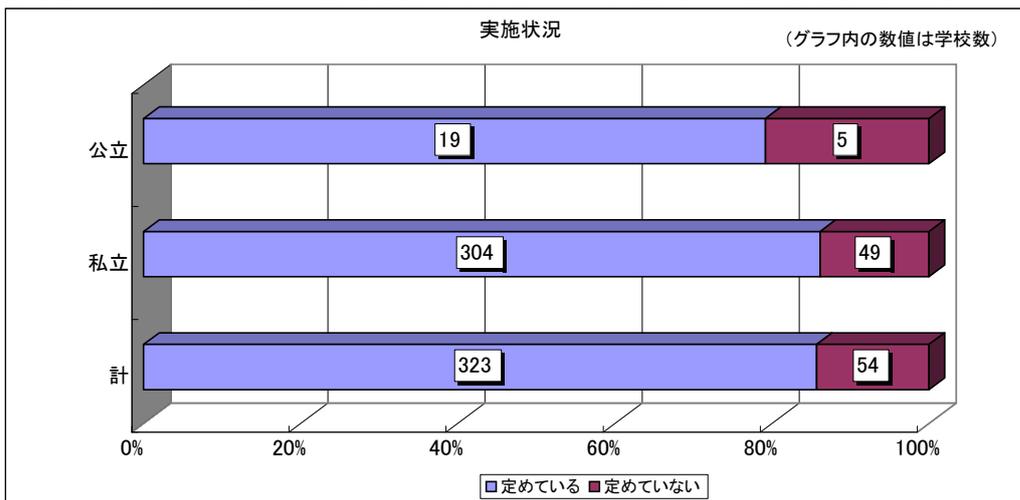
学内外に対して公開している短期大学は、161校で、回答校の約72%。



30 入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

(1) 実施状況

大学と受験生とのマッチングの観点から、入学者受け入れ方針を定めている短期大学は323校で、回答校の約86%。



(2) 公表状況

学内外に対して公開している短期大学は、281校で、回答校の約92%。

